

令和元年

## 第5回 東峰村議会定例会会議録

開会：令和元年9月10日

閉会：令和元年9月13日

福岡県東峰村議会

## 令和元年 第5回東峰村議会定例会

招 集 年 月 日 令和元年9月10日開議  
招 集 の 場 所 東峰村役場議場  
開会日時及び宣告 令和元年9月10日 9時30分  
議 長 佐々木 紀嘉  
閉会日時及び宣告 令和元年9月13日 12時25分  
議 長 佐々木 紀嘉

### 応招議員

議席番号	議 員 名	出欠	議席番号	議 員 名	出欠
1番	梶原 伯夫	○	2番	梶原 光春	○
3番	黒川 隆康	○	4番	泉 守	○
5番	高橋 弘展	○	6番	高倉 寛視	○
7番	長澤 貞義	○	8番	大蔵 久徳	○
9番	伊藤 均	○	10番	佐々木 紀嘉	○

### 不応招議員

議席番号	議 員 名	議席番号	議 員 名
	なし		

### 出席議員

10名
-----

### 欠席議員

なし
----

地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため  
会議に出席した者の職氏名

職	氏 名	職	氏 名
村 長	澁谷 博 昭	副 村 長	高 橋 英 治
教 育 長	佐々木 孝		
総務課長	眞 田 秀 樹	企画政策課長	日 野 正
住民税務課長	室 井 英 信	農林観光課長	梶 原 浩 二
保健福祉課長	岩 橋 一 成	建設水道課長	大 塚 健 司
教育課長	伊 藤 勝 枝	災害対策室長	野 寄 和 秀
企画政策課係長	梶 原 孝 司		

本会議に職務のため出席した者の職氏名

職	氏 名	職	氏 名
議会事務局長	城 辰也		

村長提出議案の題目

議案第 3 2 号	東峰村印鑑条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 3 3 号	東峰村総合計画審議会条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 3 4 号	東峰村税条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 3 5 号	東峰村給水条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 3 6 号	東峰村飲料水給水条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 3 7 号	村道の路線の認定について
議案第 3 8 号	村道の路線の認定について
議案第 3 9 号	人権擁護委員候補者の推薦について
議案第 4 0 号	人権擁護委員候補者の推薦について
議案第 4 1 号	令和元年度東峰村一般会計歳入歳出補正予算（第 2 号）について
議案第 4 2 号	令和元年度東峰村簡易水道事業特別会計歳入歳出補正予算（第 2 号）について
議案第 4 3 号	令和元年度東峰村国民健康保険事業特別会計歳入歳出補正予算（第 2 号）について
承認第 1 0 号	専決処分の承認を求めることについて（専決第 7 号）
承認第 1 1 号	専決処分の承認を求めることについて（専決第 8 号）
承認第 1 2 号	専決処分の承認を求めることについて（専決第 9 号）

承認第 1 3 号	専決処分の承認を求めることについて（専決第 1 0 号）
承認第 1 4 号	専決処分の承認を求めることについて（専決第 1 1 号）
認定第 1 号	平成 3 0 年度東峰村一般会計歳入歳出決算の認定について
認定第 2 号	平成 3 0 年度東峰村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
認定第 3 号	平成 3 0 年度東峰村国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
認定第 4 号	平成 3 0 年度東峰村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
報告第 3 号	平成 3 0 年度株式会社宝珠山ふるさと村決算状況報告について

#### 議員提出議案の題目

発議第 3 号	「新たな過疎対策法の制定に関する意見書」の提出について
請願第 2 号	「少人数学級推進などの定数改善」「義務教育費国庫負担制度 2 分の 1 の復元」にかかわる意見書の提出を求める請願書
請願第 3 号	「地方財政の充実・強化を求める意見書」の提出を求める請願書
発議第 4 号	日田彦山線の「鉄道での早期復旧」に全力で取り組む決議について

#### 議事日程

議長は、議事日程を別紙のとおり報告した。（会議規則第 2 1 条）

#### 会議録署名議員の指名

議長は、会議録署名議員に次の 2 人を指名した。（会議規則 1 2 5 条）

9 番 伊藤均議員                      1 番 梶原伯夫議員

# 第5回 東峰村議会定例会会議録

令和元年9月10日  
( 第 1 日 )

東 峰 村 議 会

## 令和元年 第5回東峰村議会定例会議事日程

令和元年9月10日開議

開会宣言

議事日程報告

- |       |        |                               |
|-------|--------|-------------------------------|
| 日程第 1 |        | 会議録署名議員の指名                    |
| 日程第 2 |        | 会期の決定                         |
| 日程第 3 |        | 議案上程報告                        |
| 日程第 4 |        | 村長のあいさつ及び提案理由の説明              |
| 日程第 5 |        | 一般質問                          |
| 日程第 6 | 議案第32号 | 東峰村印鑑条例の一部を改正する条例の制定について      |
| 日程第 7 | 議案第33号 | 東峰村総合計画審議会条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 8 | 議案第34号 | 東峰村税条例の一部を改正する条例の制定について       |
| 日程第 9 | 議案第35号 | 東峰村給水条例の一部を改正する条例の制定について      |
| 日程第10 | 議案第36号 | 東峰村飲料水給水条例の一部を改正する条例の制定について   |
| 日程第11 | 議案第37号 | 村道の路線の認定について                  |
| 日程第12 | 議案第38号 | 村道の路線の認定について                  |
| 日程第13 | 議案第39号 | 人権擁護委員候補者の推薦について              |
| 日程第14 | 議案第40号 | 人権擁護委員候補者の推薦について              |
| 日程第15 | 議案第41号 | 令和元年度東峰村一般会計歳入歳出補正予算（第2号）について |

- 日程第16 議案第42号 令和元年度東峰村簡易水道事業特別会計歳入歳出補正予算(第2号)について
- 日程第17 議案第43号 令和元年度東峰村国民健康保険事業特別会計歳入歳出補正予算(第2号)について
- 日程第18 承認第10号 専決処分の承認を求めることについて(専決第7号)
- 日程第19 承認第11号 専決処分の承認を求めることについて(専決第8号)
- 日程第20 承認第12号 専決処分の承認を求めることについて(専決第9号)
- 日程第21 承認第13号 専決処分の承認を求めることについて(専決第10号)
- 日程第22 承認第14号 専決処分の承認を求めることについて(専決第11号)
- 日程第23 認定第1号 平成30年度東峰村一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第24 認定第2号 平成30年度東峰村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第25 認定第3号 平成30年度東峰村国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第26 認定第4号 平成30年度東峰村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第27 報告第3号 平成30年度株式会社宝珠山ふるさと村決算状況報告について
- 日程第28 発議第3号 「新たな過疎対策法の制定に関する意見書」の提出について
- 日程第29 請願第2号 「少人数学級推進などの定数改善」「義務教育費国庫負担制度2分の1復元」にかかわる意見書の提出を求める請願書
- 日程第30 請願第3号 「地方財政の充実・強化を求める意見書」の提出を求める請願書

開 会	
議 長	<p>おはようございます。</p> <p>ただ今の出席議員数は、10名です。</p> <p>定足数に達しておりますので、令和元年第5回東峰村議会定例会を開会いたします。</p> <p style="text-align: right;">(9時30分)</p>
開 議	
議 長	<p>本会議に先立ち、議長の諸般報告を行います。</p> <p>報告は、お手元に配布のとおりであります。議案書の最後のページの、議長諸般報告をもって代えさせていただきます。</p> <p>それでは、ただ今から配布しております日程により、議事を進めてまいります。</p>
日程第1	
議 長	<p>日程第1 会議録署名議員の指名を行います。</p> <p>会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、9番 伊藤均議員、1番 梶原伯夫議員を指名いたします。</p>
日程第2	
議 長	<p>日程第2 「会期の決定について」を、議題といたします。</p> <p>議会運営委員会委員長に、議会運営委員会の報告を求めます。</p> <p>9番 伊藤均議員</p>
9 番	<p>今期定例会の議会運営にあたり、議会運営委員会の協議の結果について、ご報告を申し上げます。</p> <p>本日招集に係る令和元年第5回東峰村議会定例会の運営につきましては、去る9月2日に議会運営委員会を開催いたしました。</p> <p>まず、議案につきましては、条例の制定が5件、村道認定が2件、人権擁護委員候補者の推薦が2件、令和元年度一般会計・特別会計の補正予算が3件、承認が5件、平成30年度決算認定が4件、報告が1件、発議1件、請願2件が予定されています。</p> <p>会期につきましては、慎重に審議をいたしまして、本日10日から20日までの11日間と決定いたしました。</p> <p>会期日程につきましては、お手元に日程表を配布しております。</p> <p>まず、議案上程後、村長のあいさつ並びに提案理由の説明を聴取し、各課長の補足説明の後、通告に従い9名の議員の一般質問を予定しております。</p> <p>決算認定については、決算審査特別委員会を設置・付託し、審議をしたいと思います。なお、決算書の朗読は行っておりませんので、今回も省略することといたします。</p> <p>13日には、決算審査特別委員会の総括質疑、討論、採決並びに本会議における質疑、討論、採決を予定いたしております。</p> <p>以上、簡単であります。議会運営委員会の協議の概要であります。</p> <p>本定例会が円滑に運営されますように、特段のご協力を賜りますよう心からお願いいたしまして、報告といたします。</p>
議 長	<p>ただ今、議会運営委員長より報告がありました。</p> <p>本定例会の会期は、本日10日から20日までの11日間といたしたいと思います。</p> <p>お諮りいたします。</p> <p>これに、ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議 長	<p>異議なしと認め、会期は、9月10日から9月20日までの11日間と決定いたしました。</p>



休 憩	
議 長	10時まで休憩を取ります。 この後全協を開きますので、議案書を持って第2会議室のほうにご集合ください。 (9時34分)
再 開	
議 長	休憩前に引き続き、会議を再開いたします。 (10時00分)
日程第3	
議 長	日程第3 事務局長に議案の上程報告を求めます。 事務局長 (事務局長議案上程報告)
議 長	ただ今事務局長より、議案の上程報告が終わりました。
日程第4	
議 長	日程第4 「村長あいさつ及び提案理由の説明」を、お願いします。 村長
村 長	<p>皆さん、改めましておはようございます。</p> <p>本日ここに、令和元年第5回東峰村議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、公私ともにお忙しい中、ご参集を賜り誠にありがとうございます。</p> <p>さて、一昨年7月の九州北部豪雨の爪痕が癒えぬ中、農家の皆さんの懸命な努力により、今年も黄金色に色づいた稲穂の収穫時期となりました。農地の災害復旧も53.3%の発注率となりましたが、完成率では21.4%にとどまっており、今後も積極的な発注を図るとともに、完成率にも重点を置き、早期の農地災害の復旧に向け取り組んでまいり所存でございます。</p> <p>また、九州北部豪雨は3年連続の豪雨災害に見舞われ、先日末の豪雨により、本村でも床下の土砂侵入等の被害が発生しましたし、佐賀県武雄市や大町町も激甚災害の指定を受ける甚大な被害が発生しております。本村からも有志による人々が、武雄市においてボランティア活動を行い、復旧支援に頑張っているところであります。</p> <p>また、日田彦山線の復旧に関しましても、日田彦山線の早期復旧を求める東峰村住民決起大会が8月31日に開催され、東峰村の宝である日田彦山線の鉄道での早期復旧が決議されました。明日11日には、小川知事をはじめ栗原県議会議長、JR九州等に赴き、決議文を提出すると伺っております。</p> <p>被災沿線3自治体の首長会議も8月13日に本村で開催し、沿線自治体からの1.6億円の運行費の負担なしでの鉄道での早期復旧を、確認をしたところです。</p> <p>今後も1日でも早い復旧・復興の活動を、議員の皆様並びに村民の皆様とともに推進していく決議ですので、ご協力をお願いを申し上げます。</p> <p>それでは、本定例会に執行部から提案をしております各議案等について、ご説明を申し上げます。</p> <p>本定例会には、条例の制定について5件、村道の路線の認定について2件、人権擁護委員候補者の推薦について2件、補正予算について3件、専決処分の承認について5件、決算認定について4件、報告1件、合計22件の議案等をご提案申し上げ、ご審議をお願いする次第であります。</p> <p>議案第32号、東峰村印鑑条例の一部を改正する条例の制定につきましては、住民基本台帳法施行令等の一部を改正する政令が公布されたことに伴い、東峰村印鑑条例の一部を改正するものです。</p>

議案第33号、東峰村総合計画審議会条例の一部を改正する条例の制定につきましては、総合計画審議会において総合計画以外の重要な計画等について、併せて審議できるように東峰村総合計画審議会条例の一部を改正するものです。

議案第34号、東峰村税条例の一部を改正する条例の制定につきましては、軽自動車税環境性能割が令和元年10月1日から施行されることに伴い、東峰村税条例の一部を改正するものです。

議案第35号、東峰村給水条例の一部を改正する条例の制定、議案第36号、東峰村飲料水給水条例の一部を改正する条例の制定につきましては、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律により、消費税率が10%に引き上げられることから、使用料金等に係る消費税率の改正を行うものです。

議案第37号、村道の路線の認定につきましては、用途の多様化に伴い、農道を新規に村道第2尾崎線として認定するために、道路法第8条第2項の規定により議会の議決を求めるものです。

議案第38号、村道の路線の認定につきましては、新規に中尾・古庄屋線を村道として認定するために、道路法第8条第2項の規定により議会の議決を求めるものです。

議案第39号、人権擁護委員候補者の推薦につきましては、人権擁護委員高倉美紀恵氏が令和元年12月31日をもって任期満了となるため、再度同氏を人権擁護委員の候補者として推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により意見を求めるものです。

議案第40号、人権擁護委員候補者の推薦につきましては、人権擁護委員梶原文雄氏が令和元年12月31日をもって任期満了となるため、再度同氏を人権擁護委員の候補者として推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により意見を求めるものです。

議案第41号、令和元年度東峰村一般会計歳入歳出補正予算（第2号）につきましては、歳入歳出それぞれに1億7,568万6千円を追加し、歳入歳出総額を55億4,233万2千円とするものです。うち災害関係は9,923万2千円となっております。

歳出では、災害関連としては、土地購入費1,508万2千円、農地・農業用施設災害復旧費400万円、林道施設災害復旧費7,855万円、簡易水道会計への繰入金160万円を計上しております。

また、災害関連以外としては、庁舎耐震診断評価書作成業務164万円、仮設庁舎プレハブ賃借料87万6千円、Windows7サポート終了に伴う業務用パソコン入れ替え1,001万円、ほうしゅ楽舎再建地質調査200万円、番号制度に係る事業費負担金228万9千円、光ケーブル移設工事110万円、プレミアム商品券事業1,250万円、林道維持費100万円、観光施設修繕193万円、山村広場トイレ等改修1,916万円、林道維持補修600万円、河川小規模工事350万円、防災無線子局等改修1,100万円、などを計上しております。

歳入としては、分担金、国県補助金、繰入金、繰越金、諸収入、村債を計上しております。

議案第42号、令和元年度東峰村簡易水道事業特別会計歳入歳出補正予算（第2号）につきましては、歳入歳出それぞれに160万円を追加し、歳入歳出総額を1億4,641万7千円とするものです。うち災害関係は160万円となっております。

歳出では、竹浄水場系統災害復旧事業160万円を計上しています。

歳入は、一般会計繰入金を計上しております。

	<p>議案第43号、令和元年度東峰村国民健康保険事業特別会計歳入歳出補正予算（第2号）につきましては、歳入歳出それぞれに93万4千円を追加し、歳入歳出総額を3億2,367万4千円とするものです。</p> <p>歳出では、職員給与費33万7千円、一般被保険者税還付金58万7千円を計上しています。</p> <p>歳入は、一般会計繰入金を計上しております。</p> <p>承認第10号から第14号、専決処分の承認を求めることにつきましては、災害復旧工事の契約変更について、それぞれ地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定により報告し承認を求めるものです。</p> <p>認定第1号から第4号につきましては、平成30年度東峰村一般会計及び特別会計の歳入歳出決算が整いましたので、地方自治法第233条第3項の規定により議会の承認を求めるものです。</p> <p>報告第3号、平成30年度株式会社宝珠山ふるさと村決算状況報告につきましては、地方自治法第221条第3項に規定されている法人である株式会社宝珠山ふるさと村より、平成30年度決算諸表の提出があり、これを承認したので、同法第243条の3第2項の規定により議会に報告するものです。</p> <p>以上、提案理由の概要を説明申し上げましたが、いずれも今後の村政推進上重要な案件でありますので、皆様方には十分なるご審議を賜り、ご議決を賜りますようお願いを申し上げます。よろしくお願いいたします。</p>
議長	以上、村長の提案理由の説明が終わりました。
日程第5	
議長	日程第5 一般質問につきましては、日程第6から日程第27までの補足説明終了後に行います。
日程第6	
議長	<p>日程第6 議案第32号「東峰村印鑑条例の一部を改正する条例の制定について」補足説明を担当課長に求めます。</p> <p>住民税務課長</p>
住民税務課長	<p>19ページをお願いいたします。</p> <p>議案第32号「東峰村印鑑条例の一部を改正する条例の制定について」上記の条例案を別紙のとおり提出する。</p> <p>令和元年9月10日提出、東峰村長名でございます。</p> <p>提案理由、住民基本台帳法施行令等の一部を改正する政令が公布されることに伴い、規定の整備を行うもので、令和元年11月5日から、住民票に旧氏を記載することが可能になり、それに伴い住民票への旧氏の記載を行った場合に限り、旧氏での印鑑登録の利用が可能となるものでございます。</p> <p>20ページをお願いいたします。</p> <p>新旧対照表ですが、下線の分についてですね、改正を行うものでございます。</p> <p>第2条中で、「本村の」を「本村が備える」に改め、第5条第1号中、「名」の次に「、旧氏（住民基本台帳法施行令第30条の13に規定する旧氏をいう。以下同じ。）」を加え、21ページになりますが、「住民基本台帳法施行令第30条の26第1項」を「(令第30条の16第1項)」に改め、同条第1号及び第2号中の氏名の次に旧氏を加え、第5条第2項中「記録されている」を「記載されている」に改め、22ページをお願いいたします。12条第3項中の「氏若しくは」を「氏（氏に変更があった者にあつては、住民票に記載されている旧氏を含む。）又は」に改めるものです。</p> <p>附則、この条例は、令和元年11月5日から施行するものでございます。</p> <p>以上で、補足説明を終わります。</p>

日程第7	
議長	<p>日程第7 議案第33号「東峰村総合計画審議会条例の一部を改正する条例の制定について」</p> <p>補足説明を担当課長に求めます。</p> <p>企画政策課長</p>
企画政策課長	<p>議案第33号「東峰村総合計画審議会条例の一部を改正する条例の制定について」</p> <p>上記の条例案を別紙のとおり提出する。</p> <p>令和元年9月10日提出、村長名です。</p> <p>提案理由、総合計画審議会において総合計画以外の重要な計画等について併せて審議できるよう東峰村総合計画審議会条例の一部を改正するものである。</p> <p>今年度をもって総合計画、前期基本計画、まち・ひと・しごと総合戦略が同時に完了を迎えることから、今年度2つの計画を総合的に見直す機関となりました。</p> <p>24ページの東峰村総合計画審議会条例の一部を改正する条例の、新旧対照表の左側の改正案をご覧ください。</p> <p>条例名及び第1条設置については、総合計画や総合戦略等村の重要な計画を合わせて審議できるように、東峰村総合計画審議会を東峰村総合計画等審議会と改正しております。</p> <p>第2条、所掌事務は追加になります。</p> <p>第1項は、村長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査し、及び審議し、その結果について村長に答申するものということで、第1号は、総合計画に関すること、第2号は、まち・ひと・しごと創生総合戦略に関すること、第3号は、前2号に掲げるもののほか、総合計画及び総合戦略等に関し村長が必要と認める事項に関することとしております。</p> <p>第3条の組織は、2条が3条に変わり第2項第4号に、前号に掲げる者のほか、村長が必要と認める者を追加しております。</p> <p>第4条の委員の任期は、3年を2年としております。</p> <p>第5条の会長及び副会長は、第1項で、会長及び副会長を置き、委員の互選により定めると、現行の1項と2項を合わせたものでございます。</p> <p>2項、3項は現行から変わっておりません。</p> <p>第6条の会議は、第1項で、会長は会議の議長となる、を追加したものです。</p> <p>第7条、意見の聴取は、追加しております。</p> <p>附則で、この条例は、公布の日から施行する。</p> <p>以上で、説明を終わります。</p>
日程第8	
議長	<p>日程第8 議案第34号「東峰村税条例の一部を改正する条例の制定について」</p> <p>担当課長に補足説明を求めます。</p> <p>住民税務課長</p>
住民税務課長	<p>27ページをお願いいたします。</p> <p>議案第34号「東峰村税条例の一部を改正する条例の制定について」</p> <p>上記の条例案を別紙のとおり提出する。</p> <p>令和元年9月10日提出、東峰村村長名でございます。</p> <p>提案理由ですが、軽自動車税環境性能割が令和元年10月1日から施行されることに伴い規定の整備を行うもので、日本赤十字社が行う血液事業の用に供する軽自動車について、非課税の範囲を広げるものでございます。</p> <p>28ページをお願いいたします。</p> <p>新旧対照表の中の下線の部分を改正するものでございますが、第81条の2中です</p>

	<p>ね、「救急用の」を、「次の各号に該当する」に改め、同条の2第1号、救急用のもの、第2号、「血液事業の用に供するもの」を加えて改正するものでございます。</p> <p>附則、この条例は、令和元年10月1日から施行するものでございます。</p> <p>以上で、補足説明を終わります。</p>
日程第9	
議長	<p>日程第9 議案第35号「東峰村給水条例の一部を改正する条例の制定について」補足説明を担当課長に求めます。</p> <p>建設水道課長</p>
建設水道課長	<p>29ページ目をお願いいたします。</p> <p>議案第35号「東峰村給水条例の一部を改正する条例の制定について」上記の条例案を別紙のとおり提出する。</p> <p>令和元年9月10日提出、東峰村長名でございます。</p> <p>提案理由、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律により、消費税率が10%に引き上げられることから、使用料金等に係る消費税率の一部改正を行うものでございます。</p> <p>30ページをお願いいたします。</p> <p>給水条例、新旧対照表を付けております。</p> <p>アンダーラインで示している部分が変更点でございます。</p> <p>抜粋して説明いたします。</p> <p>第27条、料金は別表第1のとおりとし、基本料金と超過料金の合計額に100分の110を乗じて得た金額とする。この場合において、その額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。</p> <p>第36条、加入分担金、給水装置の新設又は改造工事の申込者は、別表第2の区分に定める額に100分の110を乗じて得た金額を加入分担金として納入しなければならない。</p> <p>施行期日、この条例は、令和元年10月1日から施行する。</p> <p>経過措置、この条例の施行日から令和元年10月31日までに検針を行い、その計量した使用水量により算定する料金の取り扱いについては、改正後の東峰村給水条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。</p> <p>ただし、施行日以降に給水装置の新設等の申し込みを行い、承認を受けた者を除く。</p> <p>以上でございます。</p>
日程第10	
議長	<p>日程第10 議案第36号「東峰村飲料水給水条例の一部を改正する条例の制定について」</p> <p>担当課長に補足説明を求めます。</p> <p>建設水道課長</p>
建設水道課長	<p>31ページ目をお願いいたします。</p> <p>議案第36号「東峰村飲料水給水条例の一部を改正する条例の制定について」上記の条例案を別紙のとおり提出する。</p> <p>令和元年9月10日提出、東峰村長名でございます。</p> <p>提案理由、「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律」により、消費税率が10%に引き上げられることから使用料金等に係る消費税率の一部改正を行うものでございます。</p> <p>こちらにつきましては、先ほどの給水条例と異なりまして、こちらにつきましては、合衆地区に係る条例になってございます。</p> <p>32ページ目をお願いいたします。</p>

	<p>こちらのほうに飲料水給水条例の新旧対照表を付けてございます。アンダーライン部が変更点でございます。抜粋してご説明いたします。</p> <p>料金、第13条、料金は別表第1のとおりとし、基本料金と超過料金の合計額に100分の110を乗じて得た金額とする。この場合において、その額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。</p> <p>加入金、第16条、給水装置の新設工事の申込者は、別表第2で定める額に100分の110を乗じて得た金額を加入金として工事申し込みの際、納入しなければならない。</p> <p>施行期日、この条例は、令和元年10月1日から施行する。</p> <p>経過措置、この条例の施行日から令和元年10月31日までに検針を行い、その計量した使用水量により算定する料金の取り扱いについては、改正後の東峰村飲料水給水条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。</p> <p>ただし、施行日以降に給水の申し込みを行い、承認を受けたものを除く。</p> <p>以上でございます。</p>
日程第11	
議長	<p>日程第11 議案第37号「村道の路線の認定について」 担当課長に補足説明を求めます。 建設水道課長</p>
建設水道課長	<p>33ページをお願いいたします。 議案第37号「村道の路線の認定について」 下記の道路を村道として認定したいので、道路法第8条第2項の規定により議会の議決を求める。 令和元年9月10日提出、東峰村長名でございます。 提案理由、用途の多様化に伴い農道を新規に村道認定するため。 お手元に参考資料としまして、左肩、村道の路線の認定について、中尾・古庄屋線並びに第2尾崎線と書いたA4の資料をお付けしております。そちらと併せてご確認ください。 村道路線区域を変更する路線 路線番号 372、路線名 第2尾崎線、起点 大字宝珠山字尾崎3157-3地先、 終点 東峰村大字宝珠山字金剛ノ3194-1地先。 配布した資料でいきますと、緑色で図示したところが第2尾崎線となっております。県道52号線から東側のほうに宝珠山川が流れておりますけども、宝珠山川を渡った先が終点、県道52号線が起点となっております。 以上で説明を終わります。</p>
日程第12	
議長	<p>日程第12 議案第38号「村道の路線の認定について」 担当課長に補足説明を求めます。 建設水道課長</p>
建設水道課長	<p>34ページ目をお願いいたします。 議案第38号「村道の路線の認定について」 下記の道路を村道として認定したいので、道路法第8条第2項の規定により議会の議決を求める。 令和元年9月10日提出、東峰村長名でございます。 提案理由、用途の多様化に伴い新規に村道を認定するため。 こちららも併せて、お手元にお配りしております資料のほうで確認いただきたいんですけども、こちらにつきましては、資料でいきますと、青いラインとなっております。</p>

	<p>して、上流は中尾橋を渡ったところ、起点大字宝珠山字中尾3457番地の1地先から南側に下りまして、終点が棚田親水公園、大字宝珠山字古庄屋3097番地の1でございます。</p> <p>村道区域を変更する路線  路線番号 373、路線名 中尾・古庄屋線、起点 東峰村大字宝珠山字中尾3457-1地先、終点 東峰村大字宝珠山字古庄屋3097-1地先。  以上でございます。</p>
日程第13	
議長	<p>日程第13 議案第39号「人権擁護委員候補者の推薦について」  担当課長に補足説明を求めます。  住民税務課長</p>
住民税務課長	<p>35ページをお願いいたします。  議案第39号「人権擁護委員候補者の推薦について」  人権擁護委員候補者として下記の者を推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により意見を求める。  令和元年9月10日提出、東峰村長名でございます。  住所 朝倉郡東峰村大字小石原鼓1725番地  氏名 高倉美紀恵  生年月日 昭和25年12月10日  理由、人権擁護委員 高倉美紀恵氏が令和元年12月31日をもって任期満了となるため、再度同氏を人権擁護委員の候補者として推薦することについて意見を求めるものでございます。以上です。</p>
日程第14	
議長	<p>日程第14 議案第40号「人権擁護委員候補者の推薦について」  担当課長に補足説明を求めます。  住民税務課長</p>
住民税務課長	<p>37ページをお願いいたします。  議案第40号「人権擁護委員候補者の推薦について」  人権擁護委員候補者として下記の者を推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により意見を求める。  令和元年9月10日提出、東峰村長名でございます。  住所 朝倉郡東峰村大字福井2025番地  氏名 梶原文雄  生年月日 昭和30年5月22日  理由、人権擁護委員梶原文雄氏が令和元年12月31日をもって任期満了となるため、再度同氏を人権擁護委員の候補者として推薦することについて意見を求めるものでございます。  略歴書を38ページのほうに付けております。また、高倉美紀恵さんの略歴書についても36ページのほうに付けております。以上です。</p>
日程第15	
議長	<p>日程第15 議案第41号「令和元年度東峰村一般会計歳入歳出補正予算(第2号)について」  担当課長に補足説明を求めます。  総務課長</p>
総務課長	<p>39ページをお願いいたします。  議案第41号「令和元年度東峰村一般会計歳入歳出補正予算(第2号)」</p>

令和元年度東峰村一般会計歳入歳出補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億7,568万6千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ55億4,233万2千円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第2条、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債の補正」による。

令和元年9月10日提出、東峰村長名でございます。

40ページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算補正でございます。

歳入につきましては、9款分担金及び負担金、11款国庫支出金、12款県支出金、15款繰入金、16款繰越金、17款諸収入、18款村債において、補正額1億7,568万6千円を補正計上しております。

詳細につきましては、事項別明細書の中でご説明を申し上げます。

41ページをお願いいたします。

歳出でございます。

歳出につきましては、2款総務費、3款民生費、4款保健衛生費、6款農林水産費、7款商工費、8款土木費、9款消防費、10款教育費、11款災害復旧費、13款諸支出金において1億7,568万6千円、同額を補正計上しておるところでございます。

43ページをお願いいたします。

第2表、地方債の補正、起債の目的と補正事項につきまして、説明を申し上げます。

過疎対策事業債、限度額3,430万円から5,340万円。これにつきましては、山村広場トイレ等の改修の事業についての分でございます。

旧合併特例事業債2億2,750万円から2億8,740万円。これにつきましては、栗林線の道路の改良につきまして、当初予算において緊急自然災害防止対策事業債で財源を充てておりましたが、協議の結果ですね、ちょっとそちらのほうに該当しないということで、旧合併特例事業債のほうで現在協議を行っておりまして、こちらのほうに財源を組み替えているものでございます。

緊急防災・減災事業債9,720万円が1億820万円、これは、防災無線の改修についての追加の分でございます。

内容については、歳出の項目で説明をさせていただきます。

44ページをお願いいたします。

災害復旧事業債2億2,890万円が2億7,800万円、これについては、歳出の中で災害復旧事業についてですね、補正の計上をしている部分の起債でございます。

緊急自然災害防止対策事業債1億180万円が3,870万円、これは、先ほど申しましたとおり、栗林線の部分についてですね、財源を組み替えておりますので、その分が減額になっているものでございます。

それでは、47ページをお願いいたします。

事項別明細書の詳細分でございます。

まず歳入につきまして、9款分担金及び負担金、9款1項4目農地・農業用施設災害復旧費分担金100万円、これについては、農地・農業用施設の災害復旧費に係る受益者の分担金でございます。



11款2項1目総務費国庫補助金、13節社会保障・税番号制度システム整備費補助金、これは、社会保障・税番号制度システムの整備にあたりまして、次世代・次期システムの導入等の部分について、そのJ-LISという上位団体にですね、補助金を村から支出にあたりまして、国庫のほうからですね、財源として入ってくるものでございます。

24節、プレミアム付商品券事業補助金250万円、これについては、歳出の中で1,250万円という予算を組んでおります。その分についてですね、2万円購入で2万5千円の商品券として使えるという部分の、5千円分のプレミアム分についての国庫支出金として、全額来るものでございます。

12款2項8目災害復旧費県補助金、これについては830万7千円、農地・農業用施設分で200万円、林道施設災害で630万7千円となっております。

15款繰入金、15款2項1目財政調整基金繰入金3,977万6千円、12目施設改修等基金繰入金164万円。これについては、庁舎の耐震診断、3年前に行いましたが、これの評価書というものを法律上作らなければいけないということで、その評価書の作成に係ります費用について、基金から充てているものでございます。

16目災害対策基金繰入金160万円、これは、簡易水道会計のほうに諸支出金で繰り出す金額の財源として、基金から繰り入れているものでございます。

16款繰越金につきましては、3,269万7千円、これは、決算が確定したことによります精算確定分の金額を計上しているものでございます。

48ページをお願いします。

諸収入、17款4項1目雑入で1,055万円、プレミアム付商品券販売収入。これは先ほど説明いたしましたが、先ほどの2万円、個人負担分に係る分のですね、収入をここに計上しております。光ケーブル移設補償費55万円。

18款1項村債、1目総務債1,910万円、観光施設整備事業、山村広場トイレ等改修工事。農林業債で5,990万円、林道栗林線改良工事。

7目消防債で1,100万円、消防施設整備事業、防災無線の子局等の増設工事。

9目災害復旧事業債4,910万円。

12目緊急自然災害防止対策事業債、減の6,310万円、これが4目の農林業債と12目の自然災害防止対策事業債が財源の組み替えの部分でございます。

金額が相違いたしますのは、緊急自然災害防止対策事業債は充当率が100%でございますが、旧合併特例債については、充当率が95%という形になりますので、その部分で金額が変わっているものでございます。

49ページをお願いします。

歳出につきましては、総務課の所管分について説明申し上げます。

2款1項5目財産管理費、委託料として164万円、庁舎耐震診断の評価書の作成に係ります準備及び書類作成、また評価委員会という部分が県のほうで設置されますので、そちらのほうに係ります部分の費用を計上しているものでございます。

14節使用料及び賃借料87万6千円、役場仮設庁舎賃借料でございます。これは、農林観光、建設水道課の前にプレハブを置いております。これが元々2年間の、災害仮設自体が2年間という期限の中でつくっておりました。2年を超えて利用するというので、この分についてですね、延長するにあたっての手続き、または延長に係る費用等ですね、その辺りの使用料及び賃借料について、増額の計上をするものでございます。

18節備品購入費1,001万円、これは、Windows7が2020年2月にサポートが切れるということで、これに対してですね、Windows10のパソコンについて、職員が現在7のほうを使っておりますので、一応パソコン70台ということで、購入

	<p>につきまして予算の計上をしているものでございます。</p> <p>続いて、14目電算事務費228万9千円、負担金補助金及び交付金、電算事務に係る協議会等の負担金、先ほど説明いたしましたJ-LISという上位団体に対しましてですね、負担金として納める部分の金額を計上しております。</p> <p>50ページをお願いいたします。</p> <p>下のほうになりますが、9款1項3目消防施設費、工事請負費として1,100万円、防災無線屋外子局等増設工事、これにつきましては、当初予算で計上しておりました。実施にあたりまして、スピーカーの設置、高性能型のスピーカーへの交換、または再送信局の設置等ですね、精査をいたしまして、数量についての変更がございましたので、今回1,100万円という形で増額の補正をさせていただくものでございます。</p> <p>総務課につきましては、以上でございます。</p>
議長	企画政策課長
企画政策課長	<p>企画政策課所管分について、説明したいと思います。</p> <p>49ページをお願いいたします。</p> <p>2款1項6目企画振興対策費、13節委託料200万円、ほうしゅ楽舎再建箇所地質調査業務委託費、これは、今年度ほうしゅ楽舎の基本計画策定に伴い、建物の基礎構造を算定するための地質調査でございます。</p> <p>次に、22目光地域情報通信費、15節工事請負費110万円、屋根支建替えに伴う光ケーブルの移設工事。これは、屋根の入口の県道八女・香春線の改良工事に伴う光ケーブルの移設工事費でございます。</p> <p>50ページをお願いいたします。</p> <p>真ん中辺りの7款2項3目観光施設管理費、11節需用費、193万円のうち企画政策課分につきましては93万円。これは、岩屋の山村広場及びキャンプ場の街灯の修繕料4カ所分です。</p> <p>次の13節委託料176万円、山村広場トイレ改修工事の設計監理委託料でございます。</p> <p>15節工事請負費1,740万円、山村広場トイレ等改修工事。</p> <p>山村広場のトイレにつきましては、建築から33年が経過し老朽化が著しく、利用者も安心して利用しづらい環境となっておりますので、トイレの改修を行いたいと思っております。</p> <p>企画政策課からは以上です。</p>
議長	保健福祉課長
保健福祉課長	<p>49ページをお願いいたします。</p> <p>中ほどになりますが、3款1項3目国民健康保険基盤安定費、補正額92万4千円。28節です。操出金、こちらにつきましては、国保会計の操出金になりますが92万4千円。</p> <p>説明といたしまして、職員給与等の操出金が33万7千円、その他操出金ということで、こちらは税過誤納に係る還付金の補正58万7千円を予定いたしております。</p> <p>続きまして、その下の段ですが、3款2項4目児童福祉施設費、これは直営分、美星保育所分になりますが、補正額4万4千円です。</p> <p>13節委託料、その他委託料、メール管理ソフトということで、一斉メールをですね、導入するというので、これに係る初期セットアップ費、それから保守管理費として4万4千円を、補正をさせていただきたいと思っております。</p> <p>それから、一番下の段になります。3款3項1目老人福祉費、11節需要費、こちらにつきましては、高齢者外出支援タクシーに係る消耗品費ということで、1万7千</p>

	<p>円の補正を予定いたしております。</p> <p>保健福祉課の補足説明は、以上でございます。</p>
議 長	住民税務課長
住民税務課長	<p>住民税務課が所管するところについて、説明をいたします。</p> <p>49ページをお願いいたします。</p> <p>2款1項31目プレミアム商品券事業ですが、19節負担金補助及び交付金1,250万円、事務的交付金につきましては、商工会を通じて各店へのプレミアム商品券の換金を行うための費用でございます。限度額が1人当たり2万5千円の商品券の購入ですので、500名分を見込んでおります。</p> <p>50ページをお願いいたします。</p> <p>4款1項3目環境衛生費、13節の委託料77万円ですが、し尿処理中継清掃委託料につきましては、塔の元にありますし尿中継槽の中に土砂やごみ等が堆積しておりますので、それを、清掃を行うためのものがございます。</p> <p>以上で、住民税務課の説明を終わります。</p>
議 長	農林観光課長
農林観光課長	<p>農林観光課の所管につきましては、50ページの7款2項3目観光施設管理費における11節需用費の、先ほど企画政策課のほうで93万円について説明しました。残りの100万円についてが農林観光課の関係でございます。</p> <p>元々この節には、指定管理施設の修繕費を一定額組んでおりましたが、修繕費に不足が生じたため100万円補正するものがございます。</p> <p>補正内容といたしましては、道の駅レストラン木立のエアコンが使えなくなりましたので、その修繕に改修費用として充てるものがございます。以上です。</p>
議 長	建設水道課長
建設水道課長	<p>50ページ目をお願いいたします。</p> <p>6款2項4目林道維持費100万円でございます。</p> <p>中身につきましては、工事請負費としまして100万円計上させていただいております。城ヶ迫線のですね、林の側溝の排水不良箇所改修、並びに路面の損傷箇所の復旧等を考えているところでございます。</p> <p>続きまして、8款2項2目道路維持費でございます。</p> <p>補正額600万円としまして、工事請負費600万円、村道維持補修工事として計上させていただいております。こちらにつきましては、小石原地区の路面損傷または陥没箇所の復旧であったり、また栗林線の側溝の復旧、また、猿喰線の側溝の設置等考えておまして、また、これからまた台風もありますので、そういったところも含めてですね、機動的に集中的にやる箇所が出てくるということを想定しまして、計上させていただいております。</p> <p>8款土木費、河川費の1目河川費でございます。</p> <p>補正額350万円、内訳としましては、工事請負費として350万円計上させていただいております。</p> <p>こちらにつきましては、えびす川の浚渫、並びに暗渠の清掃等ですね、土砂が溜まっているところがございますので、そういったところの対応、並びに今後の台風期に備えた形ですね、機動的に予算を必要となるところが考えられますので、その点を含めて計上させていただいております。以上でございます。</p>
議 長	災害対策室長
災害対策室長	<p>51ページをお願いいたします。</p> <p>11款1項1目災害復旧総務費、補正額1,508万2千円、17節の公有財産購入費ということで、土地購入費としまして計上させていただいております。</p>

	<p>こちらにつきましては、土砂の仮置き、それから、資機材の緊急対応に対する敷地の整備ということで計上させていただいております。</p> <p>3目農地・農業用施設災害復旧費400万円、こちらにつきましては、工事請負費といたしまして400万円の計上でございます。</p> <p>令和元年度災害復旧工事といたしまして、農地の1カ所分が対象となっております。7月21日の台風5号の分でございます。</p> <p>それから、4目林道施設災害復旧費、補正額7,855万円。</p> <p>13節委託料といたしまして250万円、こちらは30年災害の単災分でございます。1路線の測量設計委託料となっております。</p> <p>それから、15節工事請負費7,605万円、災害復旧の県単6カ所分1,576万8千円、それから、単災3カ所6,028万2千円として計上させていただきます。以上です。</p>
議長	教育課長
教育課長	<p>51ページをお開きください。</p> <p>教育課につきましては、10款1項7目スクールバス運営管理費、補正額40万7千円。</p> <p>11需用費、これは、スクールバスの修理代の補正を行っております。</p> <p>10款2項小学校費、1学校管理費、18備品購入費、これにつきましては、小学校のパソコンのソフトのサポートが切れており、校務の処理に支障が生じるため、5台分を80万8千円補正に上げております。</p> <p>10款2項3目小学校教育振興費、19負担金及び交付金31万7千円、これは、給食材料費の納入業者が4月から変更になったことにより、給食費を児童96名、1人当たり300円を11カ月分補助するものです。</p> <p>10款3項中学校費、2目中学校振興費、19負担金補助及び交付金16万2千円、これも給食納入業者の変更により、給食費を生徒49名分、300円、11カ月分を16万2千円補正するものです。以上です。</p>
日程第16	
議長	<p>日程第16 議案第42号「令和元年度東峰村簡易水道事業特別会計歳入歳出補正予算（第2号）について」</p> <p>担当課長に補足説明を求めます。</p> <p>建設水道課長</p>
建設水道課長	<p>52ページ目をお願いいたします。</p> <p>議案第42号「令和元年度東峰村簡易水道事業特別会計歳入歳出補正予算（第2号）」</p> <p>令和元年度東峰村簡易水道事業特別会計歳入歳出補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。</p> <p>歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ160万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億4,641万7千円とする。</p> <p>歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。</p> <p>令和元年9月10日提出、東峰村長名でございます。</p> <p>53ページ目をお願いいたします。</p> <p>歳入、5款繰入金、1項繰入金、補正前の額3,556万7千円、補正額160万円計上しまして、トータル3,716万7千円、歳入合計が1億4,641万7千円となっております。</p> <p>54ページ目をお願いいたします。</p>

	<p>歳出でございます。</p> <p>1 款総務費、1 項総務管理費、補正前の額 9, 3 0 9 万 2 千円、補正額 1 6 0 万円を計上いたしまして 9, 4 6 9 万 2 千円、歳出合計が 1 億 4, 6 4 1 万 7 千円となっております。</p> <p>詳細につきましては、事項別明細書のほうで説明いたします。</p> <p>5 7 ページ目をお願いいたします。</p> <p>5 款繰入金、1 項繰入金、1 目繰入金でございます、補正額 1 6 0 万円計上しまして、一般会計繰入金より 1 6 0 万円計上させていただいております。</p> <p>5 8 ページ目をお願いいたします。</p> <p>歳出、1 款総務費、1 項総務管理費、8 目の竹浄水場系統管理費でございます。補正額 1 6 0 万円。委託料 6 0 万円、工事請負費 1 0 0 万円の計 1 6 0 万円計上させていただいております。</p> <p>委託料につきましては、竹浄水場系統の竹取水栓の切り替えによりまして生じた用地取得に伴う登記委託料でございます。</p> <p>工事請負費 1 0 0 万円につきましては、今回新たに取水栓を切り替えるまでに、取水栓を元の井戸を利用していたことに対しまして、ポンプ等の故障関連工事としまして 1 0 0 万円を計上したものでございます。</p> <p>以上で、補足説明を終わります。</p>
日程第 1 7	
議 長	<p>日程第 1 7 議案第 4 3 号「令和元年度東峰村国民健康保険事業特別会計歳入歳出補正予算（第 2 号）について」</p> <p>担当課長に補足説明を求めます。</p> <p>保健福祉課長</p>
保健福祉課長	<p>5 9 ページをお願いいたします。</p> <p>議案第 4 3 号「令和元年度東峰村国民健康保険事業特別会計歳入歳出補正予算（第 2 号）」</p> <p>令和元年度東峰村国民健康保険事業特別会計歳入歳出補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。</p> <p>歳入歳出予算の補正、第 1 条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 9 2 万 4 千円を追加、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 3 億 2, 3 6 7 万 4 千円とする。</p> <p>2 項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。</p> <p>令和元年 9 月 1 0 日提出、東峰村長名でございます。</p> <p>次の 6 0 ページをお願いいたします。</p> <p>第 1 表、歳入歳出予算補正、歳入です。</p> <p>1 0 款繰入金、1 項他会計繰入金、これは、一般会計からの繰入金になります。</p> <p>補正額 9 2 万 4 千円、計 4, 5 2 0 万円、歳入合計が 3 億 2, 3 6 7 万 4 千円となります。</p> <p>続きまして、6 1 ページをお願いします。</p> <p>歳出、1 款総務費、1 項総務管理費、補正額 3 3 万 7 千円、補正後 1, 8 4 1 万 4 千円です。</p> <p>9 款 1 項還付金及び還付加算金、補正額が 5 8 万 7 千円、計の 9 2 万 9 千円です。</p> <p>歳出合計が 3 億 2, 3 6 7 万 4 千円となります。</p> <p>詳細につきましては、事項別明細書のほうでご説明させていただきます。</p> <p>6 4 ページをお願いいたします。</p>

	<p>歳入です。</p> <p>10款1項1目一般会計繰入金、補正前の額が4,427万6千円、補正額92万4千円、合計の4,520万円です。</p> <p>3節職員給与等繰入金ということで、職員給与等繰入金33万7千円、こちらにつきましては、職員の諸手当になります。4月の異動によりまして不足を生じますので、今回補正をさせていただくものです。</p> <p>それから8節、その他一般会計繰入金です。58万7千円、その他一般会計繰入金。こちらにつきましては、先ほど一般会計のところでご説明させていただきましたが、保険税の還付金についての繰入となります。</p> <p>続きまして歳出、65ページをお願いいたします。</p> <p>歳出、1款1項1目一般管理費、補正額33万7千円です。</p> <p>3節職員手当33万7千円、すみません、先ほど歳入のところでご説明いたしましたが、諸手当につきましては、ご覧の金額で補正をさせていただきたいと思っております。</p> <p>続きまして、9款1項1目一般被保険者税還付金ということで、補正額が58万7千円。</p> <p>23節償還金利子及び割引料の項目になりますが、58万7千円、これは、保険税の過誤納に係る還付金ということの補正になります。</p> <p>以上で、補足説明を終わります。</p>
日程第18～ 日程第22	
議長	日程第18 承認第10号から日程第22 承認第14号までは、先ほどの全協で説明が終わっておりますので、省略いたします。
日程第23～ 日程第26	
議長	<p>日程第23 認定第1号「平成30年度東峰村一般会計歳入歳出決算の認定について」</p> <p>日程第24 認定第2号「平成30年度東峰村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について」</p> <p>日程第25 認定第3号「平成30年度東峰村国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について」</p> <p>日程第26 認定第4号「平成30年度東峰村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」</p> <p>を、一括議題といたします。</p> <p>7番 長澤貞義議員</p>
7番	<p>動議を提出します。</p> <p>認定第1号から認定第4号までの平成30年度東峰村一般会計・特別会計歳入歳出決算の認定については、決算審査特別委員会を設置し、これに付託し審議することを望みます。</p>
議長	2番 梶原光春議員
2番	ただ今の長澤議員の動議に賛成します。
議長	<p>ただ今、長澤貞義議員より動議が提出されました。</p> <p>認定第1号から認定第4号までの平成30年度東峰村一般会計・特別会計歳入歳出決算の認定につきましては、決算審査特別委員会を設置して審議することを望むということでございます。</p> <p>この動議は、1人以上の賛成者がありましたので、成立をいたしました。</p>

	<p>お諮りをいたします。  ただ今の長澤貞義議員の動議に賛成される方は、挙手でお願いします。  (賛成者挙手)</p>
議 長	<p>全員賛成と認めます。  よって、平成30年度東峰村一般会計・特別会計歳入歳出決算の認定につきましては、決算審査特別委員会に付託し審査することに決定をいたしました。  7番 長澤貞義議員</p>
7 番	<p>動議を提出します。  決算審査特別委員会の委員長に伊藤均議員、副委員長に黒川隆康議員を推薦したいと思いをします。</p>
議 長	<p>2番 梶原光春議員</p>
2 番	<p>ただ今の長澤貞義議員の動議に賛成いたします。</p>
議 長	<p>ただ今長澤貞義議員より、決算審査特別委員会の委員長に伊藤均議員、副委員長に黒川隆康議員を推薦するとの動議が提出されました。  この動議は1人以上の賛成者がありますので、成立をいたしました。  お諮りをいたします。  伊藤均議員を委員長に、黒川隆康議員を副委員長に推薦することに賛成の方、挙手でお願いします。  (賛成者挙手)</p>
議 長	<p>全員賛成と認めます。  よって、伊藤均議員が決算審査特別委員会の委員長に、黒川隆康議員が副委員長に選出されました。</p>
日程第27	
議 長	<p>日程第27 報告第3号「平成30年度株式会社宝珠山ふるさと村決算状況報告について」  担当課長に補足説明を求めます。  企画政策課長</p>
企画政策課長	<p>80ページをお願いいたします。  報告第3号「平成30年度株式会社宝珠山ふるさと村決算状況報告について」  地方自治法第221条第3項に規定されている法人である株式会社宝珠山ふるさと村より、平成30年度決算諸表の提出があり、これを承認したので、同法第243条の3第2項の規定により議会に提出する。  令和元年9月10日提出、東峰村長名です。  この決算の内容につきましては、決算説明会において株式会社宝珠山ふるさと村より詳細に説明させていただきましたので、省略させていただきます。</p>
休 憩	
議 長	<p>11時20分まで休憩をいたします。</p>
	(11時09分)

再 開	
議 長	休憩前に引き続き、会議を再開いたします。  (11時20分)
日程第5	
議 長	日程第5 一般質問を行います。 一般質問は、9名の議員より提出されております。 なお、一般質問に際し、会議規則において、質問者は質問、答弁者の時間を含めて持ち時間は1時間以内となっております。 通告に従いまして、順次一般質問をお願いいたします。 答弁者、村長以下執行部の皆さんの明瞭、明確な答弁を期待いたしております。 それでは、質問に入ります。 2番 梶原光春議員から質問を認めます。 2番 梶原光春議員
2 番	私は、通告書に従い、4項目の一般質問を行いたいと思います。 まず、最初に河川災害復旧について。 今年3年目でございます。激甚災害からですね。その間、去年の7月5日にも災害が起き、大水害が起き、今年も8月下旬の8月28日も大水害が起きました。 その中でですね、再三私から質問もしましたが、岩屋駅からですね、金剛野橋、それと喜楽来館の下流域のですね、国の工事予定、それに伴う村の農地の災害復旧の予定工程表、そういったことについて、1点最初にお尋ねします。 それと、それに付随します林道災ですね、それについてもお尋ね申し上げます。 まず、最初に岩屋駅からスタート、それから、喜楽来館下の建設省の直轄工事であります河川災害の復旧工事はいつになるのか、今年3年目ですけども、そのことについてお尋ねします。
議 長	村長
村 長	ご質問の河川災害復旧等につきましては、担当課長よりご説明を申し上げます。
議 長	災害対策室長
災害対策室長	ただ今ご質問の河川につきましては、県の県土整備事務所、災害事業センターのほうが所管して復旧を進めていただいております。 ご質問の内容からいたしまして、岩屋駅から金剛野橋まで、宝珠山川になります。県土のほうの災害事業センターのほうに問い合わせましたところ、岩屋駅から金剛野橋までの区間、そのうちですね、阿弥陀堂橋まで、岩屋駅から阿弥陀堂橋までの区間は現在入札準備中ということで、年内という見方もあるかと思っております。 それから、下流の金剛野橋までの区間は令和2年度発注目標というように伺っております。 それから、今度大肥川になるかと思っております。喜楽来館から下流の久毛、山側に蛇行した部分もございしますが、その区間につきましてでございますが、は、喜楽来館から鶴見橋は、既に発注済みということでございます。 それから、鶴の直線部、久毛地区区域までのほうは入札準備中で、10月、11月には業者が決まるのではないかとということであります。 また、久毛橋から下流域につきましては、令和2年度を発注目標とのことであります。
議 長	2番 梶原光春議員
2 番	それではですね、岩屋駅から下の阿弥陀堂橋までは今年度末の発注ですね、確認です。 それから、阿弥陀堂橋から下金剛野橋は2年度に発注ということですのでよろしいです



	ね。
議長	災害対策室長
災害対策室長	岩屋駅から阿弥陀堂橋の部分は、年内が目途になろうかと思えます。それから下流、金剛野橋までは令和2年度発注目標ということでございます。
議長	2番 梶原光春議員
2番	<p>今年の8月の、記憶に新しいところで28日のときの大水害のときですね。あのときは阿弥陀堂橋が浸かっておりましたですね。ですから、これが一番早く掘削ですね、河床を下げるということですね。</p> <p>当然、その設計には入っているというのは私ども聞いておりますけれども、それは、その辺の細かいところまでは、県土木とは話をしておりますか。</p>
議長	災害対策室長
災害対策室長	阿弥陀堂橋がやはりネック地点と言いますか、河川断面度ですね、一番狭い部分になるかと思えます。河床掘削等をするという設計内容の説明は何っております。
議長	2番 梶原光春議員
2番	<p>分かりました。</p> <p>至急にですね、また水害が起きれば同じことが起きると思えます。</p> <p>今回見ておりましたら、28日にどこに下って行きましたところ、やはり本迫川、屋椎川ですね、あそこからの砂利が、土砂が、今仮設の、岩屋駅のところに仮設のダムをつくっております。そこで止まっているような状況であります。もう実際に堰堤の上まで土砂が溜まっているわけですね。これ、仮設なかったら、また同じことが起きていただろうと思えます。</p> <p>今度は本当に起きていただろうと思えますので、1日も早い河床の掘削をお願いしたいと思って、県のほうにもよろしくお願ひします。</p> <p>続きましてですね、それに付随して、林道災が非常に急ピッチで行われています。問題はですね、林道に繋がる作業道等の道路がですね、何度も例えば補修をします。私どももやりましたけれども、林道のほうから、例えばため池等にはですね、林道の水を、実際に河川がないから、林道の側溝等を使ってため池に取水しているような状況ですね。特に今年なんかはひどいものでございましたですけどもですね、7月近くまで田植えができなかったという状況です。</p> <p>それが1回の雨でですね、29年の災害のときにほとんど林道の側溝がやられたんで、その上の実際に水の集まってくる作業道等を、補修を自分たちで自力復旧がきかないということで、そういうふうになりましたけれども、去年もまた同じことが起きた。今年はずっとひどくてですね、林道が1キロに渡って災害の土砂が流れてきてですね、またそれを取り除かなければいけない。つまり蟻螂の斧とか、そういった砂上の楼閣みたいになっているわけなんです。</p> <p>だから、そういったときですね、災害復旧のやっぱり費用は農地と同じ扱いで出すべきじゃないかと思えますけど、その辺のことをどうお考えになりますか。</p>
議長	災害対策室長
災害対策室長	<p>確かに木材等の搬出のために整備された作業道、こちらにつきましては、植栽後もそのまま、伐採後もそのままという状況がございます。</p> <p>そちらにつきましては、以前より議員の皆さん方々からですね、復旧なり原形に戻す、山に、現状等に戻すやり方はないかというご質問もございました。</p> <p>やはりそうなりますと、多額の経費等がまた、伐採、造林、その他に作業道の復旧というような経費がかかってまいります。</p> <p>こちらにつきましてはの財源の手当てが、今のところございませんので、ご発言内容のですね、他の事業と同等との考え方を持って、その取水してしまう形状の作業道の</p>

	改善と申しますか、その辺りは課題というふうには捉えておりますが、今のところ対策等はできてない状況でございます。
議長 2番	2番 梶原光春議員 今の答弁だとですね、じゃあ、このまま行けということですね。 1回、2回と自分たちでお金出して、当然補助事業には当たらないから、それはもう承知しておるから、自分たちでお金出してやったわけですけども、業者に頼んでですね。 これを農地復旧と同じ考え方にはできないものか、その辺のところ、村長にお伺いします。
議長 村長	村長 今のご質問等を考えてみますと、作業道ということであればですね、やはり今、災害対策室長が答弁をいたしましたように、山のやっぱり持っておられる方が第一にやっぱり責任があるのではないかと考えております。 しかしながら、そこまでそういった整備等ができないという状況で、しかも地域の方に多大なる迷惑をおかけしているということであればですね、村といたしましても再度調査等をしてですね、対応策等は検討をしたいと思っております。
議長 2番	2番 梶原光春議員 私はですね、村に全部してくれとか、そんなこと言っているわけじゃないんですよ。農地の復旧と同じような考え方ですね、自力復旧や他の林業振興基金がありますね、そちらを使うわけにはいかないかということをお願いしております。 そんなに金額は、そんなに100万も200万もかかるような話じゃないわけですね。ですからコンクリートを打つとか、確かにコンクリートの手当はできております。だけど、そのやっぱりそこを水が掘らないようにですね、やっぱり土ですから、当然掘れてくれば、毎年毎年掘れば、今度はもっと大災害になります。 ですから、そのことを私は申し上げて、そういった復旧の費用、農地の復旧と同じような考え方はできないかと、金額的にもそんなにですね。どうせ自分たちがやらねえかんことですから、できない分は業者に頼むとしても、その辺はできないかということをお願いしておりますけど、いかがですか。
議長 村長	村長 繰り返しの答弁になるかと思いますが、再度ですね、検討させていただきたいと思います。
議長 2番	2番 梶原光春議員 分かりました。じゃあ、よろしく検討してください。 それから、では2問に行きます。 岩屋公園のトイレ改修についてですね、今度が2度目ですけども、鳥居のところの下に、これはもう古い時代からトイレがついておりますけども、非常に汚い、危険ですね。 しょうがないから皆さん、あそこに車を止めてトイレに行っているんですけども、いわゆるぽっぴん便所とかですかね、夏に行くとハエがぶんぶん飛び回っているような状況ですね。 ですから、これの改修ですね、せめて浄化槽ぐらいにはならないものかどうか。 せっかく岩屋公園をきれいにしていただいて、今、もみじ等が非常に、今年の秋は非常に見栄えになると思います。 確かに人も来ております。ですけども、問題のトイレがですね、ああいう状況だったらちょっと問題だろうと思っておりますので、あそこに入った人がいたら手を挙げてもらいたいんですけども。

	<p>私らはもうしょうがないからあそこに入りますけども、上のですね山村広場まで行く距離も長くてですね、入りますけども、一度中を見ていただきたいと思います。村長以下ですね、執行部の方々に。</p>
議 長	村長
村 長	<p>先ほどのご質問の鳥居の前のトイレにつきましては、認識をしております。</p> <p>そういったところで、まずはですね、岩屋周辺整備等に絡めまして、今回はその上の山村広場のトイレにつきましても緊急を要する。しかも経過年数が33年ぐらい経っているということで、このほうを先にやらせていただきたいと思っております。</p> <p>もう1つありますのは、鳥居の近くに社務所がございますけれども、ここの社務所のトイレがですね、外からも使用できるということがございますので、当面そのほうをご案内申し上げ、そして利用していただいている中で、今ご質問をされました便所等についてはですね、改修を図っていきたくて考えております。</p>
議 長	2番 梶原光春議員
2 番	<p>そうしますと、社務所のトイレ、通常は玄関からですね、あそこはもう、鍵がかかっております。よほどのことがない限り農作業とか周辺整備、老人クラブが草切りとか伐採のときしか使っていないんですね。それから、岩屋まつりとかそういったときしか開いていませんので、どこにトイレがあるかが分からないんですね。</p> <p>これは、地元の人たちはいいんですけども、問題は、外から来ていただいた方たちのためなんですよ、自分たちのために行ってるわけじゃない。それはもう自分たちはもう上まで車で行けばですね、ありますけども、外部から来たお客さんが全然分からないと。トイレはここですよということしかないから、あの汚いところに入らなければですね、ちょっとそれはもう。それかあそこを使用しないようにするか、どちらかですよ。</p> <p>だけでも鳥居からみんな上って行くわけですよ。だったらやっぱりどこの神社でも、公園でもそうですけど、最初のところに、どこでも公園は設置していると思います。だから、私が申し上げるわけなんですけども。</p> <p>じゃあ、山村広場の改修をしたら、次に下に行くということで、そういう考え方でよろしいですか、村長。</p>
議 長	村長
村 長	<p>今言われますように、鳥居のところのトイレは、当面の間使用禁止というような形でいきたいと思っております。</p> <p>そして、社務所のと申いますかね、あそこの外側に多目的トイレがございますので、当面はそのところに案内をするような看板等を掲げたいと思っております。</p> <p>そして、まずは山村広場のトイレ等の改修等を行った後にですね、水洗なりトイレを考えていきたいと思っております。</p>
議 長	2番 梶原光春議員
2 番	<p>分かりました。では、そういう方法でお願いいたします。</p> <p>続きまして、県道八女香春線の拡幅工事について、お尋ねします。</p> <p>これは県道だけじゃなくて、現在のですね、交通事情によります。私が申し上げることはですね。</p> <p>非常に、上に大型砂防ダムができております。実際工事が行われております。村の工事全部ですね。非常にダンプ、生コン車等が入って危険なわけなんです。</p> <p>昨日とか28日の水害の話に戻りますが、そのときにですね、鳥居口から岩屋の屋根の分かれ道の間のところで、河川のですね、県道の下が3カ所ほど崩れております。</p> <p>今、緊急にですね、生コンをぶち込んでおりますけども、やはりですね、向こう側の今、法面を切り取ってしておりますけども、そっちのほうの橋をつくったほうが早</p>

	<p>いというふうに考えておりますけども、その工事、特に橋梁はですね、県の場合と村の場合とではちょっとやり方が違って、県の場合大体2年度にかかるわけですね。下部工が1年目、2年目が床板、上部工ですね。早強で打つんですけども、そのことがありますので、その2点についてお尋ねします。いつになるのか。</p>
議 長	村長
村 長	<p>議員言われるとおりですね、屋椎から今度新しくできるようなですね、52号線、これのまずは橋についてですね、県土のほうに早くやってほしいと。</p> <p>でないと、屋椎に行くほうと、それから竹地区に上がるほうの狭い、今やられております道路があります。これが作業を上の方で始めるにあたっては、離合をできないよと。だから、とにかく早くあの橋を通過して、そして、岩屋の神社の参道のところですね、そういったところまで繋げてほしいという要望はいたしましたけれども、これが災害とは違った、やはり予算と言いますか、そういったところで、交流館までは令和3年度までに予算等はなっておりますので、ということで、回答をいただいたということでもあります。</p> <p>しかしながら、いずれにいたしましても、あのところがとても狭くて、河川の改修工事等をやる場合においてもですね、離合もできないような状態でございますので、その件については、再度ですね、県土のほうにも要請をして、屋椎橋のほうもですね、令和2年度に発注予定ということでございますけれども、できるだけ早く橋を架けていただくようお願いはしたいと思っております。</p>
議 長	2番 梶原光春議員
2 番	<p>それでは、令和2年度には間違いなく下部工は発注されるということでよろしいですね。</p> <p>3年度まで交流館まで拡幅できる、もちろん途中、途中は今砂防の、竹の奥のほうにつくられている大型砂防ダムですね、スリットダムのために、拡幅工事をしてから現実に離合場所はできておりますけども、それだけではとても足りません。一番肝心な屋椎の分かれ道から鳥居口までが、一番危険極まりないわけですね。</p> <p>今は誰も付いておりません。今、ガードマンも何にもいないんですね。だから、いつもあそこで離合できないで、どっちかがバックせないかと。非常に危険な状態なので、その辺のことは建設水道課、村長以下ですね、県のほうに特に要望していただきたいと思います。</p>
議 長	村長
村 長	<p>話をしたときはですね、離合場所ですね、それを6カ所ほどつくるという話と、ガードマン等も配置いたしますということでありましたので、屋椎の分かれ道のところからの件だったのかどうかというのは再度確認をいたしまして、今言われますように、問題になるのはその部分だと思いますので、もう一度確認をさせていただきたいと思います。</p>
議 長	2番 梶原光春議員
2 番	<p>了解しました。</p> <p>じゃあ、1日も早くですね、その返答を待っております。</p> <p>それから、最後の質問になります。日田彦山線の復旧についてです。</p> <p>これは、同僚議員の梶原伯夫議員も当然質問の中に入っておりますけど、まず私のほうから。</p> <p>今年の7月30日に報告会が行われました。村の中でですね、130名近くお見えになったと。それから、8月31日にですね、JR復旧を、鉄道での復旧の総決起大会が岩屋駅前で行われて、400名近くお見えになったと。非常に熱気があって盛り上がったと思いました。</p>

	<p>ただ、この発起人がですね、一般の民間の方がですね、若い人たちだということで、実はそのときに思ったのは、私らの運動が足りなかったなど、村、役場、議員、やっぱり含めてですね、非常に忸怩たる思いをしました。遅かったと、私たちの動きがですね、執行部やらが。</p> <p>もちろん村長がですね、私どもも去年、一昨年から東京の国会議員の先生方、国土交通省、村長以下ですね、行って、村長が何度も行っていかれるというのは、その努力は私どもも承知はしております。非常に熱心にされたということは、もうそれはとても普通のあれではできないなというふうには感じてはありましたけども、結果として、2年近く、2年と3カ月ほど経ちましたけども、まだその結論が出ないということですね。</p> <p>これはですね、今後3自治体としてはですね、どうやっていくのかと。言うことはたやすいですよ、鉄道では復旧ということですね。でも、現実にはJRがやらないと言えば、どっかに落とすところを持って行かないかと。</p> <p>日本と韓国が今すったもんだやっておりますけども、相手が悪いが、お前が悪い、お前が悪いというのと理屈は同じことなんです。</p> <p>JR側の言う理不尽さは、もう百も承知しております。私もですね。それはもう当たり前ですよ。災害だから、それはJRがやるのは当たり前ですけども、現実にはできないのであれば、じゃあ、その費用をJRから頂いて、我々村でやるかと、自治体でやるかと。そうすればもっと安くできるかもしれないというふうにご考えておるんですよ。</p> <p>ですから、まず3自治体としてですね、どういうふうに村長、今後やっていくのか。今までどおり、JRが言うには、3カ月に1回の会議なら3カ月、3カ月1年間に4回しかしないと。そうすれば一向に話は進まないわけですね。できましたら毎週やっていただきたいと、実務者協議をですね。</p> <p>そういうふうにご考えますけども、今後3自治体として、どういうふうに会議等の進め方、それからJR九州の話し合いについての方向性をお尋ねしたいと思います。</p>
議 長	村 長
村 長	<p>私どももこの日田彦山線の復旧に関しては忸怩たる思いがしております。</p> <p>当然、この話をしますと長くなりますけれども、やはりJRが民営化になったときに青柳社長が、やっぱり国会の場で何を言ったのかというのが、やっぱり一番問題だと、私は捉えております。</p> <p>しかし、今議員言われますように、それを言ってもJRがなかなかやらないということでございます。</p> <p>したがって、私どもとしては、まずは災害復旧を先にやってくれ、つまりレールをまずは繋いでくれという話を、今、県それからJRのほうにはしているところであります。</p> <p>そういった中で、先ほども述べましたように8月の13日、それぞれの添田、日田、東峰村の住民説明会、それとか報告会が終わりましたので、今後の方針について、話をさせていただいたところであります。</p> <p>そういった中で、私ども沿線被災自治体の首長としては、やはり1.6億円の負担なしでの、早期の鉄道での復旧というところで意見はまとまり、確認をさせていただいたところであります。</p> <p>そういった中で、住民決起大会、400名近く集まっていたということでもございまして、明日小川知事との決議文を提出するという報告を受けております。</p> <p>また、県議会につきましても、22日から開催されるということで、この中でも各会派のほうから一般質問なり代表質問をしていただくように要請をしているところ</p>

	<p>であります。</p> <p>もう1つは、やはり日田彦山線活性化推進沿線自治体連絡会というのがございます。これは、北九州の市長、北橋市長さんが会長を務めておるところでありますけれども、被災3自治体が沿線の首長会議を開いていただきたいという要請文等をですね、上げるように今、準備をしているところであります。</p> <p>いずれにいたしましても、なかなかJRの考え方を壊すところまでは来ておりませんが、やはり福岡県、大分県の知事が、地元の住民の皆様方に寄り添った政策を行うということも言っておりますので、そういったところに私どもとしては訴えていきたいと考えております。</p>
議長	2番 梶原光春議員
2番	<p>何度か申し上げましたが、確かに訴えていくだろうと、分かります。事情も分かるし、自分たちの負担なしでやろうという考え方も理解できます。</p> <p>ですけども、2年ちょっと何にも動かなかったと。結論を言えば、何にも動かなかったということですね。そのことをお互いに言う。JRも言う。</p> <p>あとBRTというふうになってきましたけども、じゃあ、しょうがないかなというように気にさせられているわけなんですね。</p> <p>だから、問題は、もし1億6,000万、国と県が出すとすれば話は早いわけですよ。だから、そうなると国に行かないかと、結論になるわけですね。</p> <p>仮に、ここの朝倉市、東峰村の、日田市の復旧工事がおよそ2,000億と言われておる。平成29年の災害に対するですね、復旧費用が。これからたぶん10年ぐらいかかるんでしょうけども。</p> <p>その中ですね、1年間に対する費用というのは1.6億です。ですから、どこかを削って行って、そしてそこを充てれば、我々は素人はですね、考えるんですね。</p> <p>だから、いつも言うことですけども、お互いの主張をぶつけ合うのはいいと。けども、これが民間だったら、そんなこと言いよったら会社は倒産するから、明日にも結論を出さないかと。じゃあ、落としどころをどこかというふうに考えるんですね。</p> <p>だから、やっぱりそういうふうに考えないといけないんじゃないかと。時期的にもう2年、丸々2年何にもしてないということですね。</p> <p>ですから、やはり私はその辺のことを少し考える、考えるというよりも、遅いんですけども、時期が来ているんじゃないか。</p> <p>だから、7月30日の報告会を受けて、村の若い人たちがやっぱり立ち上がったんだろうと思うんですよ。行政に任せとつても埒が明かんとというふうに、たぶん考えたんだと思います。お話をすると、そういうところですね。</p> <p>だから、住民総決起大会をしたということなんですよ。</p> <p>ですから、やっぱり我々は、そういう意味ではですね、訴えていくとか何とかいう時代を、時を過ぎていていると思います。1日も早くやる、そう思いませんか。</p>
議長	村長
村長	<p>誰に訴えて1日でも早く鉄道の復旧を図るのかというのが問題だと思います。</p> <p>当然、東峰村の力、添田町の力、日田市の力だけでは、この大きな問題を解決することはできない。</p> <p>そうしますと、やはりその上部団体であります福岡県、大分県、その知事さん方がもっと真剣に考え動けるような施策しか、今、私どもはできないのではないかと考えております。</p> <p>しかし、その両県知事さんにおかれましても、その上に国があります。当然福岡に九州運輸局の局長もいるわけなんですけれども、やはりJR寄りの考え方でございます。</p>

	<p>このJRが民営化になったときに、国土交通省の鉄道局、運輸局のほうは、まだJR九州に対しては指導監督、助言、そういった権限は持っているわけでございますけれども、国会の答弁の中でも、今行っております復旧会議ですね、JR日田彦山線復旧会議の経過を見たいというような話で、国のほうといたしましても、なかなかそれに、表現が悪いんですけど、乗ってきてないというような状態であります。</p> <p>したがって、やはり今回そういった住民の皆様方の決起集会等やっていただきましたので、再度その辺りについても、沿線3自治体での首長同士はお話をさせていただきたいと思っております。</p> <p>今月の13日にJR九州からの説明を添田町は受けるというような話になっております。13日の日の3時くらいからですかね、JR九州の前田副社長と部長が村長室に来るとということでございますので、その辺りについても話をしたいと思っておりますけれども、その場で決まるような問題ではないと考えております。</p> <p>したがって、村といたしましても、当初、JRからの説明等を受けると、鉄道軌道法28条の2項による廃線とか、そういったところの理由になるのではないかとというような危惧をしておりましたけれども、そういった危惧はないということでございますので、今月の末から10月の中旬にかけては、JR九州からの説明会を求めていきたいというお話もさせていただきたいと思っております。</p> <p>非常に相手が大きい相手でございますし、県、国、そういったところをやっぱり動かしていかないと、この問題はなかなか解決しないのではないかと、私も危惧をしております。</p>
議長	2番 梶原光春議員
2番	<p>それでは、最後の質問にいたします。</p> <p>もちろんそういうことに危惧等は、それは誰もが考えております。もう諦めているんじゃないかなと、村は諦めているんじゃないかなという声が多々聞こえます。</p> <p>ですけども、我々は諦めているわけじゃなくてから、その方策を考えよう。</p> <p>だから、会議もですね、先ほど言いましたように3カ月とか4カ月に1回とか、そんな生ぬるい話じゃなくて、毎週でもいい、毎月でもやりたいと。</p> <p>村長だけが、副村長だけが聞くじゃなくて、やっぱりこの前の総決起大会のですね、若い人たちも入れていただいて、できたらやっていただきたい。そういうふうを考えます。</p> <p>もちろんJR側がそれを承知するかしないかは別です。ですけども、そういうふうを考えます。これを最後の質問とします。</p>
議長	村長
村長	<p>振り返ってみますと、皆さんには述べたかと思っておりますけれども、完全にJR九州とか、それから九州運輸局あたりのシナリオに乗った形で我々は動かされたかなと感じているところであります。</p> <p>やはりその日田彦山線復旧会議という会議の中で、両県それから沿線自治体、JRが入って会議を最初開きました。そういったところで、基本的にその復旧に向けての話し合い、そういったところがされ、そして進んでいくものだろうと思っておりましたけれども、結果的にはJR九州からの3案を出す準備のための復旧会議であったのかなという、私は感じもしております。</p> <p>そういったところに、うまくやはり我々が乗せられていたということは、反省をしなければならぬし、じゃあ、今後どうするのか。これは、極端に言いますと、住民の方とともにですね、のしろ旗立ててでも、やはりJR九州等には働きかけをしていく。当然、県庁のほうにも、そういったところの行動を起こす。</p> <p>そういったことをやりながら、やはり世論を巻き込んでいかないと、これはとても</p>

	<p>問題解決には至らないかなと思っっているところでもあります。</p> <p>そういったところにつきましても、被災沿線3自治体の首長等についてはですね、話等は話題にしているところでもあります。</p> <p>いずれにいたしましても、とにかく線路を繋いでほしい。つまり災害復旧をやってくれということ、今、各方面には言わせていただいているところでもあります。</p>
休憩	
議長	<p>13時まで休憩いたします。</p> <p style="text-align: right;">(12時00分)</p>
再開	
議長	<p>休憩前に引き続き、一般質問を再開いたします。</p> <p style="text-align: right;">(13時00分)</p>
議長	<p>3番 黒川隆康議員の質問を認めます。</p> <p>3番 黒川隆康議員</p>
3番	<p>私は、高齢者の安全運転対策、それからフリースクールの設置についてですね、この2点について、お尋ねしたいと思います。</p> <p>まず、はじめにですね、高齢者の安全運転対策について、お尋ねします。</p> <p>現在ですね、高齢者による自動車のブレーキとアクセルの踏み間違いによる事故というものがですね、マスコミ等で取り上げられて、社会的な大きな問題としてなっております。</p> <p>今までもですね、この免許証の返納等が進められてきましたけれども、返納することによって買い物や通院などに不便を感じるとともに、車を運転しなくなることで活動範囲が狭くなります。限られてきますので、それとともにですね、家に引きこもりがちになりまして、高齢者特有の病が進行するということが指摘されております。</p> <p>また、公共交通がですね、充実していないわが村では、特に自家用車は必要でありますので、免許証の返納等は敬遠されがちであります。</p> <p>現在、高齢者の安全運転対策についてはですね、様々な安全運転装置が考案されております。既にいくつかの自治体では、安全運転装置の取り付けに対して補助金を支出し、安全運転装置設置の支援事業などが行われております。</p> <p>そうした自治体の中にですね、うきは市がありましたので、局長に頼みまして、うきは市の取り組みを調べてみました。参考になればと思いますので、うきは市の取り組みを少し簡単に述べたいと思います。</p> <p>事前に資料はですね、お配りしております。</p> <p>この資料は、うきは市の高齢者安全運転装置設置促進事業補助金交付要綱というのがあります。この中に書かれております要点を述べますと、対象者にはですね、対象者は、市内に住所を有し、安全運転装置を購入、設置した車両の車検証に記載された者ということになっております。</p> <p>要件として70歳以上、そして市税に滞納がないこと、免許証を所持し、設置後3年以上使用することというのが要件になっておりまして、対象装置はですね、この資料の最後のページ、めくっていただければ分かりますが、踏み間違い防止装置、これは、この機械がそうなんですけども、ペダルの見張り番という機械です。それから、安全運転支援機能を有するドライブレコーダー、この2つを付けることによって補助金を支出しているというところでもあります。</p> <p>補助金額は、費用の半分を補助し、これは、ただし、上限は2万2千円ということになっております。</p> <p>それから、踏み間違い防止装置とドライブレコーダーを同時に設置する場合は、上限額にプラス1万5千円を補助しますということが謳われております。</p>



	<p>昨日私もオートボックスのほうに行って、調べてまいりました。聞いてまいりました。ここに今書かれておりますペダルの見張り番ていうのはですね、これはですね、3段階に、ブレーキを踏むと1段、2段、3段というふうな感じで機能していくそうなんですけども、この機械は、今はもう生産中止になっておりまして、逆に、今度は5段階、アクセルペダルの踏み込み感度がですね、5段階の分が今出てまして、ちょっと高くなっています。</p> <p>ですから、高くなっておりますが、そのうきは市の補助金にしても、その分余分にまた出しているという形になっています。</p> <p>昨日オートボックスに行ったら、うきは市のパンフレットというチラシがですね、オートボックスのほうに用意していました。こういうふうには最大3万7千円補助されますというような感じです。オートボックスに既におかれていますよ、これ。</p> <p>近くの自治体で、こういうところはあるかと聞きましたけれども、日田市もないし、朝倉市もしてないと、今はうきは市のほうだと。大分県にどこか1カ所あるというようなことも聞きました。</p> <p>それで、今簡単にですね、うきは市の取り組みを説明しましたが、東峰村においても、こうした安全運転装置を購入設置した場合ですね、補助金による支援はできないのか、村長のお考えをお伺いします。</p>
議長	村長
村長	<p>いろいろと高齢者の安全運転については調査をしていただき、黒川議員の一般質問等もありましたので、こちらのほうとしましては調査等をさせていただきました。</p> <p>当然、今ご提案のあったうきは市の事例とかですね、そういったところはこちらのほうも学習をしているところであります。</p> <p>黒川議員言われるように、高齢者の事故というのが本当にペダルの踏み間違いとか、いろんな形で痛ましい事故が発生をしております。それは十分承知をしておりますところでもありますけども、福岡県で一番高齢化率の高い村でありますし、また、どうしても車がなければですね、なかなか移動手段としての現状も厳しい村であります。</p> <p>そういったことでありますので、安全運転の装置の補助についてはですね、これは、12月議会かなんかでも予算のほうをですね、提案をして、早急に対応してまいりたいと思っております。</p> <p>何と言いましても、運転免許証を上げる方が多くおりますし、また、そういった人たちが、やはりもうちょっと長くまで乗れるようなですね、対策等というのは取っていきたくて考えております。</p> <p>また、費用等の面がかかりますので、そういったところにつきましては、またご賛同をお願いし、この実現に向けましては、早急に取り組んでいきたくて思っております。</p>
議長	3番 黒川隆康議員
3番	<p>ぜひ、これにはですね、善処していただきたいと思えます。</p> <p>この装置はですね、すべての車に付けられるわけではなくてですね、対象者が限られてくるんです。古い車の、アクセルがワイヤー式の分がありますよね。それにはこれはちょっとつかないということでした。</p> <p>ただ、今、プリウスとか電気信号で送ってアクセルにスピードが出るとか、そういうものには対象になると。ただし、はっきり付ける場合には、車種とかきちっと乗って行って、調べてもらったほうがいだろうということでした。</p> <p>それから、イエローハットにも私行ってきただけなんですけども、イエローハットはですね、1社から取り寄せてするらしいんですけども、今はもう製造が間に合わないということだそうです。</p>

	<p>このうきは市も本年度110万の予算を当初上げてですね、1カ月ぐらいでもう満杯になったそうなんです。9月にまた補正をかけて、新しく補正を組みますというようにことでした。</p> <p>だから、今、これを付ける方は大変多い。オートボックスに昨日行ったときに話に聞いたら、もう既に東峰村の人も何名かは付けられましたということはお聞きしました。</p> <p>ですから、ぜひ、高齢者の運転の安全についてはですね、いろいろな機械については、各社いろんなところがあると思います。今は後付けで、ブレーキペダルの上にアクセル、横か、横に付けて、足を横にするだけでスピードが出るような、なんかあったときには、ブレーキを踏むだけでアクセルは元に戻りますから、そういう装置なんかもいろいろ考えられているようですので、それは調査をしてですね、ぜひ、取り入れていただきたい。</p> <p>ただ、金額がですね、これはこのドライブレコーダーも安全機能が付いてないと駄目だということでした。前の車に近づくとスピードが落ちますよね。それとか、中央線をはみ出したら音が鳴るとか、そういうのが今新しく付いていますけれども、そういう機能付きでないと、ドライブレコーダーも駄目だということをおっしゃっていました。対象にはならないと。</p> <p>これを付けるとですね、負担が普通、機械が4万3,200円ぐらいかかるんですね。ペダルの見張り番2というやつが。これにプラスドライブレコーダーが2万6千円ぐらいかかるんです。ということは、7万近くかかるんですね。</p> <p>うきは市はこれの3万7千円、最大限補助していますので、なんかそここのところはですね、村として考えていただければいいのかなというふうに思います。</p> <p>高齢者の皆さんがですね、生き生きとした生活を送るためにも、ぜひともこの事業については取り組んでいただきたいというふうに思います。</p> <p>もう一度村長のお考えをお願いします。</p>
議長	村長
村長	<p>先ほども申し上げましたように、近隣の市町村と横並びと言いますか、調査をいたしまして、12月議会等にでもですね、補正をお願いしたいと思っているところであります。</p> <p>また、設置者が、どういった形でやるのかというのものもあるでしょうし、その辺りもまたいろいろと教えていただいたりとか、協議をさせていただいて、行っていきたいと思っております。</p>
議長	3番 黒川隆康議員
3番	<p>それでは、このことについては、これで質問を終わりたいと思います。</p> <p>次の質問に移ります。</p> <p>フリースクールの開設について、お尋ねしたいと思います。</p> <p>現在ですね、様々な事情によって登校拒否に陥る子どもたちがいます。その子どもたちへの支援は必要不可欠であるということは、多くの皆さんが思っていることであります。その支援策の1つとしてフリースクールがあります。</p> <p>東峰村においても喜楽来館において、フリースクールが開設されたとお聞きしました。</p> <p>ただし、所管する常任委員会には、事前に何も説明がなされておられません。こうした新規事業に関しては、事前に議会に対して説明すべきだと思います。</p> <p>内容についてお聞きする前に、どうして事前に議会に説明等の報告がなされなかったのか、まず、始めにお尋ねしたいと思います。</p>
議長	教育長

教育長	<p>この報告につきましては、6月に行っております全協での、教育委員会の点検評価の説明をする中でご説明をする予定にしておりましたけれども、ちょっとそのときに忘れてしまっていたようです。大変申し訳ありません。</p> <p>個別に総務常任委員長さんにはですね、報告をしておくべきだったなど、反省しております。</p>
議長	3番 黒川隆康議員
3番	<p>私たちはですね、住民の皆さんの疑問に対しては、できる限りお答えしたいと思っているわけです。このフリースクールの件にしても、住民の方からの情報で知ることができたわけですね。</p> <p>すべての新しい新規事業あるいは今まで行ってきた事業が大きく変わる場合には、対象事業に対してですね、やっぱりきちっと議会には説明なり報告なりをしていただければというふうに思います。</p> <p>このことはちょっと確認だけです、終わりたいと思います。</p> <p>それでは、喜楽来館に開設されたフリースクールについて、ご質問します。</p> <p>まずですね、どういった経緯で開設に至ったのか、お尋ねをします。</p>
議長	教育長
教育長	<p>おっしゃるように、学校に行きたくても何らかの理由があって行けないという子どもたちを、少しでも居場所を作るということでフリースクールが開設されておりますけれども。</p> <p>現在、東峰学園においても、数名の学校に行けない子どもさんがおられます。その子どもさんたちをなんとかしたいと思っているときに、たまたま杷木のほうで開かれていますフリースペース四つ葉というフリースクールを開設している責任者である平田先生からお話をいただきました。</p> <p>1月に催されています、この四つ葉の指導をいろいろ関わっていただいている長阿彌先生という方がおられるんですが、その方の講座が朝倉のほうでありましたので、それに私も参加をさせていただいて、いろいろと詳しい話を聞かせていただきました。とてもいい会だなということもありましたので、早速教育委員会に諮りながら、話を進めてきたところです。</p> <p>そういうことで、5月の中旬から開設をいたしまして、村の方たちにもこの内容は知ってほしいという思いもありましたので、6月の広報でお知らせをし、ご理解をいただくとともに、暖かく皆さんに見守っていただきたいということでお知らせをしておるところです。以上です。</p>
議長	3番 黒川隆康議員
3番	<p>まだまだですね、村民の人には周知徹底されてないのかなという気持ちもあります。そういう意味も含めまして、こういう場を借りてですね、質問することによって、皆さんに知っていただきたい、そういうふうに思うわけです。</p> <p>それでは、2つ目ですけども、この運営内容について、説明をしていただきたいと思います。</p> <p>内容としては、いつ開設、先ほど5月ということでした。それから、利用日はいつなのか、それから、利用時間は何時から何時までなのかとか、利用料等についてはどのくらい支払うのかとか、そういうのも説明いただければと思います。</p>
議長	教育長
教育長	<p>先ほども申しましたように、5月中旬から開設をし、月曜日から金曜日までの5日間、朝9時から12時まで開設をしております。</p> <p>指導者は、退職された小中学校の先生方が中心になっておりますけれども、喜楽来館のほうには元中学校の社会科の先生が主になって来ていただいております。</p>

	利用料については、無料で行っております。
議 長	3番 黒川隆康議員
3 番	それではですね、このフリースクールの開設にあたってですね、東峰学園との協議等はなされたのかどうか、ちょっとお尋ねします。
議 長	教育長
教 育 長	<p>もちろん東峰学園の子どもたちのことですので、学校長とは共通理解の上で進めてまいりました。</p> <p>また、現在利用しておりますけれども、毎月初めに前の月の子どもさんたちの出席状況、それから活動の様子、そういったものを四つ葉の責任者の方から報告をいただくようになっております。</p> <p>この喜楽来館に通ったら、学校のほうでも登校扱いにするということで、今進めております。</p> <p>現在、数名の子どもさんが利用しておりますけれども、真剣に学んでいる姿も見ることができますし、いろんなゲームなんかもしながらするようにしているんですけども、他の地区からもぜひ、来たいというような子どもさんもおるといようなことも聞いております。</p> <p>家族の方たちにも理解をいただいて、温かく見守っていただいておりますので、村の方たちにもぜひ、そういう形で見ていただければと思っております。</p>
議 長	3番 黒川隆康議員
3 番	では、次にですね、運営経費等について、村の負担等はあるのかどうか、お尋ねします。
議 長	教育長
教 育 長	<p>四つ葉は、自分たちで廃品回収などをして得たお金で、これまで運営してきたんですけれども、NPO法人や企業からの助成金なども頂けるようになったということで、そういうお金で、今、運営をしております。</p> <p>それで、今年はその四つ葉のほうの好意も頂きながら、一緒に解決をいたしましたので、指導者の経費等々についても四つ葉のほうで見ていただいております。</p> <p>それから、会場も社会福祉協議会のほうの協力をいただいておりますので、利用料等についても免除でさせていただいておりますので、現在こちらのほうでの経費は一切使っておりません。</p> <p>ただ、子どもたちの中に、午後も開設してほしいという要望も出てきているようですので、そうなると、ちょっと四つ葉のほうも予算がギリギリということですので、村のほうでどうか考えないといけないのかなというふうに思っているところです。</p>
議 長	3番 黒川隆康議員
3 番	<p>この運営経費等はですね、子どもさんがやっぱりそういうふうにですね、要望があれば、その要望に応じてやるということが必要かなと思いますし、自主財源でやっているというのも大変だろうと思いますし、うちの村の宝の子どもたちが利用するわけですから、村としてもある程度の補助というものも考える必要があるのかなというふうに思います。</p> <p>それから、これからのですね、関わり方、教育委員会として今後どうやって、どのように関わっていくのか、ますその辺を。</p>
議 長	教育長
教 育 長	<p>今、おっしゃっていただいたように、村の宝である子どもたちのことですので、極力、私たちもいつまでもよそに頼ることなく、自分たちで経営と言いますか、運営をできるようにしていきたいと思っております。</p> <p>またですね、過去に不登校気味の子どもさんたちもいたわけで、その子どもさんた</p>

	<p>ちが現在卒業した後引きこもりにもなっている面も聞いております。</p> <p>そういう人たちも一緒になって活動できるような、居場所づくりと言いますか、そういった部分も含めて考えていきたいというふうに考えております。</p>
議 長	3番 黒川隆康議員
3 番	<p>やはり総合的に、総体的なことをやっぱり見越してですね、考えながら取り組んでいていただきたいというふうに思います。</p> <p>それから、このフリースクールが今開設されていますけども、じゃあ、今運営ができなくなったら、途中でポーンと投げ出されても困るわけですよね。だから、そういうところの意味も含めて、契約書みたいなものは交わしているのかどうか、ちょっとお尋ねします。</p>
議 長	教育長
教 育 長	<p>きちんとした契約書は交わしておりませんが、今、さっきも申しましたように、元学校の先生たち、責任をもって運営をさせていただいていますので、途中で投げ出すということはないというふうに思いますし、先ほども言いましたように、私たちも自分たちで運営できるような形でやっていきたいというふうに思っておりますので、今後とも皆様方のご理解とご支援をよろしくお願ひしたいと思います。</p> <p>また、少しでも村民の方たちに理解をいただきたいということですね、先ほど申し上げました長阿彌幹生先生の講演を今月の29日、日曜日、教育に関係している方たちを中心に、講演会をしたいと考えておりますので、議員の皆様たちもぜひ、ご参加をいただきたいというふうに思います。</p> <p>ここでは簡単にフリースペース四つ葉の活動を報告し、そして不登校問題についての理解を深めるという形でですね、長阿彌先生のお話を聞きたいと思っておりますので、ぜひ、ご参加をお願ひいたします。</p>
議 長	3番 黒川隆康議員
3 番	<p>以上で、質問は終わりなんですけれども、今、先ほど教育長がおっしゃったようにですね、この村の子どもたちをこの村で育てると、しっかりと見守っていくという観点から考えると、やっぱりフリースクールもこの村で運営できるような組織づくりというの、やっぱり今から考えていただきたい。</p> <p>それを最後に申し上げまして、私の質問を終わります。</p>
議 長	引き続き、4番 泉守議員の質問を認めます。 4番 泉 守議員
4 番	<p>私は、前回6月議会におきまして、総務課長よりですね、答弁の中に、私あまり名前を知らないもんだから、何ですか、コンテナ屋さんかランプの森か分かりませんが、ランプの森が本当じゃないかと思ひまして、ランプの森の件につきましてね、災害当時からいろいろご協力をいただいたというようなご答弁をいただきまして、どういったこのランプの森がですね、東峰村に対してご協力をしていただいたのか、その辺りについて、お伺いをしたいと思います。</p>
議 長	総務課長
総務課長	<p>一昨年、平成29年7月の豪雨災害の直後にですね、つづみの里の第2駐車場にコンテナを持ちこんでいただいて、無料でコーヒーのサービスをしていただいた。それで、やっぱり被災を受けた方がですね、いろいろ復旧等をやられている中で、そういった形で、ほっと一息というかですね、そういった感じで憩いの場をですね、憩いの時間や場所を提供していただいたということをお伺いしているところでございます。</p>
議 長	4番 泉 守議員
4 番	<p>ただね、そういったことによって、今、総務課長さんが言ったようによって、大変東峰村にご協力をしていただいたということになるんですかね。</p>

	大変ということがね、言われたんですがね、言ってない。
議 長	総務課長
総務課長	申し訳ございません。大変というところを自分が言ったかどうかは、すみません記憶にないです。申し訳ないです。
議 長	4 番 泉 守議員
4 番	あたかもね、それを言うたからと言わんからという問題じゃありません。 非常にね、このランプの森から、私が印象ではですよ、大変ご協力をいただいておりますね、道の駅の横の今回つくったところを貸してくれないかということで、再三にわたりそういったことが言われたから、貸すことになったと、経緯になったというようなことについては、間違いありませんね。
議 長	総務課長
総務課長	流れといたしましては、一応そういう流れがあって、一応打診という形で申し入れが来ましたので、それについて許可と言いますか、その後手続きに基づいて行ったということでございます。
議 長	4 番 泉 守議員
4 番	この件についてはね、募集はしてないということ言われているんですね。募集はしなかったと、ね。財産課が、観光課がもちまして、財産課に戻されたから募集はしなかったと。 でも募集はしなかったけれども、こういったランプの森の方々から、大変災害当時からご協力をいただいたと、そういった方からこういう話がありましたから、お貸しすることになりましたと、こういうふうに言われたんですね。 それは間違いありますか。
議 長	総務課長
総務課長	農林観光課のほうから総務課のほうに移管されたという部分については事実でございます。 その中で普通財産という取り扱いを行いました。普通財産につきましては、利用に関して公募という形で積極的に活用と言いますか、行政財産と違いますので、普通財産としてですね、一応村で管理していたところでございます。 その中で、利用したいという提案があった。それで、その中身をですね、精査と言いますか、協議等提案をいただいた中で、小石原地域、村の観光等の活性化に資するという部分で、その使用に関してですね、村として手続きを進めたということでございます。
議 長	4 番 泉 守議員
4 番	それで時間を取ることもないんですけどね、後で総務課長、議事録を読んでいただければ分かることでございます。 ただ、今ですね、じゃあ、ランプの森が、今あなたがですね、ランプの森というのはいい方だというふうに評価されていますか。今、ランプの森に対して、あなたはどのようなふうに思われていますか。
議 長	総務課長
総務課長	現時点と言いますか、利用を始めてまだ半年も経っておりません。 その中でいろんな方が立ち寄りいただいて、バイクとかですね、そういった方が立ち寄りいただいて過ごされているということと、観光等のPR等を行っているという形で報告というかですね、お話をしたときには、そういうことを聞いております。 それに対して村として今のところですね、まだ、どう評価するかということについてはですね、ちょっとまだ早いかないというふうには思っているところです。
議 長	4 番 泉 守議員

4 番	もう既にですね、何か月になりますかね、今回イベント等も行われました。そういった形でね、やはり総務課長が担当すればが、そういったいろんな問題をですね、把握しておかなければいけないんじゃないですか、違いますか。なんも私知りませんよって、それでいいんですかね。
議 長	総務課長
総務課長	問題という部分について、ちょっと自分の解釈とは違うかなと思いますが、今のところは、テントの件とかですね、風の対策とか、そういった部分については適宜ご指摘をいただきまして、向こうのほうと調整をしながら改善はしてきたところというふうには感じているところでございます。
議 長	4 番 泉 守議員
4 番	それはね、後でまたお話をしましょう。 それで、私、村長にお伺いしたいんですけどね、6月議会にですね、ある議員と、このランプの森の女性の方と村長室に来て、道の駅の第2駐車場のあそこの空き地をですね、貸してくれということであられましたということについてはお伺いしたんですけど。 その他にですね、その他につづみの里の役員の代表者からですね、そのこの女性の方を連れて、村長のところに、この前ですけど、ちょっと前になりますけど、村長のところにお伺いしたことは記憶にございませんか。
議 長	村長
村 長	つづみの里の役員の方、駅長さんと言いますか、来られたかどうかというのは定かではありませんけれども、女性の代表者の方、三輪さんですね、につきましては、度々と言いますか、何度か提案等をですね、私どもにさせていただいた、そういったところがあります。
議 長	4 番 泉 守議員
4 番	私はですね、村長は以前から知っておると思うけども、あのプレハブはつづみの里にあったわけですね。そして、ちょうど人災後休憩所とか、休憩所に入るような状況じゃないけど、休憩所とかいうて村にはお伝えしたかもしれません。 そのときにですね、一番当初はですね、議員さんが連れてくる前にですね、つづみの里の責任者とこの女のひとですね、あのプレハブにですね、民陶祭もあったから、あのプレハブでですね、どうかしてくれ、どうかしてくれと言っておったけど、向こうのランプの森がですね、あのプレハブの中でコーヒーを出しますと。 村民の方に無料でコーヒーを出しますというような話をしましたからですね、そのことをランプの森の人とつづみの里の責任者の人と一緒に来られて、村長にそのようなお話をしたらしいです。 そして村長も、そういうことならよろしいと、悪いことじゃないからいいよと、村長も言ったと思いますよね。記憶をたどってみればわかりますけど。 そして、つづみの里の役員は何人かで材料を持ちよって、東峰村に寄付しますということであるから、何人かは材料を持って来てね、コーヒーを売ってますよということで、看板をつくってやっているわけ、コーヒー。 そして、村にその売上金はすべて寄付しますということ。 どうということかと思ったら、無料で配布します。そして、貯金箱みたいなやつをあるわけですね、箱が。これに東峰村の犠牲者に、東峰村に寄付しますから、このお金はすべて寄付しますから、この箱の中に入れてくださいと。コーヒーはただですよ。お金は帰るときに入れてください、いくらかね。 だから、やはりですね、コンビニエンスストアに行けば100円であるコーヒーがですよ、500円も1千円も入れた人もおるんですよ。この中にもおるんですよ、議

	会の中にもおるんですよ、そういう人が。 それはね、総務課長、あなたに寄付金が入っているんですか、調べてみんですか。
議 長	総務課長
総務課長	ちょっと質問の部分に入っておりませんでしたので、今、手持ちがございません。数字としてはちょっと今お答えできかねます。というところでございます。
議 長	4番 泉 守議員
4 番	<p>そういった質問内容がね、調べてこいとは載ってませんからね、私はそれでいいです。</p> <p>入ってないんですよ。私は東峰村からね、聞いたんですよ、調べて。一銭も入ってないんですよ。</p> <p>みんなから取っているんですよ。金を寄付しますということで。</p> <p>それで村長のところにも来て、これはつづみの里の代表者が、そんなに言うてくれというんだから、僕に。こんなでたらめなことはないですよということで。</p> <p>みんなでコーヒーのあれも作ってやった、ここにコーヒーがありますよと、今もあります見てくださいと言いました。</p> <p>そして、これだけじゃないですよ。</p> <p>岩屋神社にもね、場所を貸してくれということで、御神輿を買ってやると言った、御神輿をね。御神輿を買ってやったんでしょかね。</p> <p>その後ね、終わった後には何一言の言葉もないと。</p> <p>まだほかにもね、これは私定かでないけど、50万ぐらい取っているそうです。これは、役所でよく地元の人に聞いたら分かると思う。50万ぐらいは取っていったらいいですよ。</p> <p>だから、これはね、ひとつ村長に調べてほしいと思う。</p> <p>場所を貸すか、村の金をやったか、そのことについては分かりませんが、50万ぐらいはやったらしいですよ。</p> <p>だから、そういうことがね、再三行われているんですよ。</p> <p>どう思いますか、こういう寄付する、するということで村民の人に売られて、村長も、あなたも寄付やるからよろしいと言ったんでしょ。考えていただけそうですよね。また、村長が悪いとか、そういうことじゃないね。</p> <p>だから、そういうものはやっぱり寄付したりしてね、売り上げがなかったらなかったでいいじゃないですか。やはりつづみの里の、陶の里の代理人でもこういうことで、経費を引いたら上がりませんでしたということで、お断りを言えばいいんじゃないですか。未だに何もなし。岩屋にも神輿買うと言って場所だけ借って何にもなし。こんな人をね、村長、いいと思いますか、あなたは。</p>
議 長	村長
村 長	<p>当初ですね、総務課長が申しましたように、一昨年の九州豪雨のとき以後ですね、やはり被災者の方、それから地域住民の方に、コンテナハウスを持って来てコーヒーの無料とかですね、憩いの場を提供したいというお話でありましたので、それについては、やはり私たち被災に遭って、非常に心の沈んでいる時期にですね、そういったことはいい事ですねということで認めた経緯というのはあります。</p> <p>ただ、今、議員が言われますように、募金箱を作っていたというようなことですかね、それとかあと、岩屋神社の話とか、それから50万円の話とかですね、こういったことにつきましては、ちょっと聞いておりませんので、できれば後でよろしいんですけれども、そういったところを再度聞かせていただいて、村のほうでも調査をちょっとさせていただければと思っております。</p>
議 長	4番 泉 守議員



4 番	<p>わたしはね、村がね、あんたたちが悪いと思っけていませんよね。</p> <p>やっぱりそういうような人がね、あなたたちは信じているんですよ。その人たちにね。そして、今回、東峰村の駐車場で歌手ピアニストか何かのイベントをやりましたよね、この人たち、村のテントもただですよ、貸したのが。今、総務課長が言った、村のテントもただ、椅子も全部ですよ。そして、大型の駐車場にいっぱいですよ。</p> <p>大型駐車場、何のためにつくったんですか、総務課長。</p>
議 長	総務課長
総務課長	<p>大型の駐車場につきましては、道の駅の第2駐車場ですけど、大型バスの駐車場として整備したものでございます。</p> <p>今回のイベントの質問の中に駐車場の貸し出しについて質問がっております。たぶんこのことを聞かれているんだと思いますが、この分については、一応村の庁舎管理規則の中に、駐車場等の貸し出しの要綱もございませう。</p> <p>ただ、その話が来た中で、必ず道の駅のバスの駐車場である。村の駐車場ですけど、道の駅のバスの駐車場でもあるというのがまず1点でございますので、その中で必ず道の駅のほうからですね、了解を貰わないと、そこの大型バスの部分については利用できませんという形で、回答というかですね、申請が出てきたときにやっていたことでございます。</p> <p>これについては、道の駅の役員会等で了解を貰ったというふうには伺っておりますので、そこの部分については、そういう経緯でそこの場所をですね、そのイベントのときには使ったというふうには理解をしております。</p>
議 長	4 番 泉 守議員
4 番	<p>道の駅から貰ったと。私は道の駅の役員ですよ。</p> <p>道の駅の役員と言うが、出荷組合の役員じゃなく道の駅の取締役会から貰ったんですか。これはどっちですか。</p>
議 長	村長
村 長	<p>イベントの数日前に道の駅の取締役会議がありました。その中で議題等にも上がってございました。</p> <p>そういった中で、道の駅の駐車場ですね、真ん前の駐車場、それから斜め後ろの駐車場、それから今言われている大型の駐車場、こういったところにつきましてはお話が出まして、今、大型バスの駐車場については申請が出ているというような話は聞きましたので、イベント等をですね、やるんであればいいんじゃないかというような話は、私した記憶があります。</p> <p>したがって、それをもって、道の駅の了解を得たという形になったのかなと思っけているところであります。</p>
議 長	4 番 泉 守議員
4 番	<p>そうじゃないかと、私も思っけてですけどね。</p> <p>それはそれでね、いいんですけど、私は村長にね、イベントがあるということで、道の駅の駅長は大変車が混雑するんじゃないかということで心配されておりました。</p> <p>ですから、泉さんから村長に一言電話してくれませんか。あんたがすればと言っけてたけども、私が村長に電話しました。</p> <p>村長、あそこイベントでね、イベントがあるようなことやけど、極力道の駅のほうには止めないでくれんですかと、車いっぱい入れませうというのを言うたら、重々総務課長に伝えておきますと、村長、こう言われたんです。それは伝えてもらったんですかね。</p>
議 長	村長
村 長	私からは当然伝えてはいますけれども、元々貸し出すときにですね、道の駅の駐車

	<p>場辺りはやっぱり止められないようになるから、という話はランプの森の人たち、責任者の方にはですね、当然総務課長からも伝えております。</p> <p>しかしながら、後で聞いた話ですと、早くから来られた方がいて、道の駅の前の駐車場にずーっと停めた時間が長かったというご指摘は伺っておりますので、今後ですね、そういう催し物とか、そういうのがあった場合についてはですね、今回の経験を踏まえてですね、トラブル等がやっぱり出ないように、なにせ道の駅の駐車場は、当然道の駅の前の駐車場ですね、これはもう道の駅に来る方が利用すべき駐車場だと思っておりますので、今後はそういったところにつきましては、注意をしていきたいと思っております。</p>
議長	4番 泉 守議員
4番	<p>今、村長が申し上げるね、村長以下皆さんね、それぞれ努力はしていただいていると思うんです。私はね、決してあなたたちが悪いとか、そういうことじゃないね。</p> <p>やっぱり指導は足りなかったと思いますよね。</p> <p>やはり今回、私が今、村長が申しますようにね、もう道の駅の半分以上ですね、もう朝から来て止めとる。商工会の前にも朝から、商工会の前は働く人たちがですね、全部止めとる、道の駅。村民の、忙しいからね、その日は忙しいから、いつか分かりませんが、盆前の忙しいですからね、お客さんもいっぱいいらしているんです。</p> <p>普通の日を100としてね、20%しか売れてないですよ。それは、道の駅の半分は朝から止まったまま夕方まで動かない。道の駅に来る客はちょっと買い物したらすぐ出て行くから、30分、1時間ぐらいで出て行くんです。</p> <p>全く出て行かないですよ。私は駅長さんから、泉さん見てくださいと、朝から止まっとるんです。この商工会の前もみんな大きい車が止まって、始終八苦ですよ。</p> <p>こういうことがあってもね、やはりイベントも成功させないかん、成功してもらわないかん、お互いに道の駅もですね、成功してもらわないかん。</p> <p>よそから他の人が来たら、道の駅に行って、大根でも1本買って帰ろうかという、そういうお互いのね、気持ちがお互いが成功させないかんわけ。片一方が良くてもいいかん、片一方が良くてもいいかん、我々はそういうふうに理解を持っているんです。</p> <p>しかし、まさにね、やっぱりただね、そういう指導じゃいいかん。やっぱり徹底していかないかん。</p> <p>それはガードマンを雇いましてね、イベントはこっちですよと言われて旗振りよりも。しかし、もうイベントやら、ある人がね、運動場やらに行きませんよ。そしてね、それは私じゃないけど、駅長に聞いてもらえば分かりますが、何回も電話かかったね。私はこんなところに、道の駅に買いに来たときに、イベントの方はこちらと言われたけども、私はイベントに来たんじゃありませんよ。道の駅に買い物に来たんですよ、どうなってるんですかと言って、道の駅の駅長にね、その数日は何回も電話がかかったというんですよ。だから、そういうことがあってはいけない。</p> <p>そして、今、私が先ほども言うた、本当のね、協力したことがあるのかと。こういうね、言葉では悪いけどね、人を騙すような、騙して人雇って、そしてこういう形で次から次にあなたたちは貸していつてるんですよ。</p> <p>やっぱこれは改めてね、調査してね、具体的に調査して、私にご返事いただきたいと思いますが、いかがですか、村長。</p>
議長	村長
村長	<p>ランプの森さんたちが来られて、いろんな催し物をする。</p> <p>そういった中で、小石原の地域の活性化、そういったところを考えてですね、私も許可をするわけでございますけれども、今、泉議員が言われるように、当然イベントをやる前にはですね、そういうお話はさせていただいていると思います。</p>

	<p>しかし、それが結果的に、今、泉議員の言われるようなことであればですね、また、今後イベントをやる、何かをやるにいたしたときについてもですね、きっちりとまた指導等はさせていただきます、行いたいと思っておるところであります。</p> <p>また、先ほど言われた3、4点につきましてはですね、こちらのほうでちょっと聞き取りなりをやりまして、泉議員のほうには報告はさせていただきたいと思っております。</p>
議 長	4番 泉 守議員
4 番	<p>イベント、そういったランプの森のことについては、そういったことでお願いをしまして、次に行きたいと思えます。</p> <p>今回ですね、バスの問題でありますけどね、バスの問題についてですね、通学用のバスが個人のマイクロバスで送迎を長い間されたということは、これはどういうことですかね。</p>
議 長	教育長
教 育 長	<p>スクールバスの件ですね。</p> <p>このスクールバスは、エンジンのトラブルがありまして、すぐに修理できるような内容ではないと。やっぱり修理には長期間かかるということで、子どもさんたちにできるだけ迷惑のかからないように、夏休みの1カ月間ぐらいですね、ととったほうがいだろうということで、夏休みに修理をしております。</p> <p>その間代車と言いますか、それが無いということで、そういうときにために、樋口さんのほうではマイクロバスを所有しているということでですね、そのバスを使わせていただいたということでですね、樋口運送さんの好意によって無償で貸していただいたということで聞いております。</p>
議 長	4番 泉 守議員
4 番	<p>教育長、今、あなたの言うごと、やっぱり法律で定めた学校ですね、学校が好意で、好意で借りましたとかいうことは適切でないですよ。</p> <p>私もだいぶん話を聞いたんですけどね、運転手さんはね、お互いにですよ、自分の乗っている車っていうのはね、ちょっとどうか悪くなれば自分分かるんじゃないですか。ここなんか悪いなということが分かるんじゃないですか。</p> <p>運転手さんは我々以上に上級な免許を持ってですよ、持って乗られてるんだから、どこが悪いとかここが悪いとか、いっぺんにぼーんと悪なることはないですよ。</p> <p>だから、それをね、担当者に何回も、これは悪なりよるよ、悪なりよると、ここが悪いよ、ここが悪いよということで、樋口さんのほうは、もう一時待っつけ、もう一時待っつけと言って止めたんじゃないですか。違うですか。</p>
議 長	教育長
教 育 長	<p>私が止めたつもりはございません。</p> <p>でですね、さっきも申し上げましたように、この修理をしなきゃいけないエンジン部は、全部取り外して、修理をしてまた付けなきゃいけないということで、一日二日でですね、終わるようなものではないという判断を整備工場から貰ったということでですね、それで長期間の時間が必要だということで、樋口さんとの話で、夏休みにとというふうになったわけです。</p>
議 長	4番 泉 守議員
4 番	<p>あのね、教育長、考え方がね、私と違うんですね。</p> <p>運転手さんが悪いと、ここが悪いと言えば、エンジンなんかが悪いということね、夏休みまで待っつけと言うたんでしょう。あなたが僕は言ってないですよ。教育長が言ったと、私は言ってない。</p> <p>その車の、その順位は分かりませんがね、運転手さんは担当者のほうにですね、</p>

	<p>これは悪いよと言うた。もう一時車検か検査があるけん待っとけと言われて、しなかったわけですよ。</p> <p>だからどんだん、それは分かるでしょ。長く時間が、長くかかろうと、長くかかろうと短くかかろうと、悪いという時点で車を直さなきゃいけないんですか。ならないんじゃないですか。</p>
議 長	教育長
教 育 長	<p>おっしゃるとおりだと思います。</p> <p>ただ、物によってはと言っては失礼ですけども、私も直接そのエンジンを見たわけでもないし、専門家でもありませんので、報告を受けてですのですね、判断しかこれは取り様がないわけですけども、修理工場のほうからですね、これは取り立てて、取り立てては悪いけれども、話の中ですね、7月夏休みに入ってからでもいいんじゃないかというふうな判断が出たものと、私は捉えております。</p>
議 長	4 番 泉 守議員
4 番	<p>わたしはね、教育長が技術者、教育長は指導をする立場ですからね、あなたが修理汁わけじゃない、運転しているわけじゃない。運転手さんが自ら、この車はどこが悪いなりよと言うたらね、夏休みまで待っとけとか、3月車検やけん、3月まで待っとけとか、そういうことじゃなくね、そして車の代車があればね、ただ樋口さんに頭下げて、貸してくださいと言う必要ないじゃないですか。ちゃんと車が悪いから、ここを直してくださいと、車屋に持って行って、車屋がこれどんくらいかかりますよと言ったら、そんならお宅のほうから貸しますとね。そういうことを樋口さんから一瞬なりとも頭下げる必要はないんじゃないですか。</p> <p>教育長、そうことをもう一度お願いします。</p>
議 長	教育長
教 育 長	<p>おっしゃるとおりだと思います。</p> <p>ちょっと私のほうの判断ミスもあったんではないかと思っておりますので、今後そういうことのないように、樋口さんとは連携をしっかりと取りながら進めていきたいと思っております。ありがとうございました。</p>
議 長	4 番 泉 守議員
4 番	<p>もうそれはね、ぜひね、そういうことでやってください。</p> <p>そしてね、この件でもね、夏休みに入ろうと何があろうと、長いマイクロバスをね、無料で使ったと。そういうことでもやっぱり総務委員会なりね、こういうバスが来て長く使うと。今先ほども総務委員長さんからも言われよったけどね、そういうやっぱり長く、長期間にわたるときは総務委員会でも、こういう委員会ができましたと。そして、やはりね、これは樋口さんのマイクロバスを代行して借りたいと思っておりますというふうなね、総務委員会でも開いてね、今後もしそういうことがあったときには、開いてね、委員長なり、やっぱり委員長が招集します、ぜひそういうことを聞かせてほしいと。</p> <p>そうするとね、運転手が私たちに言うんですよ、悪い悪いと言いよるとに、もう修理してくれんとですよ。</p> <p>だから、そういう体制ね、体制がはっきりできとるのかということが問題なんですよ。</p> <p>だからこれを機会に、私はこれをくどくど教育長に申し上げたいと思っております。だから、今言ったこと十分肝に銘じてね、体制をね、やっぱり悪かったら直して、運転手さんからきたことはパッと直すというのが本来のね、業務ですよ。</p> <p>だから、そこ辺りぜひとも指導をお願いしたいと。この件はこれで終わります。</p> <p>最後になりましたけど、これは村長も言いにくい、答弁の仕方に苦慮すると思うん</p>

	ですけどね、消防団長と議会の副議長という兼務について、村長の所見をお伺いしたいわけでございます。
議 長	村長
村 長	<p>事前にですね、泉議員のご心配と言いますか、前向きなご心配だと思って、受け止めさせていただいておるわけでございますけれども。</p> <p>確かに副議長という要職とですね、消防団長という要職につきましても、それぞれ副議長ということであれば議長の補佐役でございますので、議長に何かあったときは副議長が代わってやらなきゃいかん。</p> <p>例えば災害を例にとりますと、議長が何かあった場合は副議長が災害等ですね、議会あたりの取りまとめをやっていただくんでしょうけれども、片や消防団長ということであれば、そちらのほうもまた、これはまたメインにやっていただかなければならない。そういったところをご心配されているとおるんですけども、副議長につきましても、副議長になる前から消防団の団長はされておまして、今回の議員改選によって副議長イコール消防団長というような、重要な職を2つ担ってもらっております。</p> <p>そういった中で、今回消防団の地域消防・防災体制についての見直し等も、ちょっとやっていただいておりますけれども、やはり災害が起きたときなんかは、消防団の力を借りなければ行政としてもやっていけないという現状はあります。</p> <p>そういった中で、前回の8月末の豪雨災害におきましても、役場のほうに来ていただきまして、詰めていただいたりとか、全村を巡視していただいたりとかですね、そういったところもやっていただいたところでもあります。</p> <p>急に、ちょっと体制を変えるというようなこともなかなかちょっと難しいかなと思っておりますので、その辺りはどうかご理解をいただきたいなと思っておりますのが、本音でございます。よろしくお願ひしたいと思っております。</p>
議 長	4番 泉 守議員
4 番	<p>そういった気持ちでね、やっぱりこれがね、いいというふうに村長が理解しておらなければですね、なんとかやっぱりして、こういったことをね、やっぱりよその町から見たときとか、本庁に災害があがったとき、また議長に支障があったときは、やっぱりそういったことは副議長としての、議会に専念をしてもらいたいと、私のご要望でございますので、本当にそういった消防団の関係、村長の立場、いろいろご苦労があると思っておりますけども、どうかひとつよろしくお願ひを申し上げたいと思います。</p> <p>以上で、私の質問を終わります。</p>
休 憩	
議 長	2時20分まで休憩します。  (14時06分)
再 開	
議 長	休憩前に引き続き、一般質問を再開いたします。  (14時20分)
議 長	9番 伊藤均議員の質問を認めます。 9番 伊藤均議員
9 番	<p>私は、平成29年度以降、何度もですね、この災害復旧について、同僚議員から質問が多くなされてきました。その中で、また本年この9月議会においてもですね、少し工事の状況等を確認をさせていただきたいと思っております。</p> <p>その中で29年度以降、いろんな地域また県等ですね、努力していただき、着実に災害復旧については進んでおることにつきましては感謝するとともに、非常にありがたく思っております。</p>

	<p>しかしながら、この災害復旧を進めていただいておりますが、いつも村長の発言の中にありますように、受け入れる業者がなかなか見つからないと、不落等も今まで続いてきたということでありました。</p> <p>それで、よく説明の中にも公共災については100%の発注ができました、といったような発言も聞こえておるところであります。</p> <p>本日の村長のあいさつの中にも、農業災害について、発注率が53.3%だったかと思えます。また、完成率では21.4%というような発言があったかと思えます。</p> <p>まず、この現時点におきまして、この災害工事の復旧ということについての進捗状況をですね、再度お尋ねしたいと思えます。</p>
議長	村長
村長	29年の7月の九州北部豪雨災害復旧及びその発注状況等についてはですね、担当課のほうからご説明をさせていただきたいと思っております。
議長	災害対策室長
災害対策室長	<p>事前に資料を配布をさせていただいております。棒グラフの横長の表をご覧くださいと思います。</p> <p>こちらにつきましては、広報紙でも紹介の形式での紹介となりますけれども、公共災、農災というふうにあります、公共災のほうにつきましては、発注率96.5%、農災が53.3%とありまして、林道災、地がけは100で、水道災が91.7%と。</p> <p>真ん中ほどの鳥獣侵入防止柵施設ですね、こちらは9.4%に留まっております。赤い棒グラフがその発注率を示しております。</p> <p>右側ですね、地区別発注状況ということで、小石原地区につきましては、既に100%発注を終えておると。それから、鼓、福井、宝珠山につきましては、60.4%から66.9%で発注の推移をさせていただいております。</p>
議長	9番 伊藤均議員
9番	<p>この災害におきます状況というのは、今、事前ですね、発注状況を用意していただきましたので非常に見やすいんですが。</p> <p>この中でですね、この一番右側が完成率ということで、工事はもう終わりましたよということであっていいのかなと思えますが、この完成率35.1%ということの中でですね、今農災が21.4%、農業をされてある方、この農災がですね、確かに県との絡みがありますから進んでないというのはよく分かります。しかし、災害以降3年を超えていってですよ、もう農業をもう、私たちはできませんよと、もう年取ってできんよと、意識も非常になくなるというようなことが多く言われております。</p> <p>それで、こういう災害の中で、この進捗率で、村長は今どう捉えてあるのかと、この災害で、これでもう致し方ないですねと、まだ遅いですねといったようなところですね、中を、対応が、業者が間に合わないといったようなことはあるかと思えます。</p> <p>しかしながら、そういうものを踏まえてですよ、村長が今、この時点でどう考えてあるのか、ということをお聞かせください。</p>
議長	村長
村長	<p>災害の工事の発注につきましては、やっぱり災害対策室を中心にですね、ご尽力いただきまして、発注率は非常に上がっているかと思っております。</p> <p>ただし、先ほどから言われております完成率につきましては、まだまだなかなか伸びてないというところがあります。これは、ひとえにやはり業者さんのほうの手持ちが多いとか業者の数が少ないというようなことに、一口で言えばなるかと思えますけれども、本村におきましては4社ほど村外の業者の方もみえておられまして、工事の進捗を図っているところがあります。</p> <p>今、議員言われますように、農地災害につきましては、やはり3年も過ぎ、そして</p>

	<p>5年も過ぎますと、もうやれないというような人たちが出ることを非常に危惧しておりますわけでございますけれども、いかんせん県の改修工事、そういったところも進まないことには、農地災害のほうも進捗が見られない。ましてや県の河川復旧の業者さんのほうにお願いをして、同時進行で現在、今やっているところであります。</p> <p>そういった中で、大肥川と宝珠山川の合流地点から下流につきましては、この改良復旧という形になっておりますので、改良復旧は5年の期間を有するということでもあります。当然、まだまだ手つかずのところいっぱいでございます。</p> <p>しかし、その上流の大肥川、宝珠山川につきましては、管内の業者さんのご尽力によりまして、一步一步であります但確実に復旧作業は進んでいると解釈をしております。</p>
議長	9番 伊藤均議員
9番	<p>村長に、非常に難しい話をお尋ねします。</p> <p>今、現在の状況を踏まえてですね、これから先何年見込めばですよ、元通りになると考えられるのか。村民の皆さんは、いつ終わるのねということが一番心配しております。</p> <p>そのこのところを、これは確実にそのとおりになるということは、まずならんと思えます。災害時も3年を目指して一生懸命やりますということで発言はされておりましたけれども、なかなか状況は、こういう状況でなかったということは重々承知しております。</p> <p>また、難しい話でしょうけど、その辺りのところをですね、ひとつやはり示していただくと、先ほど言いました農業災害についても、いろいろなものについても我慢ができたり、また、モチベーションが保たれたりというようなことが、少しでもできるんじゃないかというところで、非常に難しい質問だとは思いますが、もう一度その辺りのところのですね、考えをお聞かせ願いたいと思います。</p>
議長	村長
村長	<p>激甚災害3年で、1年が繰越しという形で、4年のスパンが通常であります。今年がもう3年目でございますので、繰越しを行っても来年度には完成をしなきゃいけないというようなこととなります。</p> <p>また、改良復旧工事につきましては、先ほど言いましたように、5年ということでもあります。</p> <p>そういった中で、一番やっぱり問題は、私個人的には、業者さんの数が足りないというか、そういったところだと思っております。</p> <p>これにつきましても、県土事務所所長等にもお話をさせていただいておりますけれども、それぞれのやはり約束事と言いますか、そういったことがありまして、なかなか難しいという返事ございました。</p> <p>確かに1日でも早く完成させるというのは、私も含め皆さん方望んでいるところでございますけれども、何と言いましてもそういった状況で、確かに何年で終わるといことは、非常に現時点では正確な回答を持ち合わせておりませんが、通常の激甚災害のものについては4年、改良復旧については5年だろうというところで解釈をしております。</p>
議長	9番 伊藤均議員
9番	<p>できる限りですね、早い復旧というものを望んでいかなければなりませんし、厳しい、難しい質問をしたかなとは思っておるところです。</p> <p>その中でですね、やはり早い復旧ということだけを一生懸命努力をお願いしたいということで、そこは終わりたいと思います。</p> <p>それで、この災害復旧箇所ですね、復旧ということについて少しふれたいと思</p>

	<p>ます。</p> <p>災害復旧は、先ほど言われましたとおり、原則は原形復旧だと。あと、改良復旧も一部出ているということは分かります。</p> <p>その中でですね、災害の箇所の査定または設計時においてですね、地権者または関係者との協議を、まず事前に今まではされてきたのか、ということについてお尋ねしたいと思います。</p>
議 長	災害対策室長
災害対策室長	<p>29年災の、先ほどのこの表にございますとおり、査定というものを受けて、その査定設計をもとに原形復旧を進めております。公共災については115カ所、農災は210と484カ所の災害査定を受けて、今日迎えております。</p> <p>その査定を受けますのが、29年度でありますと、7月に発災いたしまして12月までの4カ月ほどの中で、その484カ所の査定を受けるという状況がございました。</p> <p>このため測量設計を行う業者もなかなか見つからないという状況、まずちょっと経緯だけを説明させていただきます。</p> <p>やはり原形が分からないという状況の中で設計を組んで、査定を受けなければならないという状況にありましたがために、航空写真、字図、もしくは既設に一部残っている石垣や構造物をもとにですね、原形復旧の図面を起こしていくという作業がございました。</p> <p>この中で、農地それから河川、道路、兼用護岸から隣接する林道も含めてでございますけども、そういう地権者の方々に、なかなか個々にご意見を聞いて復旧の方法なり設計を起こすということが、大変難しい状況にございましたので、先ほどの測量設計、航空写真、字図、既設の構造物等をもとに復旧を起こして、地権者、関係者から十分な意見を聞いての設計が組めることが非常困難であったということをお知らせしていただきたいと思います。</p>
議 長	9番 伊藤均議員
9 番	<p>そうしますと、地権者や関係者はですよ、には、いつ説明をされたんですか。工事ができあがって、できましたよという話じゃ全く話にならないですよ。</p> <p>測量設計時点ではそれができなかったと、そこまでは、じゃあ分かりますよと、いろいろなことになるのかもしれませんが。</p> <p>実質災害復旧の折にですよ、今までは石垣だったら真っ直ぐ立っとなんと、ところが、今度は工事をしたら、ブロック塀等になりますからね、法面とか三部勾配取らないかと、これは法律で決まっていると。</p> <p>でも、地域におる人たちは、そんなことは関係ないですよ。自分の土地はここまであったとか、前はここまで道があったとか、いろんな意見があると思うんですよ。</p> <p>それで、結局地域の人たちと関係者の人たちに意見を聞かんことには、相違がありますからね、それがじゃあ、でき上がるまで、建設に入る前とか、いろんなところで説明がなければいけないんじゃないかなかったですかね。</p> <p>これからもそういうことが必要になってくるんだと思いますけれども、その辺りの関係者のですね、説明というのはまずなされたのか、なされたとすればいつなされたかということについて、ご答弁を願いたいと思います。</p>
議 長	災害対策室長
災害対策室長	<p>その査定実施設計ができて、それを入札にしてですね、執行して、業者が決定し、業者がその設計図書をもとに、現地で丁張りをかけましてですね、その段階前後あたりで地元で説明をさせていただいているケースが多ございます。</p>
議 長	9番 伊藤均議員



9 番	<p>丁張りをかけた時点で説明しても何も変わり様がないですね。実質全部決まっていますから、あと工事業者がやるだけじゃないですか。</p> <p>特に、県のですよ、土木課の河川工事については、業者が決まる設計時点から、何度でも呼んで説明してますよ。これでいいですかと。また、不都合がありませんかという形でね、地権者等にはいつも、言い方は悪いですけど、呼びつけてみたいにですね、何日の何時に集まってくださいと、よく言われて出て行ってます。</p> <p>希望を聞いて、希望が聞ける分だけはやりますと。その中で業者が決まったらまた説明しますと、そういう段階を踏んでですよ、工事をやっていただいておりますよね。</p> <p>村の工事だけがその丁張りが出てから説明しますという話じゃ、全然住民の皆さんには納得していただけんということが多々あるんじゃないですか。</p> <p>その辺りところはいかがですか。</p>
議 長	災害対策室長
災害対策室長	<p>ご指摘の案件は、多々現実的にございます。</p> <p>丁張りをかけないと、やはり住民の方々には伝わりにくいのかなと。</p> <p>査定設計を受けた段階ですとね、工法、復旧工事のやり方、規模ですとね、延長、長さ、面積、高さ等は決まっていくわけでございますが、その中で延長を変えずに方向を変えるという程度は対応しております。</p> <p>また下り口、河川の場合、昔下り口が大きい石があって、今度ブロックができてしまえば、石等も流出してしまって下り口がないということに対しても、トラップを付けたり、下流側に階段を、河川断面が取れるところはそういう対応をいくつも行ってあります。</p> <p>ただ、やはり冒頭ご発言がございましたように、石垣ですと直に立っていたものが、上の土地を大事にした場合は、その一部を起点に河川側に勾配が付きますから、河川断面が狭くなってしまう。流量的には、能力的には大丈夫なんですけども。</p> <p>逆に、河川の断面、河床幅を大事にすれば、上の例えば、道、農地等にだいたい影響してくるというケースがございます。</p> <p>ですから、なかなか現場の対応は難しいことが多々あっているという現状がございます。ご意向に反映できていない部分のほうが多いケースというふうに見受けられますが、その辺りのご理解を求めているところではございます。</p>
議 長	9 番 伊藤均議員
9 番	<p>今、災害対策室長がですね、言われたとおりなんです。そういうことをやれば、村民の皆さんは自分の思いと全然違う形になりますよね。できる分だけはやりますと。</p> <p>ところが河川断面ね、取れば今度は道が小さくなったとか、いろんな問題が出てきていると思うんですよ。実質それを設計段階かどこかで説明して、きちっとした形で地域に根差していけば、こういう話もなかなか出ないんじゃないかなと。でき上がってしまえば、もう変更はできませんよ。また、工事崩してやり直しますかと、いう形になりますよね。</p> <p>それにこれは、できる限り災害工事だから早くやってもらいたいし、良くはしてもらいたいという気持ちはありますよ。協力的なところは皆さんできるんじゃないですか。</p> <p>ただ、協力して納得できるところまでが、説明がない限りにはやはり不満等が残ってくるということが、やはり非常に出てくる。</p> <p>特に今、農業災害等もですね、今般まだ進んでいません。これも河川との絡みもありますし、非常に変わってくる点もあると思うんですよ。</p> <p>先ほど村長は、改良復旧も大肥川辺りにはまたやらなきゃいけないと。しっかりや</p>

	<p>はりその辺りのところを協議してやらんことには、できたはいいが不満ばかりと、村は言うことは何も聞いてくれんと、というようなことになりはしないかと思うんですよ。</p> <p>だから、災害であります、できる限りそういう協議をですね、今後はやってもらおうと。そしてやはりお互い納得していける形ですよ、復旧は進めてもらわないかんということで、私は強く思いますが、いかがですか。</p>
議 長	災害対策室長
災害対策室長	<p>現実、ご指摘の箇所が多々ございます。繰り返しの答弁になりますけども。</p> <p>やはり図面で説明して、それから丁張りをかけるという形の箇所もございました。丁張りをかけて、概ね皆さん方からご理解いただいて、ご承認と言いますか、ご理解いただいて施工して進んで、ブロックが積み上がっていくうちに、これはイメージと違うというふうに、ご意見を後で何うケースもございました。</p> <p>ですので図面で説明するという、それから、丁張りをかけてもやはり伝わりにくいというところがございましたので、施工を進めていくという、一定のご理解を得たというふうな、現場の判断で進めた部分もございます。</p> <p>ただ、今改めて、改めてという表現は適切かどうか分かりませんが、できるだけ地元の方々、関係者のご理解の上、施工が進められるようできるだけ早いうちに、そうした意思が伝わるような形での説明を進めたいと思います。</p>
議 長	9番 伊藤均議員
9番	<p>そうしましたら、もう一度確認しますけどね、もう数度の説明会を開きながらですよ、復旧等はやっていくということで理解していいんですか。</p> <p>それとも今までどおりとあんまり変わらんようなやり方をやるということで、理解すればいいんですか。</p> <p>できる限り説明等をですね、していただいて、その中でお互い納得した中でのですね、形のものをつくっていくことが一番大事じゃないかと。</p> <p>確かにできないものはできないということはあるかもしれませんが、でも、後で地権者等がですよ、いろんな意見が出るということよりも、そういうことを努力することではできるはずですから、その辺りのところはどうか。</p> <p>その課長が答えにくかったら、村長に答えていただきましょうか。</p> <p>そういうところをやってもらわんと、村民は納得いかんというところが出てくるんじゃないですか。</p>
議 長	村長
村 長	<p>基本的に災害復旧は原形復旧だということを言われております。</p> <p>そういった中で、やはり河川につきましては、私個人的な考え方は、河川の断面を狭めたらいかんと。つまり流下能力が落ちますので。</p> <p>そういったところで、査定によって原形復旧だということでやりましたが、やはり勾配が、三部勾配があつて高さ等があれば、当然どちらを優先するかですね。</p> <p>河床を優先して三部勾配を取るのか、あくまでも林地、上部の林地を起点に勾配を取っていくのか。現時点では上の起点を取って、下に三部勾配で降ろしているような状況等があるのではないかと考えております。</p> <p>やはり議員言われますように、災害復旧にいたしましても、地権者なり地元の方のご協力またご理解がないとできません。そういったことではなりませんので、今後はですね、やはり工事着工前と言いますか、設計段階において説明をさせていただき、そして確かに説明をいたしましても、表現の仕方は悪いんですけども、専門でなければ分からないようなところもあるかと思ひます。</p> <p>そういったところはまた、室長が言いますように、丁張りをかけた段階でもう一度</p>

	現場を見ていただくと、そういった確認をしながら、今後はやはり進んでいきたいと思っております。
議長	9番 伊藤均議員
9番	<p>そのようにですね、やはりお願いをしたいと。</p> <p>確かに難しい点等いろいろあるかと思えます。しかし、先ほどから言いますとおり、両方納得したですね、形での復旧をやっぱやっていかないかんということは、強く思いますので、今後についてはですね、そういうところを、特段の努力方をですね、お願いをしておきたいと思えます。</p> <p>次に、健康増進対策のほうへ移らせていただきたいと思えます。</p> <p>毎年6回住民総合検診を行われております。</p> <p>それで、まず基本となる総合検診のですね、目的、これはいろんな指針が出ていると思えます。その目的とですね、じゃあ、総合検診、村のやる総合検診にあたる対象者、それから、今村に、じゃあその対象の村民の人数、これをまずお教えいただきたいと思えます。</p>
議長	保健福祉課長
保健福祉課長	<p>事前に資料を2種類配布させていただいております。</p> <p>まず1枚目がですね、2019年度総合検診のお知らせということで、A3版の折ったやつです。それからもう1部が、右上に東峰村保健福祉課と書いております。4枚綴りのデータ、実績等をお配りいたしております。</p> <p>ご質問の件で、まず、総合検診の目的というところでございますが、このA3版のお知らせのチラシを見ていただきたいと思えます。中ほどに検診内容、これは14項目ほどございますが、目的といたしましては、まず大きなところで、法律がございます。これは4つの法律がございまして、それにそれぞれ応じた形での、これは検診、検査等になっております。</p> <p>法律名はもう申し上げませんが、総じて申し上げますと、この健診につきましては、発症予防、それから早期発見と重症化予防、これを目的として検診は行っておるところでございます。</p> <p>次の対象者並びに人数ということですが、対象者の方につきましては、このお知らせのチラシの真ん中ほどに、○×で書いております。それぞれ満20歳から39歳とか、満40歳以上74歳以下、こちらにつきましては、それぞれ国保、国民健康保険それから社会保険に関する対象者と後期高齢者医療保険の方々になります満75歳以上の方ということで、それぞれの対象になるところでですね、○をこれで付けさせていただいております。</p> <p>もう1つ人数、対象となる人数でございますが、もう1部の4枚綴りのほうの、資料の2枚目をお願いしたいと思います。2ページ目をお願いしたいと思います。</p> <p>こちらに、一番上のほうですけれども、こちらに特定健診の受診率の推移ということで、25年から30年までの対象者数をこちらのAの欄に記載をいたしております。これは、もう特定健診に限った対象者でございますので、直近の数字で申し上げますと、特定健診、こちらは国保の対象の方が約、一番直近の数字ですが、480名、後期高齢者の方のご対象者が440名ほど、それから、健康増進法の中、法律の中の肺癌検診から以下ですね、こちらにつきましては、約1,380名の方が検診の対象者ということで把握をいたしております。以上です。</p>
議長	9番 伊藤均議員
9番	<p>対象者までこういう形で出させていただいております。</p> <p>それですね、今、これを見せていただくと、ここに、2ページ目にですね、特定健診受診率の推移というものが一番上の段にあるかと思えます。</p>

	<p>この特定健診の受診率の推移の中においても、たぶんこのAというのが対象者だと思えます。全体のですね。</p> <p>そうした場合に、25年から30年まで出てます。平成30年においては、対象者数は45名と、受診者数が200名、これでいいんですよね。受診率ですよ、200名じゃない、450で受診者数が200でしょう。失礼しました。450で200名ですね。</p> <p>受診率とすれば44.4%と。反対に言えば56%程度が未受診だということで捉えていいのかなと思っております。</p> <p>今年度においては、もう少し推移が変わっておるのかもしれませんが、なかなか半分かからないということではないかなと思っているんですよね。</p> <p>これの受診者を増やすという向上対策をですね、また今までに検討されてあるのか、また実施されたものがあればですね、それについてちょっとご報告をいただきたいと思いますが。</p>
議長	保健福祉課長
保健福祉課長	<p>これまでの対策といたしましては、まず2千円分の総合検診受診費の補助券の交付を行っている。それから、受診勧奨通知を送付いたしております。</p> <p>未受診者に対する電話でのですね、勧奨、要するに、電話でのお誘いじゃないですけど、勧奨を行っております。それから、特定健診未受診者における医療情報の収集等を行いまして、現在まではできております。</p> <p>今年度ですけれども、新たにAIを活用して未受診者情報をですね、取り入れた形で受診勧奨事業などに取り組むという計画を持っておりますので、具体的にはちょっとまだなっておりませんが、今後についてはそういったことも考えているところでございます。</p>
議長	9番 伊藤均議員
9番	<p>そういう対策をされておるといことでありますが、この数字から見るとですよ、増えてないんですよね、受診率が。</p> <p>努力はされてあると思えますが、やはりこれは最低でも50%は超えないとですよ、意味合い的にどうなのかなという点があるんですね。</p> <p>もう少し大変でしょうけど努力していただいて、最低受診率は50%以上上げるようなですね、対策を取っていただけたらと思っております。</p> <p>これもうお答えは要りません。お答えしてもらってもあれですから、ただ、やはりそのような取り組みをやると、ことはですね、ぜひともお願いしたいと。</p> <p>受診率を50%程度には上げていくということをですね、強くお願いをしておきたいと思えます。</p> <p>それから、厚生労働省が2018年7月にですね、発表した簡易生命表によりますとですよ、2017年の日本人の平均寿命、これは男女とも最高を更新してですよ、男性は81.9歳、女性は87.26歳だったと思えます。</p> <p>これは、医療技術の目覚ましい発展により、この寿命がですね、伸びたかなと予想される場所もあります。また、厚生労働省においても、そのことがですね、予想されると発表をいただいております。</p> <p>しかしながら、医療技術のですね、目覚ましい発展ですよ、高齢者が寝たきりでもずっと長生きするというものがですね、この平均寿命の延ばすことに非常に寄与しているところなんですけれども、やはり高齢者が望むものは何かというと、年を取っても病気一つせずですね、ぴんぴんして、あくる日にはコロッと亡くなつたと。良く一般的に言われるぴんぴんころりですね。このことをやっぱり一番望んでおられるということであるかと思えます。そうした場合に、やはり高齢者率の高いわが村に</p>

	<p>おいてもですよ、この長寿ということじゃなく健康寿命、ぴんぴんころりと亡くなるといったようなですね、健康寿命対策をですね、何か取っていかねければならぬんじゃないかと思っておるところですが、このことについて、対策並びに何か考えがございましたらお願いをしたいと思いますが。</p>
議 長	保健福祉課長
保健福祉課長	<p>具体的にはですね、基本的にはと言ったほうがいいのかと思いますが。昨年3月に作成されましたこの東峰村健康増進計画、これに基づきですね、対策を行っていくというのが原点だと思います。</p> <p>この中にはですね、大きく3つの方向が示されております。</p> <p>まず1点目が、がんや循環器疾患、糖尿病といったですね、生活習慣病、これを早期に発見すること、それから、その発症予防と重症化予防というのが、向けた取り組みがというのを、この中に書いてあります。</p> <p>それに伴って、具体的に何をやっていくかというのは、ちょっとまだ私も把握してないところがございます、ちょっとここでは申し上げることができませんが、そのためにはですね、保健指導の実施率、それから、検診、これの受診率ですね、先ほどから言われます、これを向上していくことが、まず、第一かなと思います。</p> <p>国保事業の中ではですね、この健診率それから特定健診の受診率、それから特定保健の指導実施率、これは、東峰村は県の上位に位置づけられているのは事実です。現在ですね。</p> <p>これは全国的にも結構上位に、データの的には位置付けられておりますが、議員さんおっしゃられるように、今後じゃあ、どういった取り組みをするのかというのは、もう少し検討して、具体的な取り組みは検討していく必要があるとは思っております。</p>
議 長	9番 伊藤均議員
9 番	<p>基本の対策と言ったらいいんですか、そういうものについてですよ、今述べられたのかなと思っております。</p> <p>ただ、やはり先ほども言いましたとおり、全国的というか、全体的に生きがいを持ってですね、年寄りが暮らしていくことが、ぴんぴんころりのですね、得策だと。</p> <p>また、それが一番できる範囲で、一番強いものなのかなというところがあるのかなと思っております。</p> <p>それで、今言われたような対策ではなくですよ、やはり健康寿命を伸ばすために、では、どういうことをね、取り組んだらいいのかというものについても、しっかり考えていただけたらなと思っております。</p> <p>これをすぐ答えを出せということとは言えませんし、また、これはすぐ見えるものでもないかと思えます。</p> <p>しかし、そういうものを取り組んでいかなければですね、なかなか高齢化社会のこの村においてですよ、やはり元気でずっと暮らしていただくということについて、大事なことかなと思っておりますので、これについても特段の努力をお願いしたいと思っております。</p> <p>それから、ウォーキングマイレージ事業について、お尋ねをしたいと思えます。</p> <p>先月のチラシの中にもウォーキングマイレージの参加者募集といったようなチラシが入っていたかと思えます。</p> <p>このウォーキングマイレージ、またこれ入っていたが、実際じゃあ、今、ウォーキングマイレージ、これを取り組んである方がですよ、当初2年前かな、これは始まったかと思うんですけど、進捗として、進んでいるのかな、いないのかなというところがはっきりしないんですが、この辺りはどんなですか。</p>
議 長	保健福祉課長

保健福祉課長	<p>このウォーキングマイレージ事業につきましては、地方創生の推進交付金を活用して、5カ年計画で取り組んできております。</p> <p>28年度の終わりぐらいから実際にやり出したというふうに聞いておりますが、本年度は、年度でいきますと4年目になります。</p> <p>進捗状況としましては、4年目の目標が500人の参加をいただくというふうにしておったんですが、現状では310名の方。ですから、約6割、目標に対して6割ぐらいの方しか参加をいただけてないということではございますが、先ほどおっしゃられました、そのチラシにつきましては、年2回ほどですね、参加募集案内等を行っている中でのチラシとなります。</p> <p>状況としてはそういう形で、進捗状況としては、参加者に関して言いますと、若干伸び悩んでいるという状況でございます。</p>
議長	9番 伊藤均議員
9番	<p>これウォーキングマイレージですね、今、当初参加された方がたくさんあったかと思えます。</p> <p>これ活動計があって、活動状況が分かるかと思うんですよね、どういう状態かというのを。村のほうでも、この人全然動かないねという方も多々あるんじゃないかなと、私は思うんですよ。</p> <p>私自身も、これなかなか動かすことが少なくなっているという反省もあるんですが、その辺りのところは、把握してあります。</p>
議長	保健福祉課長
保健福祉課長	<p>当然その辺りのことはですね、把握して、例えば、前回実施しましたバスハイク等につきましては、その歩数の割の増加によって、そういった方々をお誘いして、バスハイクに行ったりとかいうのを実施しておりますので、そういうこともひっくるめて、そういった状況というのは把握しております。</p>
議長	9番 伊藤均議員
9番	<p>そうしますと、どれぐらい今、止まってあるとか、活動計が全然動いてないなというのがありますか。</p>
議長	保健福祉課長
保健福祉課長	<p>すみません、把握はしておりますが、ちょっとデータの的に今回、ちょっと今、数値を持ち合わせておりませんので、必要であれば後ほどデータとして出させていただきます。</p>
議長	9番 伊藤均議員
9番	<p>後で結構です。</p> <p>自分を含めて、これは反省せないかんところは随分あります。</p> <p>またこれ、キズが入った、今日は見てないんですけど、キズが入ったらなかなか見にくくなって、利用がどうしてもしにくくなるといったようなこともあって、じゃあ、これは換えると言ったらお金を払わなくちゃでけんというようなことがあるんですね、やはり使いづらいものに、長くなったらなってくるということもありますからね、やはり少しお考えいただけるとありがたいなと思っております。</p> <p>あと、これも費用対効果はということで、質問の中には出しておりましたが、今の話を受ければ大体想像がつかますので、これについては省かせていただきたいと思えます。</p> <p>それから、次の質問に移らせていただきます。</p> <p>住宅整備について、お尋ねいたします。</p> <p>空き家バンクのですね、登録と利用状況、これについては、この前の決算審査委員会合同常任委員会の折に少しふれていただいたかと思えます。しかしながら、再度で</p>

	すね、どのような状態であるのかということ、まず教えてください。
議 長	企画政策課長
企画政策課長	<p>空き家バンクの登録と利用状況について、報告いたします。</p> <p>現在のバンクの登録は、空き家が3件、空き地が3件です。</p> <p>この制度は平成28年度からですが、これまでにバンク登録が19件、利用者登録が27件です。このうち11件の契約が成立しました。</p> <p>契約成立の内訳としましては、賃貸6件、売買5件です。人数ベースでいきますと、村外から移住した人数が7世帯23人、村内転居2世帯6名、合計29名の方が移住・転居が行われております。</p> <p>また、それ以外に、事務所等の利用が2件あります。以上です。</p>
議 長	9番 伊藤均議員
9 番	<p>そうしますと、やはり空き家バンクについては、非常に村に貢献できて、利用もよくしていただけておるということで、理解していいのかなと思っております。</p> <p>こうやってですね、移住のほうで29名という形でですね、多く来られておると。一段とですね、この制度を活用すると言いますか、今から先空き家等も増えてくる可能性もありますのでですね、こういう結果を受けて、やっぱりしっかりもう少し頑張っていたらということになるのかなと思っております。</p> <p>それから、本年7月にですね、復興住宅であります中原団地が完成し、公営住宅の入居も始まって、皆さんも入ったのかなと思っております。</p> <p>しかしながら、途中でもう入居しないというような形で、中原団地も空き家ができていないかなと思っております。</p> <p>また、村営住宅の中にも募集を、時々放送等で流れておりますけれども、もう満室というようなことはないかなと思っておりますが、現状としてはどうなっておりますかね。</p>
議 長	建設水道課長
建設水道課長	<p>先月、令和元年8月末時点での公営住宅の居住率につきましてはですね、約91%を超える居住利用率でございます。</p> <p>なお先月、先日ですね、7月末に入居を開始しました中原団地を除きますと、約97%の居住利用率となっております。</p> <p>退去等で不在となった際にはですね、逐次広報等で入居募集を行っております、近年は入居利用状況といたしましても、ほぼ全戸入居利用、活用いただいているというふうに認識しております。</p>
議 長	9番 伊藤均議員
9 番	<p>すみません。約97%、197%と理解したもんですから、約97%ですね。全体的には91%、約、ということ、理解していいんですね。分かりました。</p> <p>それでですね、近年外国人労働者が多く雇用されておりますし、国においても老人福祉施設等ですね、多く雇用し、また、入ってきてあるかと思えます。本村においても企業の中にですね、外国人から来られている方があられます。</p> <p>それで、今後も話に聞くと、まだ雇用を増やすというようなことの話もあるようです。</p> <p>そんな中でですね、じゃあ、この外国人労働者に対する住居の供給というようなこと、考え方が何か決まったものがあるのか。また、空き家バンク、公営住宅の中にですね、入居要件、詳細なものがあるのか、この辺りをお尋ねしたいと思っております。</p>
議 長	企画政策課長

企画政策課長	<p>空き家バンクにつきましては、入居要件については、特段外国人等についての要件等は設けておりません。</p> <p>外国人というところですね、いろいろまた日本人と違う習慣等がありますので、いろいろ問題等トラブルの発生とか、そういったところが考えられるのではないかとはい思いますが、そういったところについてもまだ、何も要件等は作ってはおりません。</p>
議 長	建設水道課長
建設水道課長	<p>公営住宅につきましても、外国人の方々に対しまして、優遇と言った、そういった入居要件を設けてはおりません。</p>
議 長	9番 伊藤均議員
9 番	<p>先ほども言いましたけれども、今、雇用が増えていますよね。その中で、可能性としては、今から多く出てくるかと思うんですよ。</p> <p>やはりいち早くですね、そういうものについては整備をしておく必要があるのではないかと考えております。</p> <p>企業であれば企業のほうのですね、保証を取るとか、いろんな考え方があるかと思えます。今から先のことを考えれば、早期にですね、このことについては対応を取っていただきたいと思いますが、いかがですか。</p>
議 長	村長
村 長	<p>現在のところですね、数名の方しかおられないということで、特段のトラブル等はないというところでございますけれども。</p> <p>やはり今後外国人労働者等が増えてくるということになりますと、トラブルとか生活習慣の違いとかいろいろ考えられますので、今言われました外国人労働者の入居条件等につきましてもですね、差別ではありませんので、そういったことを除いた形での整備等は、しっかりと整えていきたいと思っております。</p>
議 長	9番 伊藤均議員
9 番	<p>村長言われますとおり、しっかり整備していただいてですね、この村にもそういう方が入っていただく、また人口を増やすということについても、考えられる中のものでありますので、しっかりお願いをしておきたいと思えます。</p> <p>これで、私の質問を終わりたいと思えます。</p>
休 憩	
議 長	<p>3時25分まで休憩します。</p> <p style="text-align: right;">(15時15分)</p>
再 開	
議 長	<p>休憩前に引き続き、一般質問を再開します。</p> <p style="text-align: right;">(15時25分)</p>
議 長	<p>1番 梶原伯夫議員の質問を認めます。</p> <p>1番 梶原伯夫議員</p>
1 番	<p>私は、5項目ほど質問させていただきます。</p> <p>まずは、道路愛護について、伺います。</p> <p>現在、東峰村村内に残っている人たちは年々高齢化をしております。自分たちの住んでいるところをですね、きれいにするという意味での道路愛護をするというのは分かるんですが、高齢化をしてくれている現状を見ていますと、現在の範囲と言いますか、各地区での範囲がちょっと無理があるのではないかと、自分は考えております。そのところをどうお考えでしょうか。</p>
議 長	村長
村 長	<p>議員の質問のとおりですね、高齢化が進んでおりまして、道路愛護等の担い手と言いますか、やれる方が段々と少なくなって、道路愛護そのものがですね、今後どうな</p>



	<p>るのかというのは危惧されるところであります。</p> <p>しかし、議員も言われましたように、自分の住む地区がですね、やっぱりきれいになるということは、そういった意味も含めて、道路愛護等があるのではないかと考えております。</p> <p>現在までは村民の皆様方のご理解の下行われていることについては、感謝を申し上げたいと思っておりますが、いかんせん高齢化によるそういった問題につきましては、今後ですね、どうするかにつきましては、区長会等でですね、お話をちょっとさせていだきたいと思っております。</p> <p>そういった中で議論をして、確かにわが地区で言いますと、道路は狭いんですけども、河川のほうがものすごく広くてですね、とてもじゃないけど、なかなかやれないということもありますし、議員の住んでおられる鶴地区辺りについては、河川はさほどでもないけど、道路の長さが相当長いのかなと思っております。</p> <p>そういったところも含めて、ちょっと区長会等にでも議論をさせていただきたいと思っております。</p>
議 長	1 番 梶原伯夫議員
1 番	<p>今、区長会等でお話をさせていただけるということをお願いいたしましたので、それはそれでよろしいんですが、シルバー人材とかありますよね、ああいう方を使って、多少幅を狭めると言いますか、範囲を狭くするような方法も、また区長会等でも話し合っていたらいいと思います。</p> <p>今言ったように、人数がですね、段々減ってくるものですから、やっぱり今までの範囲ではなかなか無理があるのかなと思いますので、今言ったように、そのシルバー人材の方を利用するか、何か方法はあると思うんですが、そういうことを考えていただくわけにはいきませんか、お願いします。</p>
議 長	村長
村 長	<p>区長会の中でも議論させていただきますけど、区長会の区の割振りとかですね、そういったところも、これをまたやりますと、なかなかまとまらないかなと思って、危惧しているところあります。</p> <p>基本的には、国県道につきましては県の管理になっておりますし、その辺りを割り当てられた地区で、どこまでやるかということを含めてですね、これは、議論をちょっとさせていただきたいと思っております。</p>
議 長	1 番 梶原伯夫議員
1 番	<p>そこのところをよろしく願いしておきます。</p> <p>道路愛護については以上ですが、次に、道路の拡幅について、伺います。</p> <p>我々のところはまず、どっちかと言えば国道のほうが強いんですが、今、各地区と地区の間は結構整備が行き届いていると思うんですが、やっぱり民家の多い各地区内のほうが、僕は大事だと思っております。</p> <p>我々のところの鶴地区、蔵貫地区、東地区、塔の元地区、大行司地区、また、小石原の道の駅から嘉麻峠まで、道の駅から長谷峠までとかですね、いろいろあります。</p> <p>国道の何とか期成会ですか、みたいなお話しはあっていると思います。陳情もやっていたらいいと思いますが、なかなか難しいと思うんですが、いつ頃どうなるか、今はどういう状況なのか教えてください。</p>
議 長	村長
村 長	<p>議員質問されましたように、国県道についてはですね、期成会というものがございまして、村でも期成会を立ち上げて、県、国等への要望等は、行っているところあります。当然各自治体におきましても、211号線なり52号線、八女香春線につきましても、これは期成会を作っております、県、国等への要望は、毎年行っている</p>

	<p>ところであります。</p> <p>しかしながら、整備に関しましては、なかなか進まないのが現状であります。</p> <p>まず211号線におきまして、砥石渡から葛生の歩道の設置につきましても、なかなか進みませんし、この件についても、令和3年のですね、完成を目指してはいるんですけども、ご承知のように、なかなか進んでないというのが現状であります。</p> <p>それから、県南総合開発促進協議会ですね、そういったところにおきましても、211号線の拠点拠点のですね、拡張工事とか歩道の設置、そういったところについては、要望をしているわけでございますけれども、今、その県南の総合開発促進会議の中に載っているのが、砥石渡から葛生が終われば東地区の歩道設置、それから久毛地区ですかね、鶴の。あの辺りの改良、そういったところだっと思っております。</p> <p>いずれにいたしましても、この211号線、非常にやはり今大型車が多くなりまして、歩くのも非常に怖いというような状況もありますので、こういった点については、やっぱり要望等はしていっているんですけども、なかなか難しいというのが現状であります。</p> <p>しかしながら、やはり要望は要望としてですね、私どもきっちりと県、国への要望活動は行っていきたいと思っております。</p>
議長	1番 梶原伯夫議員
1番	<p>ちょっと先に答えられたのかなと思われるんですが、いろんなところの改良ですね、やっていただきたいんですが、今言ったように、各地区内でやっぱり人間が動くところをできるだけ早くですね、やっていただかないと、先ほども高齢化の問題も言われましたけど、お年寄りの方がですね、高齢者の方が安心して動けないわけですね。</p> <p>だから、そういうところもあるので、極端な話は、もう待たなしじゃないかなと、私は思っております。</p> <p>そういうところで、できるだけ早く要望もしていただかなければいけませんけど、実現に向けてのですね、要望のほうを、できるだけよろしく願いいたします。</p> <p>それからまた、ちょっと場所は違うと思うんですが、県道52号線のですね、塔の元から杷木、あちらのほうもですね、今、多少のその改良はあっているみたいですけども、あちらのほうはどうなっているのでしょうか。</p>
議長	村長
村長	<p>塔の元から杷木間の52号線の話でございますけれども、今、朝倉市の星丸地域、この450mをですね、平成30年度から道路改良を行っているという話を県土のほうから聞いております。</p> <p>それと、いろんな噂話的にはですね、聞いておりますけれども、これがどこまで本当なのか、ちょっと分かりませんが、この災害を機に考えられているようなところもあるようです。</p>
議長	1番 梶原伯夫議員
1番	<p>こういう今北部がですね、九州北部が、いろんな毎年災害に遭っている状況で、予算等も分かります。</p> <p>だから何と言いますか、内容は違うかもしれませんが、できたら災害と一緒にですね、改良復旧みたいな感じで、できるだけ早くやっていただきたいと。</p> <p>何でこの52号線、塔の元から杷木って言ったかと言いますと、やっぱりあっちの杷木方面に、お医者にしても買い物にしても、行く回数はですね、わが東峰村の村民は多いと思うんですね。</p> <p>だから、できるだけそういうところも一緒にして、陳情なり、つくっていただくのを早めていただきたいと、そここのところの願いもよろしくしときます。</p> <p>あと、また次にですね、移りますけれども。</p>

	<p>次はですね、自分の地区の鶴地区のことですが、他の地区には大体迂回路と言いますか、なんか道が2本あるところが結構あるんですね。</p> <p>でも、鶴地区は場所の関係もあります。上って行って右側は住宅ばかりで、左側は真砂と言いますか、地盤の悪いところでもありますけれども、上って行って左側に関してですね、村道なり農道が3本山の方に入っています。</p> <p>だから、自分がまずお願いしたいのは、何か、前の自分の地区の梶原文明議員、前議員が、村長と何か言葉では話していたと思うんですが、今度うちの地区から要望書を出させていただいております。</p> <p>でありますので、久毛の村道久毛線、久毛4号線だったですかね、それとその上の農道久毛線ですね。それが1本ですけど、それと農道大木線、これを繋いでいただいて、迂回路にと言いますか、もう1本の道にさせていただけないかと。</p> <p>将来的にはですね、もしできれば、その地質等の問題もあるかと思いますが、喜楽来館のところまで赤藪大木線、あっちの方の農道と繋いでいただきたいと。</p> <p>そうすると、このこういう災害があった場合にですね、今度の場合でもちょっと通行止めの箇所ができました。でも、回る場所がないから、どうしても行けないということがありましたので、地区としてはそういう要望書も出させていただきましたけれども、そういう迂回路をつくっていただくということをお願いしたいんですが、村長のお考えをお願いします。</p>
議 長	村長
村 長	<p>鶴地区のほうからもですね、多くの方の署名の下、ご要望等があがっていることは存じ上げております。</p> <p>議員言われますように、久毛から大木線ですか、その辺りから、また喜楽来館辺りまでというような要望等がございますけれども、正直に言いまして、勾配等、それからありますので、迂回路というのものなかなか難しいなとは考えておるところであります。</p> <p>そういった中で、今回211号線に沿って走っております大肥川につきましてでもですね、河床を下げて洪水対策等には、流下能力ですか、こちら辺りも取っていただけるというようなことになっておりますので、できればやっぱりそちらのほうが安全かなという気はいたします。</p> <p>しかし、何と言いましても、確かに議員言われますように、鶴地区においては一本道しか、国道だけしかありませんので、逆に右側のほうは住宅が密集しておりますし、なかなかそういったところに新しい道路というところは難しいかなと思っております。</p> <p>まずは、ちょっと考えをさせていただきたいというところが、素直な見解でございます。</p>
議 長	1番 梶原伯夫議員
1 番	<p>そうですね、言ったように、予算等もありますし、勾配関係はもう実際現地を見ていただければ分かると思うんですが、自分たちの大木線にしても、原彦窯のちょっと上から回せば、うまく行くんじゃないかと、それは、自分たち素人がですね、考えての話ですけど、そういうことも一応、要望書の中には書かせていただいております。</p> <p>そういうことで、やはり今度の災害みたいなことが、もう起こらないという保証はありませんので、できたら少しでもよろしいので、今言ったように、2本を1本にすると、3本目まではちょっとなかなかできませんかもしれないですけど、下のほうの2本を繋ぐという考えの下で考えをしていただきたいと思います。そこのところをよろしくお願いいたします。</p> <p>次です。</p>

	<p>次ですね、国、県、要するに村、各自治体とか団体から、いろんな補助とか手当とか貰える人が、要するに該当する人がですね、そういうそのいろんな手当があるのをまだ分からないという人がいるそうなんですが、身障者、高齢者、それに該当する方がですね、そちらから言ってくるのが一番よろしいんだと思います。今、一覧表みたいなものもあるのは分かってはいるんですが、なかなか分かってない方がいらっしゃるようですが、そういうところをなんかですね、行政のほうから教えるとか、いうことは考えてはないんでしょうか。</p>
議長	村長
村長	<p>これもなかなか難しい問題と言いますか、どこまでやれば、どう理解してくれるのかというところがあるかと思えます。</p> <p>まず、やっぱり住民の皆さんにお願いしたいのは、困ったことは、役場にとにかく相談してくれと。この一言に尽きるのではないかなと思っています。</p> <p>確かに今、議員言われますように、全戸配布それから補助金の一覧表いろいろとかチラシとかですね、配っておりますけれども、ほとんどの方がやっぱり見てないとか、知らなかったりとかということがあります。</p> <p>したがって、困ったらまず役場に相談ということ、これを今後やっぱり徹底していきたいなと思っております。</p> <p>そうしますと、そういった補助金がありますよとか、逆に言いますと、困った人から教えられて、なんとかやっぱり手当を考えなきゃいかんねと、行政のほうもなるかも分かりませんし、やはり繰り返しになりますが、困ったらまず役場に電話というところを、今後やっぱり進めていきたいと思っております。ちょっと回答になったかどうか分かりませんが。</p>
議長	1番 梶原伯夫議員
1番	<p>できるだけそういうふうにしていただきたいと思うんですが、なかなかですね、困って電話というのがね、向こうからできないんじゃないかと、自分たちは思うわけなんです。</p> <p>だから、今言ったように困ったら電話をするという、電話でも、来ても相談をすると、しやすくするというふうに持っていただきたいと思うわけなんです。そのところをもう1回お願いします。</p>
議長	村長
村長	<p>まず、一昨年の九州北部豪雨災害以来ですね、ワンストップ窓口、総合窓口等も設けておりますので、まずは、先ほども言いましたように、相談してほしいというのと、もう1つは、自分の周りの方ですね、そういった方にもこういう形で困っているとか、あともう1つ、各地区には地区担当職員等もいます。それから、ちょっと言いかけた集落支援員等もいますので、できればいろんな形で住民の皆さん言葉が拾えるようなですね、ところをちょっとやっていきたいなと思っております。</p>
議長	1番 梶原伯夫議員
1番	<p>できるだけ相談しやすい役場になっていただきたいと、よろしく願いいたします。</p> <p>それと最後になりますが、日田彦山線復旧についてです。</p> <p>前、同僚議員の梶原光春議員からも言われましたけれども、これは、村の宝という日田彦山線ですので、何回でも同じような質問があると思うんですが、同じようなことになるとも思います。でも、これは言わせていただきたいなと思っておりますので、同じような答えになるかもしれませんが、よろしく願いいたします。</p> <p>先日行われました日田彦山線、JRからの説明報告会、早期復旧を求める東峰住民決起大会などですね、いろんな運動はしております。</p>

	<p>ですが、さっき梶原光春議員もおっしゃってますけれども、なかなかこっち議会、行政のほうからですね、運動がちょっと遅いんじゃないかと、自分たちも思うわけですね。</p> <p>ですので、村長、よくJRがこういうふうだからと、言っでは悪いですけど、悪口みたいなことを言うんですが、それも別に、そう言うなというわけではないんですが、そう言うより、どうか、何と言いますか、活動と言いますか、行動と言いますか、それをやったほうがいいのかと思うんですね。</p> <p>だから、日田市にしる添田町にしる、うちの東峰村にしる、なんかこう行動なり、活動なり行動が起こせないかと、自分思うわけですけど、村長は改めて、そういう方面のほうをもう1回ご答弁をお願いします。</p>
議 長	村長
村 長	<p>梶原光春議員のですね、ところでも回答させていただきましたけれども。</p> <p>災害復旧ですから、まずはやっぱり復旧をやってくれというのが、私たちの要望です。</p> <p>そういった中で両県知事、それから被災3自治体のJRが入った復旧会議等が開かれておりますけれども、1つは、何と言いましょかね、会議の内容をあんまり公表してくれるなというところが、一番先ありましたので、それも言い訳になるか分かりませんが、もう1つは、その中でやっぱり十分議論ができ、そして日田彦山線問題が、方向性がつくのではないかと考えてたのが、全く私としてはそういう気持ちでいたということです。</p> <p>しかしながら、先ほどの光春議員のときにも言いましたように、この日田彦山線復旧会議というその会議そのものが、やっぱりJR辺りの上下分離方式とか復旧をもうやらないとか、そういったようなシナリオの中に設定されてたのかなというのが、今思いますと、そういう気がいたします。</p> <p>取り組みが遅かったということにつきましては、運動ですね、が遅かったということにつきましては、確かに議会のほうには、ある程度はご報告等は申し上げておったんだと思いますけれども、住民の皆様方にはそこまではやっていなかった。</p> <p>そういった中で7月30日でしたか、住民説明会のときに初めて、やはり事の大きさが分かり、そして、村内の有志の方が住民決起大会を開くようなことになったのではないかと考えております。</p> <p>当然、来賓で来ておられました栗原県議会議長、中島さん、それから、添田から出身の神崎県会議員、それから共産党の高瀬さん、いろんな方々がご支援をされておりますし、また、12日から始まります福岡県の県議会においても、そういった発言等をお願いしているところであります。</p> <p>沿線3自治体のですね、首長の連携というのは取れていると思っておりますけれども、やはり今後頻繁にそういったところも、意思疎通を図りながら、この問題については取り組んでいかなければならないのかなと思っております。</p>
議 長	1 番 梶原伯夫議員
1 番	<p>1週間ほど前だったと思います。新聞に載っていたんですが、他のは僕忘れたんですが、鉄道を復旧すると、今から約5年かかるそうです。</p> <p>今言ったように、この2年間全然進んでない、もし鉄道で復旧するにしても5年間かかる。結局7年間、まともに行くと思ってないから、もう10年かかるわけなんですよね。</p> <p>10年かかるということは、今、全然使ってませんので、添田から夜明まで、ほとんどやり換えなくちゃいけないんじゃないかなと思うんですね。</p> <p>ということは、災害復旧はもちろんそのお金を使うにしても、足りないんじゃない</p>

	<p>かなと思うから、やっぱり少しでもですね、早くやっていただかないと、段々金が余計要るんじゃないかなと思うんですね。この災害の補助金の使うのも期間があると思います。</p> <p>そういうこともあるのでですね、また同じことになるかもしれませんが、そういうことがありますので、早急にやっていただかなくてはいけないので、最後にもう1回、その心構えと言いますか、そちらのほうの考えを教えてください。</p> <p>私の質問はこれで終わります。</p>
議長	村長
村長	<p>繰り返しになるかと思いますが、他の方策を考えますと、これは逆に言いますと、JRの望むとおりになるのかなというのが、一番不安なところです。私どもはあくまでも、災害復旧だから、レールは繋いでくれというのが、私どもの要望でありまして、そういったところにつきましても、やはり両県がですね、いかにしっかりと国等への要望をしてくれるのか、逆に要望をしていただくような行動を我々が起こすのか、そういったことになるかと思しますので、梶原議員のほうにも伝えましたように、私どもとしては、ある程度の実力行使ですね、そういったことも考えながら、今後やっぱりこの問題については、世論を巻き込むような形で取り組んでいかないと、なかなか進まぬのかなと思っております。</p> <p>これは、鉄道での復旧をしたいので、日田彦山線復旧会議に入っていただきたいと、これはJRのほうからのアプローチなんですよ。</p> <p>それに対しまして、途中から継続的な運行という言葉を使ってきまして、最終的には継続的な運行で1.6億円を、被災した沿線自治体が出さないと復旧はしないとやっている。こういったJRの姿勢そのものが、やはり私としては、厳しく問われるところではないかと思っております。</p> <p>これは十分皆さん方分かっておられるんですけども、そこをやっぱりいかに壊していくのか、それはもう国からの指導監督、そういったところしか、現在のところないのかなというのが、率直な思いであります。</p> <p>いずれにいたしましても、住民の皆さんが望んでいる鉄道での復旧、しかも1.6億円の負担なしでの復旧、そういったものに向けては、今後も全力で取り組んでいきたいと思っておりますので、また議員の皆様方のご協力等もよろしくお願いをしたいと思います。</p>
議長	<p>引き続き、7番 長澤貞義議員の質問を認めます。</p> <p>7番 長澤貞義議員</p>
7番	<p>私の質問は、ふるさと村の件についてと、ふるさと村の元専務の宅の売買についてでございます。</p> <p>まず、ふるさと村の件でございます。</p> <p>これはもう何年前のことでございますが、一応元専務の方が責任を取ったという形で、家も売買の対象になって、お辞めになったということだと理解しております。</p> <p>全協でも説明は受けましたけれど、当時のですね、ふるさと村が、業績がやっぱりなかなか毎年良くないということの報告は、議会の中で報告を受けておりますし、当時の専務としてはですね、プレッシャーがかかる日々だったと思っております。</p> <p>それで、藁をもすがるような気持ちで、マフィンという会社と取引が始まったんじゃないかなと理解しております。</p> <p>それでですね、当時マフィンという会社と取引が始まる前に、これ私、以前同僚議員の同じような質問をしてる議事録をちょっと見たんですが、元専務が1人でほとんどの事業の運営をやっていたような感じで、その上に村長である澁谷村長が代表取締役という形でおった形だと理解しています。</p>

	<p>その中でですね、マフィンという会社と取引が始まる時に、全く分からない会社だと思うんですよ、最初取引始めるときは。その中で、取引を始めるときに、普通であれば銀行等に、相手の会社をどんな会社ですかとか、一応調査の依頼とかもしてもよかったのではないかと。それから、商工リサーチですね、調査をする会社がいるありますので、そういう会社ですね、まず調査の依頼をするべきだったのではないかと、私はそう常々感じておりました。</p> <p>当時の村長のお気持ちはいかがでしたか。</p>
議長	村長
村長	<p>約4年前ぐらいの話になりますかね、この件の問題解決につきましては、弁護士さんも入りまして対応していただき、ふるさと村とですね、元専務さんの間でも示談が成立をして、結果のですね、ことでございますので、また、株主さんとの了解等も当然いただいております。</p> <p>そういったところで、解決は図られていると思っております。</p>
議長	7番 長澤貞義議員
7番	<p>今の答弁は、ちょっと私の質問とずれていると思います。</p> <p>解決は確かに、処分とですね、解決はされております。</p> <p>だから、村長ご自身にしても、事業を経営する経験というのは全くなかったと思いますし、そういう最初の取引を始める時点において、やっぱり相手の会社がどういう会社なのかというのをですね、やっぱり内容を調べて取引を始めるべきではなかったのかと、私はそう考えます。そこの質問なんですよ。</p>
議長	村長
村長	<p>記憶をしているところによりますと、役員会等でもですね、そういった提案を受けまして、了承してやったことであると思っております。</p>
議長	7番 長澤貞義議員
7番	<p>そうですね、役員の方の中でも、そういう提案というのはなかったのかなと、今の村長のお答えでですね。結局はああいう結果になってしまったということですよ。</p> <p>弁護士を通じていろいろ相談はしたんでしょうけれど、同僚議員の一般質問のところで、最後のほうに、村長としての責任は感じておりますということをお答えしていますし、1万円ですか、報酬、これを返納しているということでございます。</p> <p>その他に責任というのが、私にもあるという答弁が残っておりますから、その後のですね、村長としての責任は、何か取られた経緯がありますか。</p>
議長	村長
村長	<p>議事録をですね、読んでいませんので、ちょっと分かりませんが、その他でも取りたいというようなことを申し上げていたんですかね。</p> <p>この問題が発生した後ですね、ずっと私も役員報酬等とは向き合うという形で、責任は取らせていただいていたということでございます。</p>
議長	7番 長澤貞義議員
7番	<p>これはですね、やっぱり部下の仕事の結果がああいうふうになったということで、社長である村長がですね、責任を取る。これは、どこの会社を見ても当然のことでございますから、議会とかみなさんとかの納得のいく責任の取り方というですかね、それは示していただきたかったなど。もうちょっと何年か過ぎていきます。</p> <p>たまたまですね、これは次の質問も関連がございますので、ちょっと次の質問のほうに入らせていただきます。</p> <p>最初の質問に戻ることもありますので。</p> <p>その結果ですね、ああいうふるさと村のマフィンとの取引の結果が、そういう不祥事になったことでございますが、それで、元専務の住んでいた家が村の所有という形</p>

	<p>になったんだと思います。</p> <p>それで、その後ですね、最近でございますが、家を買いたいという方が、村内の方から村長に対してあったのだと思いますから。村長が最初の方に対応はしたんだと思います。その後、同僚の一般質問の中では、別な方のほうが取得をしたという形に聞きましたので、村長は本当に毎日忙しい中ですね、大変だと思います。</p> <p>だから、せっかく副村長もおられるんで、やっぱりそういうことをですね、聞いたときに、村長個人で聞いておかないで、副村長にも、他の課長にもこういうことがあったということで留めておけば、失念ということにはならなかったんじゃないかと、私はそう感じたんですね。</p> <p>村長がこの間の一般質問の中で、失念という言葉が使われて、ああいう結果になったんだと思います。</p> <p>ということは、ここに書いているとおり、失念であれば、そういった責任というですね、これは村長という立場で聞いたんだと思いますから、村民の方からですね。</p> <p>だから、失念であれば、責任というのは全くないのか、今、現時点では分かりません。でも、責任というものがあるのであれば、どういった形かで責任を取っていく気持ちがおありなんでしょうか。</p>
議長	村長
村長	<p>前回の質問のときにも申し上げましたように、失念していたということについては、大変申し訳なく思っております。</p> <p>責任はないのかというようなことでございますけれども、責任につきましては、発生するものと、私は思っております。</p>
議長	7番 長澤貞義議員
7番	<p>何らかの責任は発生すると思います。</p> <p>ちょっと村民の方はもう本当に、善意の第三者でございます、全くこの住宅の売買の件に関してはですね、ちょっと関係はないと、私は思っています。</p> <p>村長ご自身が対応したことによって、今回の件が発生したんだと理解しています。</p> <p>だから、これをですね、解決するには、やっぱり村長がどういった責任が良いのか、私にもちょっと分かりませんが、相手の方がおられるもので、納得のできる解決の仕方をですね、取るしかないんじゃないかと。村長としてのですね、失念であればですね、そういう結果が、それによって今回の住宅の問題が発生したということですね、ちゃんと当事者の方と話して、責任を取っていただきたいと思いますが。</p>
議長	村長
村長	責任を取らないとは言っておりません。責任はやっぱり発生するのではないかと思っております。
議長	7番 長澤貞義議員
7番	<p>そういうことであればですね、ちゃんと納得のいくですね、解決の仕方、責任の取り方を取っていただきたいと思います。</p> <p>それで、さっきの前のふるさと村の件に戻りたいんですが、元専務はやっぱりあの不祥事があった時点では、専務という肩書で仕事をやっていたんだと思います。</p> <p>そうするとですね、これは私も分かりませんが、村としては弁護士を入れて対応したんだろうと思いますけれど、私を感じるにはですね、トカゲのしっぽ切りみたいな解決の仕方だったんじゃないかなと感じたんですね。他の方はどう思うか知りませんが、私はそういうふうな会社の仕事をしてたのであれば、やっぱり会社としてのですね、責任の取り方ですね、それはちゃんとあるんだと思うんですが、あの時点で元専務だけが本当に1人で責任をしょって、辞めていったというやり方にしか思えないんですね。</p>



	<p>だから、村長としての、その当時の責任の取り方は私は納得はしていないんです。それから、4年前ですけど、実際、処分とかそういうのは終わってます。でも元専務にとってはまだ続いているし、村ともまだ繋がりはあるわけですね。この前、ふるさと村の決算の説明のときにも、毎月返済しているということ言ってたですよ。今、前専務が。</p> <p>ということは、村とのやっぱ債務関係は続いているということで、終わってるということじゃないんですよ、これは。</p> <p>だから、村長としての当時のですね、私は、責任の取り方はちょっと足りなかったなど、そう思ったから、こういう質問を出したんですね。</p> <p>だから、ちゃんとした、みんなが納得いくような責任の取り方、これを示していくべきではないかと思うんですね。村長。</p>
議 長	7番 長澤貞義議員
7 番	<p>だから、もう前の終わったことはしょうがないです。だから今回のですね、住宅の売買の責任ですね、これはもう村長のやっぱり対応のまずきですね、これによって発生しただろうと思いますので、しっかりした責任を示して、皆さんが納得いく責任を取っていただきたいと思います。</p> <p>私の質問はこれで終わります。</p>
散 会	
議 長	<p>これもちまして、本日の会議を終了します。</p> <p>9月11日は、引き続き一般質問を午前9時30分より行い、終了後決算審査特別委員会を開会します。</p> <p>本日は、これにて散会します。</p> <p style="text-align: right;">(16時17分)</p>

# 第5回 東峰村議会定例会会議録

令和元年9月11日  
( 第 2 日 )

東 峰 村 議 会

令和元年 第5回東峰村議会定例会議事日程

令和元年9月11日開議

日程第 1

一般質問

開 議	
議 長	<p>おはようございます。</p> <p>ただ今の出席議員数は、10名です。</p> <p>定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。</p> <p>議事日程は、お手元に配布のとおりであります。</p> <p style="text-align: right;">(9時30分)</p>
日程第1	
議 長	<p>昨日に引き続き、一般質問を行います。</p> <p>8番 大蔵久徳議員の質問を認めます。</p> <p>8番 大蔵久徳議員</p>
8 番	<p>今回は、大きく2問、質問をさせていただきたいと思っております。</p> <p>まず、大行司駅及び大行司公民館の建設について、あと1つは、旧宝珠山小学校の利活用について、質問をさせていただきたいと思っております。</p> <p>まず、大行司駅につきましては、前回の6月議会の折に質問をしておいたわけですが、そのときに要望しておいた内容と、また、質問漏らしもありましたので、今回通告を上げさせていただきました。</p> <p>まず、今月の3月11日、大行司は被災したということで、公民館建設委員会を作りまして、そういった中で、メンバーの中で、3月11日に校長室のほうにアポイントを取って、大行司駅の建設と公民館の併設をできないものかということで、要望にいったところでしたが、そのときは、もう設計図ができておるということでした。</p> <p>しかしながら、当の寄付をしたライオンズクラブさんの意向はどうなのかということで、そのときライオンズクラブさんに再度聞いてくれないかと、そういったことを言っておりましたが、その後ライオンズクラブさんと話はあったのか、お聞きします。</p>
議 長	村長
村 長	<p>ライオンズクラブのほうにお聞きをいたしましたけれども、ライオンズクラブの意向としては、平成29年度に復興のシンボルとして、また、村及び地域の顔として大行司駅舎を復元、復活することに対して応援をいただいているということでありました。</p> <p>大行司地区の役員の要望については、先方に問い合わせましたが、本年6月に役員改正があるということで、それまでに寄付金をお支払いしたいということでした。</p> <p>また、東峰村への寄付金は、ライオンズクラブとして被災後すぐに予算を確保したものであるということで、毎年のように甚大が被害があっている中、これ以上期限が延びると支払いの約束ができないということでありました。そういったところがございます。</p>
議 長	8番 大蔵久徳議員
8 番	<p>私もライオンズクラブのメンバーの方とお話する機会がありました。</p> <p>そういった中で、ライオンズクラブでは東峰村に1,000万の寄付をやることに對して、その使い方についての話はなかったのかという話を聞きましたけれど、若い人の中には、やはり複合的な施設をつくらいいんじゃないかなという意見が出たと、そういった話を聞いておりますけれども、村長は、その話は聞いておりませんか。</p>
議 長	村長
村 長	私のほうは、そういう話は聞いておりません。

議 長	8番 大蔵久徳議員
8 番	先ほど村長言われましたように、役員改正があって、早めに寄付をしなければなら ないと言いましたけれども、その中で道の使い道が駅舎であり、駅舎に併設する公民館 があったとしても、その使い道として、向こうとして原形復旧という強い意志があっ たのか、そこ辺はどうなんですか。
議 長	村長
村 長	強く確認したのかということでございますけれども、それにつきましては、元々去 年、一昨年からの工事でしたよね、確か、10月からだったと思っております、大行司駅 舎の上の工事が長引きましたので、それについて、やはりライオンズクラブのほうも 支払いの関係、そういったところを早く建ててほしいということは言っていたというこ とは聞いております。
議 長	8番 大蔵久徳議員
8 番	向こうのことですからですね、あんまり詳しく追及するわけにはいきませんが、 その後、6月議会においてですね、また、この質問をしたわけでございますけれど も、そのときにはもう入札があったというような話でございましたけれども、また、 その時私も、その意向でまたライオンズクラブに変更が利かないかどうか打診して くれないかということをおっしゃってございましたけれども、その後お話しはできたのか、お 聞きします。
議 長	村長
村 長	そのことについては、6月のですね、大蔵議員の一般質問、これで併設が困難なこ と、そういったところですね、申し上げておりましたので、その後の確認は行って おりません。
議 長	8番 大蔵久徳議員
8 番	こちらがですね、要望を出すのが遅かったからみたいな感じがありますけれども、 実は非公式に、私は災害があった後、ライオンズクラブから1,000万の寄付があ るということで、村長のほうに互助会のときでしたか、駅に併設して公民館がで きないんですかね、そういうことはできませんかという、これは非公式です。そう いったことを言ったのを覚えてありますか。
議 長	村長
村 長	申し訳ありません。その記憶はありません。
議 長	8番 大蔵久徳議員
8 番	非常に残念です。 私は、やはり被災した大行司地区の一住民として、村長にお願いをしたところ でございましたけれども、覚えてないということになれば、あまり私たちのことを考 えていただけなかったかなと思うところでございます。 そして、この残念に思うのは、大行司地区の役員もしっかりでございまして、何 の大行司地区に連絡もないまま入札の情報が入ったわけでございます。これは、大 行司の役員にとっては寝耳に水でございまして、執行部に対する不信感を強く抱 いておるわけでございます。 執行部は、この信頼性の回復をするために、今後どのように説明していくのか、 お聞きします。
議 長	村長
村 長	次の質問のほうにも関係するかと思いますけれども、この問題につきましては ですね、黒川議員あたりが度々ご心配されて、村長室のほうに来ました。 そういったときに、村の情報としてはですね、こういうことだということで、お 伝えはしておりました。

	<p>3月11日に要望に来られた役員の皆様方に対しては、全体的では説明をしておりますけれども、そういった話。それから、区長さんともですね、時々お会いしたときには、そういった話もさせていただいたと記憶をしておるところであります。</p>
議長	8番 大蔵久徳議員
8番	<p>3月に要望書を出して、それから6月に私が一般質問するまで、大行司地区には何ら返答がなかったわけでございます。だから質問を出したわけです。</p> <p>その質問の後にも正式な回答はなかったと思いますけれども、その辺りはどう思いますか。適切じゃなかったかと思いますが、どう思いますか。</p>
議長	総務課長
総務課長	<p>被災を受けた後、大行司地区の方が林業センターの2階を公民館として使わせていただきたいという話というか要望をいただいたときに、自分のほうで対応いたしました。</p> <p>そのときに、直接大行司駅に併設という話は、そのときにはなかったんですけど、そのときに新しい公民館については、やはり地区できちんと場所を選定していただいて、村としては過疎債等ですね、単独起債事業で建設を行いますという形で行っておりました。</p> <p>その経緯等もございまして、その要望についてですね、村長のほうから話をいただいた中で、総務課としては、もう設計も終わっていて、入札が目前ということで、ちょっと対応としてはですね、1回、大行司駅の環境美化活動ですかね、そのときにちょっと経緯について、皆さんに説明しようかということもあったんですけど、そのときはちょっと皆さん揃いすぎて、その後やってくれということで、そのときにはできなかったもので、ちょっとそれからですね、それ以降ちょっとそのままに総務課としての対応も、なっていたということで、その部分については、申し訳ないというふうに思っております。</p>
議長	8番 大蔵久徳議員
8番	<p>6月議会の質問の折にも大行司地区で土地を用意してくれ、そしたら1割の負担で公民館はできるということを聞きました。</p> <p>それはもうずっと前から知っておるところでございますけれども、3月11日に村長から言われたのは、美星保育所、あそこを過疎債を使って、改装して、その1室なら貸してあげると、そういったことを聞いてとったわけです。</p> <p>そういったことと6月の答弁は違っているわけですね。大体どっちが正しいんでしょうか。</p>
議長	村長
村長	<p>旧美星保育所の話ですね。</p> <p>そういったことも考えられるんじゃないかというお話はしたと思います。</p> <p>ただ、あそこを改装すると言いましても、結構費用的にもですね、かかると思っておりますし、その辺りも具体的にまだ話ができてない状態であったんじゃないかと思っております。</p>
議長	8番 大蔵久徳議員
8番	<p>私もその話を聞いたとき、そんな1億の過疎債でできるわけないなと思っております。あそこはもう裏のほうは崩落しております。屋根等。あそこも耐震構造もあるでしょうし、そういったところを、こっちが頼みに行った委員会に、あそこを使ってもいいと、安易に言い過ぎじゃなからうかと思うわけですよ。</p> <p>こちらは、やはり地元負担がかからないで、被災を受けた公民館を再現できればいいと思って言っておるわけでございますけれども、そのときに、口から出たわけじゃないでしょうけど、何ですか、いかにもできそうな感じで言いましたけれども、そこ</p>

	辺は村長、反省しなくちゃいけないと思いますが、どう思いますか。
議 長	村長
村 長	旧美星保育所の使用等についてはですね、やっぱり何らかの形で活用したいということは考えていましたので、そういった発言をしたかと思っております。
議 長	8番 大蔵久徳議員
8 番	もうあそこがですね、大行司の駅舎の建設が始まっております。 そういった中で、最初3月11日から、村長は、私たち2人の議員と話を進めていきたい、そういった話もされておりましたけれども、その辺り村長は、黒川さんとお話はしたということでございますけれども、私には一つも話がなかったわけでございますけれども、どのようにお考えでしょうか。
議 長	村長
村 長	黒川議員に話をすれば、当然、大行司地区の関係者の方ですね、辺りにも話が届いているのではないかと、私は考えておりました。
議 長	8番 大蔵久徳議員
8 番	そもそも一番最初に戻って、この公民館が豪雨災害によって被災を受けたとき、この最後の質問に書いておりますけれども、大行司公民館自体は、大行司地区の人たちが土地を購入し、そして村に寄付したものであります。 そして、その土地に建っている公民館が被災したとき、まず、大行司地区の役員等々に集まっていたいて、再建に向けての協議を持つべきであったと思っておりますけれども、その辺り村長どう思いますか。
議 長	村長
村 長	反問権よろしいですか。
議 長	質問ということでしてください。
村 長	すみません。ちょっともう一度質問をしていただきたいと思います。
議 長	8番 大蔵久徳議員
8 番	この通告書の一番下に書いておりますけれども、大行司公民館は本来村の施設であり、保険にも加入している。被災した時点で村と大行司地区の役員で施設の再建に向けて協議の場を持つべきであったのではないかと、こういったことです。
議 長	村長
村 長	先ほど総務課長が説明しましたように、林業センターの使用相談のときにもその話はさせていただいておりますし、保険等についてもですね、それぞれの地区の判断で建物には保険をかけているということでございます。 協議の場を持つべきではなかったのかということにつきましては、私どもが行動を起こした方がよかったのか、もしそうであれば、今後はそういう狭義の場を設けていきたいと思っております。
議 長	8番 大蔵久徳議員
8 番	先ほども言いましたけれども、被災を受けて再建するにあたって、よその公民館をつくる時みたいに地元負担が1割ということでございますけれども、土地を探し、そしてまた1割の負担、今から先高齢化が進んだ中で、果たして大行司地区が払っていけるのか、そういったことも考えて、その今回の災害で保険をいただければ、その金を使うことができるのか、そして、地元負担がないようにできるのか、そういった協議ができればいいと思いますが、その辺りはできるのでしょうか。
議 長	村長
村 長	そういう協議の場は、今後持ちたいと思っております。
議 長	8番 大蔵久徳議員
8 番	それでは、そういった方向で、よろしく願いいたしたいと思っております。

	<p>続いて、旧宝珠山小学校の利活用について、質問をいたします。</p> <p>この旧宝珠山小学校については、水耕栽培等々の話がありましたけれども、それは一時期流れました。</p> <p>しかし、その後私、去年の9月ですかね、また一般質問において、避難所として使うことはできないかという一般質問をさせていただきました。</p> <p>そのときの村長の答弁は、まだあそこは電気の復旧が行われてない、また、掃除等々があるので、いろんな制約がある。だからできないという答弁でありました。</p> <p>しかしながら、災害の後に、今行くのはいずみ館、村民センター、宝珠の郷になっておるわけでございますけれども、大変大人数の方が押し寄せると、やはり快適でないわけですね。</p> <p>村民センターにおいても、夏場においてはクーラーがない、そういった中で、ご老人にとっては大変厳しいということで、その小学校の一室、全部をエアコンを入れるんじゃないかと、一部屋か二部屋をエアコンを入れる。</p> <p>だから、例えば小石原の社協の宝珠山支店みたいなふうにはできないかということも質問させていただいたところ、村長、その後、社協のほうと打ち合わせをさせていただきたいと思っています。という答弁をいただいております。</p> <p>その後、社協との話し合いは行われたのか、お聞きします。</p>
議 長	村長
村 長	申し訳ありません。社協のほうとはその話はしておりません。
議 長	8番 大蔵久徳議員
8 番	そのときにですね、例えば、社協ではどうかという話でございましたし、その他にもいろいろ可能性があるということで、あそこを使うにあたっての予算はどのくらいかかるか検討いただけないか、ということも言うておりました。それは検討されましたでしょうか。
議 長	村長
村 長	誠に申し訳ありません。その件についても検討をしておりません。
議 長	8番 大蔵久徳議員
8 番	小学校を有効に使おうという考えのもとに、こっちは一生懸命質問しているわけですね。いかにも不誠実じゃなかろうかと思うわけでございますけれども、今後、そういったことを検討していただけるのか、お聞きします。
議 長	村長
村 長	誠に申し訳ありませんでした。この社協等の話、それから具体的に、どのように部屋を使用していくのか等々につきましてもですね、議員なりまたお話をさせていただきたいと思っております。
議 長	8番 大蔵久徳議員
8 番	最後の質問になりますけれども、小石原小学校はダム関連の予算等々がありまして、たくさんの日数をかけて、たくさん的人数で再利用についての検討がなされておりました。 <p>片や宝珠山小学校は、高倉前村長のときに樋口当時委員長が代表で検討委員会が作られて、また、アンケートの答申等々が出されたようでございます。</p> <p>それ以降数年経っておるわけでございますけれども、そういった話は、この旧宝珠山小学校においては全然行われてないわけでございますけれども、今後村長として、この検討委員会を立ち上げる。そういった考えはおありなのかお聞きします。</p>
議 長	村長
村 長	先ほど議員が言われました公共用地検討委員会でしたかね、その答申等は見ております。



	<p>そういった中で一番多かったのが、やはり福祉施設とかそういったところ、2番目が工場誘致ということで、やはり宝珠山地区におきましてはやはり働く場所ですね、そういったものが必要だと思い、水耕栽培、こういったところを議会のほうに提案したんですけれども、否決をされたと。</p> <p>その後、議会のほうで長澤議員を委員長として、そういった旧宝珠山小学校跡地活用特別委員会が設置されたと思っております。</p> <p>そういったところの内容等もちよっと聞いておらないわけでございますけれども、平成29年12月13日に復興住宅の候補地としてですね、お聞きしたのが最初で、その後の動きはちょっとなかったのじゃないかなと思っております。</p> <p>いずれにいたしましてもですね、私としてはやはり工場誘致をですね、まだやっていきたいと思っておりますけれども、また、議員の皆さん方とこの件については検討をさせていただいて、いつまでもああいう形で残しておくというのはもったいない気がいたしますので、とにかく何らかの活性化のためになるような方向での協議等は行わせていただきたいと思いますと思っております。</p>
議長	8番 大蔵久徳議員
8番	<p>一昨年の災害以来、宝珠山地区を見回すと、安全なところというとなんかいないんですね。あの旧宝珠山小学校が安全だということで、私は、多数の住民から、あそこを有効に使わせて、先ほど避難所と言いましたけれども、そういった方向で使うわけにはいかないかという話も聞いております。また、商工会のほうから一時期言われました集合店舗等々もあります。</p> <p>そういったところで、大行司地区は広いところがありません。そういった中で、やはり有効活用のための、今の検討委員会等々を立ち上げて、大行司に来れば買い物もできる、食べることもできる、そういった将来ですね、不安なところを解消できるような地域、また施設になればいいかと思っております。</p> <p>そういった中で、村長も検討委員会等々立ち上げる方向に前向きでございますので、ぜひともその方向で検討いただきたいと思いますと思っております。</p> <p>村長、その検討委員会を行う中において、小石原が人数と日数をかけました。その辺りどのくらいかけていくのか、試算みたいな考えはありますか。</p>
議長	村長
村長	<p>小石原のほうはですね、水特法によって位置付けられてて、そういった形での検討委員会、そういったものがあつたかと思えます。</p> <p>旧宝珠山小学校につきましても、検討委員会等を立ち上げてやる場合でも、やはり時間的にはですね、相当かかるのではないかと思っております。</p> <p>そういったことにつきましても、また、その検討委員会等の中で協議をさせていただきたいと思っております。</p>
議長	8番 大蔵久徳議員
8番	<p>漠然とこういったものをつくりたいということも大事ですけど、今度執行側のほうもですね、こういった予算なら使える、例えば過疎債、合併特例債、それとも地方創生の金等々見つけてくればできるとかですね、そういったこともちゃんと調べていただければですね、ありがたいなと思っておりますけれども、その辺りはできますでしょうか。</p>
議長	村長
村長	そういったところもですね、含めてご提案は申し上げたいと思っております。
議長	8番 大蔵久徳議員
8番	ぜひともですね、早急な会議の開催を求めて、私の質問を終わります。
議長	引き続き、6番 高倉寛視議員の質問を認めます。 6番 高倉寛視議員

6 番	<p>まずですね、民陶祭のときの供託金、支払い等について、ちょっとお伺いしたいと思います。</p> <p>2年ほど前からですね、小石原庁舎の駐車場で食品を販売をしているというふうのことを聞きました。それはどういうふうな経過で、庁舎の前で食品を販売するようになったのかをお伺いしたいと思います。</p>
議長	村長
村長	<p>紹介はですね、東峰村のADSL回線、光ケーブル回線等改修を行ってこられた業者と村側は関わったことでございますけれども、民陶むらまつりで長崎県の五島、他2島ですね、壱岐対馬の海産物の販売ができないかとの相談がありました。</p> <p>また、五島市福岡事務所からも出店の相談がありまして、海産物の販売を観光客に限らず村民にも喜んでいただけるのではないかとということで、平成29年の秋より小石原庁舎前を貸し出して、販売を認めているところであります。</p>
議長	6番 高倉寛視議員
6 番	<p>そういった経過というのは、少しは分かるんですけども、まず、私がこれ言いたいのは、五島とか壱岐とかの福岡の事務所ということでございます。</p> <p>こういったところを紹介されたから、じゃあ、村の駐車場で、それも役場の駐車場でですね。そこでこういったものを販売するということは、これは、民陶むらまつりは民陶むらまつり委員会というのがあります。そこでちゃんと話はしたんでしょうか。</p>
議長	農林観光課長
農林観光課長	民陶むらまつりの関係で、この公共用地の利用についてはですね、運営委員会のほうに、特に話は持って行っておりません。以上です。
議長	6番 高倉寛視議員
6 番	ということはですね、村の駐車場内であれば、どこのどなたが出してもいいということになるわけですか。
議長	総務課長
総務課長	この案件につきましては、確か九州北部豪雨の後にですね、ぜひ民陶祭のときに復興というか、そういう海産物を持って来て、販売することを応援したいということで、農林観光課のほうを通じて村のほうに、直接農林観光課から申請があったわけではございません。あくまで申請は民間の業者、五島の福岡事務所等からの署長名だったと思います。一応公的機関のほうからですね、こういった形で応援したいということで、お店の出店の打診があつて、使用の申請がございましたので、これについては、先ほども申しましたが、小石原地区のですね、観光客だけではなく村民にも喜ばれるというふうに判断というか、役場の中で判断をさせていただいて、使用の許可をしたという経緯でございます。
議長	6番 高倉寛視議員
6 番	<p>使用の経過は大体分かりました。</p> <p>2番に今度はいきたいと思います。</p> <p>民陶むらまつりにおいてはですね、外部の業者に対しては供託金というものをいただくようになっておると思います。</p> <p>それで、先ほど五島の福岡事務所の人が応援をしたいということでございました。ではまず、そのその業者の方からは村にいくらかの応援、早い話が支援金とか、そういったものは納められているのでしょうか。</p>
議長	村長
村長	<p>この件に関しましては、事務局のほうに確認をしたということでございます。</p> <p>公共用地の販売に関しては、運営委員会の事務局から協賛金納付の依頼は行ってないということでございますので、その協賛金は取っていなかったということでございま</p>

	<p>す。</p> <p>ただ、今回の質問等を受けまして、私有地での販売業者とのバランス等もあるかと思いますので、次回からは協賛金のほうを出していただきたいと思っていますところがあります。</p>
議 長	6番 高倉寛視議員
6 番	<p>先ほど総務課長がですね、応援の形でというふうなことをおっしゃいました。応援の形で入っているのに、今まで全然そういった協力金か、そういったものが1円もなかったというのも、それはちょっと行政としておかしくありませんか。</p> <p>どういう理由でこの事務所の人と、知り合いがおったからそれ出しました。</p> <p>じゃあ、他のところのですね、違うところが、もしこういうふうに申し込んできたときは、やはり同じように出してもいいわけですか。</p> <p>そこのところをね、先ほど村長が言いました、自分でもね。他の業者との兼ね合いもありますからということでございます。そういったところはどのように考えておるんですか。</p>
議 長	総務課長
総務課長	<p>この件に関して、応援という形で出て来ていただいた。それは、総合的ではないですけど、申請者とですね、直接うちが協議をしたわけではございませんが、内容としてですね、いいのかなという形で許可というかですね、した形になります。</p> <p>ただ、どこが来ても許可するのかという話になれば、やはり内容を精査した上で、やはり村の活性化に資するものなのか、やはりそういうイベントのときであればですね、そういった他業者等のバランスと言いますか、そういった部分も加味した上で、やはり許可というものについては、慎重にするものであるというふうに思っております。</p>
議 長	6番 高倉寛視議員
6 番	<p>総務課長、今、あなたがおっしゃっているのはですね、ちょっとおかしくないかなと、私は考えておりますけどですね。</p> <p>結局、どういうふうな事務手続きをしたのか分からないと。なんで村に、書類をいただいたわけですか、こういうことで出したいと。それで、はいOKですよと出したわけですか。</p>
議 長	総務課長
総務課長	<p>ちょっと表現が悪ございました。申し訳ございません。</p> <p>打診につきましては農林観光課のほうに来て、そこから通じて書類を総務課のほう、庁舎管理のほうを行っておりますので、受けたという形になっております。</p> <p>書類の内容につきましては、内容精査した上でですね、許可を出したということになっております。以上です。</p>
議 長	6番 高倉寛視議員
6 番	<p>ではですね、先ほど村長が申されたように、今後ですね、やはり他の業者との兼ね合いもありますので、供託金を頂くというふうなことはやっていただきたいと思えます。</p> <p>次の質問に行きます。</p> <p>旧小石原小学校の再生についてということで、7月の公募でですね、ブレーメンさんに決定いたしました。1カ月半、もう2カ月ですけど、経ちましたけど、現在どのように進めているのかをお伺いしたいと思います。</p>
議 長	村長
村 長	<p>先ほど議員言われましたように、7月の優先交渉権の決定後ですね、ブレーメンさんとの事業提案内容に則した施設となるよう、修正設計に着手をしているというところ</p>

	<p>ろであります。</p> <p>修正設計につきましては、小石原地区農泊推進協議会の委員の方とも意見交換、確認を行いながら進めていくこととしております。</p>
議長	6番 高倉寛視議員
6番	<p>ある程度の協議もなされているということでございます。</p> <p>これはですね、最初の応募のときに、ここを管理運営していくということでございましたよね。</p> <p>それで、管理運営というのは、当然、村は手を離すわけですよね。それはいつ頃になるわけですか、もう改修とか、そういったものが終わった後に、そういうふうな最終的な契約になるわけですか。</p>
議長	建設水道課長
建設水道課長	<p>現在、修正設計を進めているところでございまして、工事完成後に引き渡す形になるかと思っております。</p> <p>なので、時期としましては、2021年春以降にですね、完成予定でございまして、そのときに引き渡すと。</p> <p>それから、プレーメンさんのほうで開業準備等をしていただきまして、開業が整った段階で開業していく形になるかと思っております。以上です。</p>
議長	6番 高倉寛視議員
6番	<p>先ほどから設計の見直しをするということでございます。</p> <p>設計の見直しをするということは、以前、これを最初出したときに、相当の設計料がかかっておりましたよね。このとき相当払っているはずなんですけれども、今度また設計し直せば、また設計料が発生するわけですよね。</p> <p>このところをですね、せっかく、いくらダム関連からのお金が出るからといってですね、湯水のごとく使っているものかと、私はいつも考えております。</p> <p>ですから、こういった業者を選ぶときに、どのような形で選ぶのか。以前の業者さんを選んだのか、そのところはどうか。</p>
議長	建設水道課長
建設水道課長	前回、修正設計を行った業者と契約を結んでおります。
議長	6番 高倉寛視議員
6番	<p>同じ事業者というのがどうも引っかかるんですけど。</p> <p>まず設計をしますよね。設計をした後に、今度は建設業者、当然選びますよね。それはどういうふうな形で選ぶのですか。</p>
議長	建設水道課長
建設水道課長	うちのほうに指名入札願ひ、指名願ひを出している業者のほうから検討していくことになるかと思っておりますけども、現時点ではまだ入札の指定の委員会とまだできておりませんので、発注規模、発注ロットも含めまして、今後詰めていく話かと思っております。
議長	6番 高倉寛視議員
6番	<p>これですね、せっかくプレーメンさんが今後運営していくということになっておりますので、ほんとこれも東峰村の宝でございましてね、プレーメンさんと話すのもよございます。農泊、何ですか、審議会の中で話すのもよございますが、なるべく村民の方に分かりやすいような、今、どういうふうな形で進んでおりますとか、そういうふうな形でね、やはりお知らせを随時やっていただきたいと思っております。それをぜひ、考えていただきたいと思っております。いかがですか。</p>
議長	建設水道課長
建設水道課長	今のご意見に即してですね、進めていきたいと思っておりますけども、今の現状と

	<p>しましては、農泊推進協議会の開催については、皆さんのほうにアナウンスして、聴講していただいている方もいらっしゃいますし、また、そういったことも今、提案を受けましたので、何かしら広報等でもですね、今の状況等を逐次、今修正しているけんこの段階ですとか、そういったところが情報提供叶うようにしてまいりたいと思っております。</p>
休憩	
議長	<p>10時25分まで休憩します。</p> <p style="text-align: right;">(10時13分)</p>
再開	
議長	<p>休憩前に引き続き、一般質問を再開いたします。</p> <p style="text-align: right;">(10時30分)</p>
議長	<p>5番 高橋弘展議員の質問を認めます。</p> <p>5番 高橋弘展議員</p>
5番	<p>今回、私の一般質問に関しましては、株式会社宝珠山ふるさと村が以前所有しておりました住宅にかかわることについて、質問をいたします。</p> <p>質問に入ります前に、この質問につきましては、前回の6月定例会でも質問させていただいております。</p> <p>その後の村長の対応について納得いくものではなく、反対に疑念が深まるばかりであり、そして、未だ問い合わせ内容を無視される結果となった伊藤ちずる氏、及び代理をされておりましたB氏には、正式な直接の謝罪や経過の説明もありません。</p> <p>そして、村長は、代理人として弁護士を立てることになっております。</p> <p>そのこともあり、6月定例会後に、私としても解決していくという流れをもって質問を終えたわけではありますが、そういう経緯もあり、再び一般質問をすることになったことを、ここで説明をさせていただいております。</p> <p>まず、この通告書に沿って質問をしていきたいと思いますが。</p> <p>まず、その質問内容の前に、一番大事なところであります村長が、今回どういった主張となっているのか、まず、確認をさせていただきたいんですが。</p> <p>2017年11月28日付で、伊藤氏及び代理人B氏を通じてですね、出されてお尋ねされていた購入希望、住宅の購入希望についてですね、村長の主張としては、そのことについて失念をしていた、そういうことでよろしいのでしょうか。</p>
議長	村長
村長	<p>本件はですね、あくまでも私人としての私と伊藤ちずるさんの間での、民民の問題と考えていますので、村議会で答弁するのは適切ではないと考えます。</p> <p>また、本件につきましては、高橋議員や伊藤ちずるさん、それからBさんが村長室へ度々来られましたが、私は、本件の解決のために、私個人で弁護士に委任をしておりますので、答弁は差し控えさせていただきたいと思っております。</p>
議長	5番 高橋弘展議員
5番	<p>そういう回答をされてくるかなという部分もありましたので、質問内容を若干切り替えさせていただきながら、質問を続けさせていただきたいと思っております。</p> <p>6月定例会後、村長も今おっしゃられたように、数回の話し合いが持たれております。日付としましては6月24日、7月4日、7月25日の3回ですね、すべて村長室のほうで行われているかと思っております。</p> <p>その経緯の中で、最終的に、今、村長がおっしゃられた弁護士を立てるという形になられたかと思っております。</p> <p>ではお聞きします。なぜ、弁護士を立てられたのでしょうか。</p>
議長	村長

村 長	先ほど答弁したとおりであります。
議 長	5番 高橋弘展議員
5 番	質問の内容を変えさせていただきます。 では、なぜ民民の話になったのでしょうか。 6月定例会の折には、株式会社ふるさと村社長としての責任の部分感じて、伊藤氏及びB氏との協議を進めて解決を図っていく、話し合いをしていくという形だったと思いますが、なぜ民民の形という部分の、村長は受け取りをして、弁護士を立てられることになったのか、お尋ねします。
議 長	村長
村 長	先ほども答弁をいたしましたように、本件は、あくまでも私人としての私と、伊藤さんとの間の民民の問題と考えますので、村議会で答弁するのは適切でないと考えております。 また、本件につきましては、高橋議員や伊藤ちずるさん、Bさんが村長室へ度々来られましたが、私は、本件の解決のために、私個人で弁護士に委任をしておりますので、答弁は差し控えさせていただきます。
議 長	5番 高橋弘展議員
5 番	ではお尋ねしますが、2017年11月28日に送られたメールに関しましては、澁谷村長及び当時の岩橋副村長宛に送られたメールかと思えます。 そういった部分で、村としての対応といった部分があるかと思えますが、なぜ、その村としての対応の部分、そして、その後B氏へ村長は返答の電話をされております。 そこでは、これは宝珠山ふるさと村が所有している物件であるので、ふるさと村のほうで検討をさせていただくと返答されておいて、なぜ、宝珠山ふるさと村の対応でなくなったのか、社長としての、そして、大株主であります村長としての返答をお願いいたします。
議 長	村長
村 長	先ほど答弁をしたとおりであります。
議 長	5番 高橋弘展議員
5 番	これは村として対応していた部分、そして、村が99.7%の株を保有する第三セクターである宝珠山ふるさと村が所有していた住宅に関する問題でありますよね。それに関しては、議場での説明責任があるかと思えます。 なぜ、民民にされたのか、なぜ、それが村長の思いとして、私人としての取り扱いにされたのか、その取り扱いをされた部分においては、村長としての人格、もしくは宝珠山ふるさと村の社長としての人格で判断されているはずで、それは、回答する責任があるかと思えます。
議 長	5番 高橋弘展議員
5 番	ですので、ご回答をお願いいたします。
議 長	村長
村 長	先ほども答弁をしたとおりであります。
議 長	5番 高橋弘展議員
5 番	全く埒が明きませんし、村長としての責任を放棄されているかと思えます。 村長には、やはり住民からの要望であったり、要は、願いであったり、お尋ねであったり、そういう部分の回答する義務があるかと思えます。 そして第三セクターである宝珠山ふるさと村に関しても公益性が高い企業であるので、そういった部分に関しての説明する責任は大いにあるかと思えます。 では、確認いたしますが、今、東峰村の村長は澁谷氏でございますよね、株式会社ふるさと村の社長は澁谷氏でよろしかったでしょうか。

議 長	村長
村 長	先ほど来から答弁をしておりますように、本件はあくまでも私人としての私と、伊藤ちずるさんとの間の、民民の問題と考えますので、本村議会で答弁するのは適切でないと考えております。
議 長	村長、質問の内容をよく、村長と社長は誰かという質問ですので、それは答弁してください。 村長
村 長	もう一度質問をお願いいたします。
議 長	5番 高橋弘展議員
5 番	もう一度お尋ねします。 現在の東峰村の村長は澁谷博昭氏でよかったですか。そして、株式会社宝珠山ふるさと村の社長は澁谷博昭氏でよかったですか。
議 長	村長
村 長	そのとおりでよろしいと思います。
議 長	5番 高橋弘展議員
5 番	では、村として一度対応されていますよね。村長として2017年11月28日のメールを受け取っていますよね。それは事実ですか。
議 長	村長
村 長	メールは確かにいただいております。
議 長	5番 高橋弘展議員
5 番	いただいておりますよね。いただいておりますということは、村長の仕事として受けられた、村長の職務の範囲で受けられた。これは村長の所有する村のメールアドレスに送られたメールであると思います。 ですので、そのメールの処理の説明義務というのは、この議場ではあると思うんですが。 もう一度、そのお尋ねに関して、なぜ、最終的に民民の話にされたのか、お尋ねします。
議 長	村長
村 長	先ほど来答弁をしたとおりであります。
議 長	5番 高橋弘展議員
5 番	では、宝珠山ふるさと村の方面からお尋ねしてまいります。 6月定例会後以降、株主総会そして役員会が開かれているかと思えます。株主総会の中では、株主総会は6月26日、そして、その後の役員会においては7月の11日に行われているかと思えます。 その中で、この案件はどのように、村長は、株主の方もしくは役員の方にご説明されたのでしょうか。
議 長	村長
村 長	その件につきましても、私個人で弁護士に委任をしておりますので、この場での回答は差し控えさせていただきたいと思えます。
議 長	5番 高橋弘展議員
5 番	役員会の内容は話せないんですか。株主総会の話はできないんですか。 先ほども言いましたように、株式会社宝珠山ふるさと村の多くの株を保有しているのは村ですよ。その村に対しての説明責任、引いて言えば、村民に対しての説明責任がございますよね。 その株主総会で、村長がこの件について話されているはず。これは、株主の方にも確認を取っております。

	<p>どういう内容を話されたかというのは、説明しないと、今回の9月の定例会の中でも、株式会社宝珠山ふるさと村の決算報告がございますよね、それと一緒にですよ。</p> <p>その当時の株主総会の内容は話せない、第三セクターの運営を認められるわけがないじゃないですか。違うんですか。</p>
議長	村長
村長	<p>先ほども答弁させていただきましたけれども、本件はあくまでも私人としての私と伊藤ちずるさんとの間の民民の問題と考えますので、村議会で答弁するのは適切でないと考えておりますので、答弁は差し控えさせていただきます。</p>
議長	5番 高橋弘展議員
5番	<p>弁護士を立てられるということ自体がですね、もう由々しき問題かなと思っております。これは、村民の一個人がですね、お尋ねしてきた話であり、そして、その一個人に全くの説明がなく、今の今までっております。</p> <p>もちろんこの6月の定例会において、村長が失念していたということで、申し訳ないと言っておりますが、未だにこの話をされた伊藤ちずる氏及び代理人をされたB氏には、直接面と向かっての謝罪をされませんし、そして、そのメールの件を取り上げて、その間、何があったのかすらも語ることはありませんでした。</p> <p>そういった説明責任を放棄して、代理人を立て、これは個人の問題だと。それを取り扱っていたのは、一番最初は村長、そして、これはふるさと村の問題だから社長ということにしたのではないですか。その社長の責任はどこに行ったんですか。お尋ねします。</p>
議長	村長
村長	<p>先ほどから申し上げておりますように、私は本件の解決のために、私個人で弁護士に委任をしておりますので、答弁は差し控えさせていただきます。</p>
議長	5番 高橋弘展議員
5番	<p>ですので、なぜ、社長が取り扱っていた問題、そして、同人格である村長も知り得た問題が、私個人になったんですか。もう一度お尋ねします。</p>
議長	村長
村長	<p>私は、本件の解決のために、私個人で弁護士に委任をしておりますので、答弁は控えさせていただきます。</p>
議長	5番 高橋弘展議員
5番	<p>もう弁護士を立てられたこと自体が、もう謎でしかないですね。</p> <p>村長、1期目の選挙のとき、村長選挙のときに、選挙公約、訴えられていた中でも、村民の皆様の声に耳を傾けると。そういったことを一番に言われていたかと思えます。</p> <p>そういった中で、自分の何か言いたくないことであったり、不都合なことに関しては弁護士を立てられて、その弁護士に頼んで、村民の声に耳を傾けられる、そういうおつもりですか。</p>
議長	村長
村長	<p>先ほど何回も答弁をしたとおりであります。</p>
議長	5番 高橋弘展議員
5番	<p>もうこの話に関しては、一番の被害者は伊藤ちずるさんであることは、間違いないと思えます。その話が忘れられていたというのが、前回の話でありましたが、答弁の中でも、そのことを念頭に置いて、何度か伊藤氏にお尋ねに行かれていますということも分かった中で、こういう話になっているんですよね。</p> <p>弁護士を立てられることで、この件が、そして住民の方が、納得されると思って、こういう選択をされたのか、お尋ねします。</p>



議長	村長
村長	先ほど来答弁をしておりますように、私は、本件の解決のために、私個人で弁護士に委任をしておりますので、答弁は差し控えさせていただきます。
議長	5番 高橋弘展議員
5番	何を言っても、そう答えられるのかなと思いますが、何回でも言います。ふるさと村の役員会で、あなたは、私個人で対応するということを、役員会の中で社長として、会社の判断として、決められましたでしょうか。
議長	村長
村長	先ほど答弁をしたとおりであります。
議長	5番 高橋弘展議員
5番	じゃあ、誰が村長の、私個人で行うという判断を許可されたんでしょうか。
議長	村長
村長	私は、本件の解決のために、私個人で弁護士に委任をしておりますので、答弁は差し控えさせていただきます。
議長	5番 高橋弘展議員
5番	それは、役員会で認められたことなんですか。 役員会でこの話諮られていますよね。誰が、村長が個人的な問題にしていいというふうに、決めたんですか。 それは、ふるさと村の社長であるあなたの説明責任の問題でしょう。 それが言えないふるさと村の社長、あなたやる責任ないですよ。ふるさと村の中で何が話されているとも言えない、そんな社長要りませんよ。違うんですか。 なぜ、私個人にしていいという許可を、誰が出したんですか。 誰が出したか教えてください。
議長	村長
村長	本件はあくまでも私人としての私と伊藤ちずるさんとの間の、民民の問題と考えておりますので、村議会で答弁をするのは適切でないと考えております。
議長	5番 高橋弘展議員
5番	では、一般質問で聞いても答えられないならば、逆に、この定例会で諮られている報告議案の決算報告の中では回答してもらえるんですか。 ふるさと村の業務の一環で行われた行為にかかわることについて、説明の責任があると思いますが、一般質問で答えられて、報告議案である決算報告について答えられないわけではないと思いますし、決算報告については、やはりその決算にかかわることの報告責任があるかと思います。これは、地方自治法に規定されていることです。違いますか。 あなたの、今運営されている宝珠山ふるさと村は地方自治法に規定されている第三セクターといわれるものではないんですか。
議長	村長
村長	何度も申し上げておりますけれども、私は本件の解決のために、私個人で弁護士に委任をしておりますので、答弁は控えさせていただきます。
議長	5番 高橋弘展議員
5番	もうふるさと村の案件、要は、中身について、社長である村長が答えられないということであるならば、社長である意味はないかと思いますが。
議長	村長
村長	先ほど答弁をしたとおりであります。
議長	5番 高橋弘展議員
5番	どのとおりか分かりませんので、それは社長をお辞めになるということでしょう

	か。
議 長	村長
村 長	本件はあくまでも私人としての私と伊藤ちずるさんの間の民民の問題と考えておりますので、村議会で答弁するのは適切でないと考えております。
議 長	5番 高橋弘展議員
5 番	現在、同じ内容のことをずっと答弁されていて、全く疑問に対する回答をされない。そういう対応において、そういう住民に対する対応において、村民の方は納得されると思っているんですか。
議 長	村長
村 長	先ほどから答弁をしているとおりであります。
議 長	5番 高橋弘展議員
5 番	では、村長はなぜ宝珠山ふるさと村の社長をされているんですか。
議 長	村長
村 長	この問題に関しましては、私は、本件の解決のために、私個人で弁護士に委任をしておりますので、それに答弁は差し控えさせていただきます。
議 長	暫時休憩します。  (10時56分)
議 長	休憩前に引き続き、高橋議員の一般質問を再開いたします。  (11時20分)
議 長	5番 高橋弘展議員
5 番	村長、私個人ということで、私人という形になった話になってしまいましたが、村長であり社長である澁谷氏にお尋ねしますが、その一個人、個人間、民事のことについて、村、ふるさと村から弁護士費用が出ることは一切ないのでしょうか。
議 長	村長
村 長	ないと思います。
議 長	5番 高橋弘展議員
5 番	今は村長の人格でお答えになりましたか、社長の人格でお答えになりましたか、私個人でしょうか。
議 長	村長
村 長	私個人でお答えをさせていただきました。
議 長	5番 高橋弘展議員
5 番	私個人のことを、なぜ、この議場の中で言えるのですか。
議 長	村長
村 長	そのように言われるのであれば、今の発言は取り消しをお願いしたいと思います。
議 長	5番 高橋弘展議員
5 番	じゃあ、もう一度お尋ねします。 東峰村もしくは宝珠山ふるさと村から、先ほどから言われている村長が民民の話なのでと言っている部分の、私個人の澁谷博昭氏が立てられた弁護士に対する費用は、一切支払われないということによろしいでしょうか。
議 長	村長
村 長	ふるさと村からは支払われないと思います。
議 長	5番 高橋弘展議員
5 番	東峰村からは払われないのでしょうか。
議 長	村長
村 長	東峰村からも払われないと思います。

議 長	5番 高橋弘展議員
5 番	先ほどから東峰村長に聞いても、東峰村社長に聞いてもお答えは同じだったんですけども、現在の弁護士費用に関しては、東峰村長のお答えが出ているんですよね。で、宝珠山ふるさと村の社長としてのお答えが出ているんですよね。 それができるのであれば、なぜ、私個人の話にされたのかという経緯が話せるんじゃないですか。その経緯を知らないと、今の弁護士費用が発生する、発生しないの判断は、東峰村長、宝珠山ふるさと村社長にできるはずがありません。 もう一度お尋ねします。 なぜ、今回の案件が民民になったのか、東峰村長でもいいです。宝珠山ふるさと村社長でもいいです。経緯をご説明ください。
議 長	村長
村 長	7月11日のふるさと村役員会におきまして、この問題は澁谷個人の問題だということと言われておりますので、確かに私が失念をしておりましたので、私個人の問題だと思っております。
議 長	5番 高橋弘展議員
5 番	そう役員の人から話されたということに対して、社長である澁谷社長は、ご納得されたということによろしいのでしょうか。
議 長	村長
村 長	失念をしていたのは私でありますので、そのようなことで、役員の方は個人の問題だと言われたのだと思います。
議 長	5番 高橋弘展議員
5 番	その失念していたときは、宝珠山ふるさと村の社長だったんじゃないですか。
議 長	村長
村 長	社長でありました。
議 長	5番 高橋弘展議員
5 番	その当時の社長の対応のまずさで、役員会の役員の皆様がそういう意見を言われたかと思えます。 しかしながら、その対応の不手際をしたのは、社長である澁谷社長であることは間違いないかと思えます。 そこへの社長としての責任はないのでしょうか。
議 長	村長
村 長	役員会の中で、個人の澁谷個人の問題だということでございましたので、私も個人の問題だと考えております。
議 長	5番 高橋弘展議員
5 番	昨日の長澤議員の一般質問を引用させていただきます。 この失念していたことに対して、責任があるのか。その答弁があったかと思えます。その答弁に関しては、おそらく社長としての責任の部分と言われた答弁だったかと思えますが、間違いありませんか。
議 長	村長
村 長	そのときの気持ちは、澁谷博昭個人としての思いであったと思えます。
議 長	5番 高橋弘展議員
5 番	議場でそういう質問が認められるとお思いですか。
議 長	村長
村 長	高橋議員の言われることは、議場で私人としての発言は云々ということでございますけれども、そうであれば、またその点につきましても、訂正をさせていただきたいと思っております。

議長	5番 高橋弘展議員
5番	ということは、総合すると、失念をしていたということに関しては、澁谷博昭氏個人の責任であるということの判断を、宝珠山ふるさと村はされたということによろしいんでしょうか。
議長	村長
村長	7月11日の役員会の中では、そういうことになっていると思います。
議長	5番 高橋弘展議員
5番	宝珠山ふるさと村の社長をされていて、今回の失態は、澁谷博昭氏個人の問題。ということは、社長である澁谷博昭氏、そして一個人である澁谷博昭氏、同一人物ではありますが、今おっしゃる内容で言うと、社は関係ない、個人でしたことなんだ。じゃあ、個人でしたことを認めた宝珠山ふるさと村に責任はないんですか。
議長	村長
村長	その辺りのことは、ちょっと今、考えに及びません。
議長	5番 高橋弘展議員
5番	言い方変えます。 宝珠山ふるさと村は一個人の考えであったり、行動、活動、そういった部分をお認めになっているんですか。
議長	村長
村長	その質問については、今、私は回答を持ち得ておりません。
議長	5番 高橋弘展議員
5番	東峰村が99.7%の株を保有している公益性の高い第三セクターが、一個人がしたことに対すること、そういった部分を認められているんですか。 例えば、役員の方が一個人として、ふるさと村に関する活動を活動してもいいんですか。
議長	村長
村長	ちょっとその件についても、お答えしかねます。
議長	5番 高橋弘展議員
5番	それをお答えできなかったら、たぶん社長である意味ないですよ。 一個人の活動を、公益性が高い会社が認めていてどうするんですか。会社としてのコンプライアンス守ってくださいよ、違うんですか。もう一度答弁をお願いします。
議長	村長
村長	7月11日の役員会におきましては、ふるさと村への報告と言いますか、それがなかったの、というようなご意見でございました。
議長	5番 高橋弘展議員
5番	同一人物なんでお答えにくいと思いますが、宝珠山ふるさと村の社長である澁谷氏は、個人でこういう事案を打ち立てた澁谷博昭氏に対して、何ら措置を講じないつもりでしょうか。
議長	村長
村長	ちょっと意味が分かりませんので、もう少しなんか分かりやすくお願いをいたします。
議長	5番 高橋弘展議員
5番	村長がよく、再度お尋ねして、話がよく分からなくなるパターンが多いですけども。 もう一度同じことを言わせていただくと、宝珠山ふるさと村の社長である澁谷氏は、今回、要は、失念ということをしていたのは澁谷博昭氏個人ということであって、しかしながら、その澁谷博昭氏は、個人は宝珠山ふるさと村に関することを一個人で

	<p>していたということになりますよね。 それに対して、ふるさと村の社長は、一個人の澁谷博昭氏に対して、何らかの措置を講ずるんですか。</p>
議長	村長
村長	再度お聞きしたんですけれども、ちょっと私のほうに理解ができませんので、この回答については、差し控えをさせていただきたいと思います。
議長	5番 高橋弘展議員
5番	<p>今、だいぶ分かりやすく言ったかなと思ったんですが、理解できないということは、村長、社長、個人の使い方が、分け方が一切できてないということですよ。 もう一度お尋ねします。 その個人の澁谷博昭氏は、勝手にふるさと村所有の住宅についての案件の話を承ったり、進めたりしたんですか。</p>
議長	村長
村長	そのようなことはなかったと思います。
議長	5番 高橋弘展議員
5番	<p>なかったなら、会社としての責任はあるじゃないですか。社長としての責任はあるじゃないですか。会社として扱ってたんでしょう。話してたんでしょう。だけでも、あなた失念してたんでしょう。 そこへの社長としての責任は十分あるんじゃないですかと、社長としてその話を承り、失念し、そこに対して社長の責任は一切発生しないんですか。</p>
議長	村長
村長	<p>ようやく分かりました。 したがって、7月の11日の役員会議の中で、社長としての責任じゃなくて、失念をしたので、澁谷個人の問題だということで整理をされたと思っております。</p>
議長	5番 高橋弘展議員
5番	<p>宝珠山ふるさと村ってすごく変わった会社ですよ。 マフィンのときは、専務がすべて損失を出した責任があるということで、すべての責任を、金額的な責任ですね。その当時の専務にさせましたよね、損失補填。 何かこの宝珠山ふるさと村、何かしでかした方に対して、一個人で責任を取らせるような会社なんですか。</p>
議長	村長
村長	ちょっとその件については、お答えをしかねると思います。
議長	5番 高橋弘展議員
5番	<p>その流れでお尋ねしますが、昨日の一般質問の折、長澤議員の質問であります。マフィンの、当時の私の一般質問を取り上げていただいて、質問をしていただいたんですけれども、平気で村長、責任等お忘れになっているんですよ。 そのことについてお伺いしたいんですが、平成27年12月定例会におけるマフィン製造の問題について、私が行った一般質問の回答で、代表取締役社長としてのですね、村長、私の責任については、当然、善管注意義務、善管管理義務というのが発生すると思います。 したがって、この案件が、3月23日に出てきた以降については、社長としての手当、月1万円ですけれども、これは返納しておりますし、この後につきましてもですね、それとは別に、私個人的には責任を取りたいと思っておりますと、答弁されております。 しかしながら、昨日の長澤議員の一般質問の答弁では、特に取り上げると、それとは別に、私個人的には責任を取りたいと思っておりますという部分に対して、そんな</p>

	<p>こと言っていましたかねと、とぼけられましたよね。 ふるさと村の社長は、責任等は、公の場で言っても取られないような会社ですか。</p>
議 長	村長
村 長	最後のほうが分からなかったんで、もう一度質問をお願いをいたします。
議 長	5番 高橋弘展議員
5 番	<p>時間はまだありますので、もう1回同じ質問をさせていただきます。 平成27年12月定例会におけるマフィン製造の問題について、私が行った一般質問の回答で、代表取締役社長としてのですね、村長、私の責任につきましても、当然善管注意義務、善管管理義務というのが発生すると思います。 したがって、この案件が、3月23日に出てきた以降については、社長としての手当、月1万円ですけれども、これは返納しておりますし、この後につきましてもですね、それとは別に私個人的には責任を取りたいと思っております。 昨日の長澤議員の一般質問の答弁では、長澤議員は、それとは別に私個人的には責任を取りたいと思っておりますという部分について、どうなのかとお尋ねになったところ、そんなこと言っていましたかねと、答弁されておるかと思っております。 99.7%村の株主である宝珠山ふるさと村の社長は、公の場で責任を取ると言ったことに対しては、平気で忘れられるんですか。</p>
議 長	村長
村 長	<p>まず、長澤議員の質問に対してですが、そのような質問であればですね、前もって議事録等を確認をすることでございますけれども、そんなことを言っていましたかねということにつきましては、確認を私もしておりますので、そういうお答えをしたと思います。 それから、12月7日の高橋議員の説明につきましては、これは、個人的にはそういった社長の手当と言いますか、何と言いましょうか、それをずっと受け取っていない、つまりそういった形での責任を、私は取ったということです。</p>
議 長	5番 高橋弘展議員
5 番	<p>このマフィン問題は2,000万を超える、第三セクターを損失を生んでいる話なんですよね。それに関する善管注意義務ということで、当時は1万円しか報酬を貰ってなかった、月にですね。というのがあって、その報酬削減したというのは答弁の中でも分かります。今の村長の答弁も、そのことに関してかなと思うんですが。 それとは別に私個人につきましても、その責任については取りたいと思っておりますと言っている部分に関しての、回答にはなっていないと思うんですよね。そして、それ自体も忘れられていた。 2,000万円を超える損失を生んでいる、そして公益性の高い企業の社長である澁谷氏の責任の取り方としては、全くの不十分ではないでしょうか。</p>
議 長	村長
村 長	<p>この件につきましては、そのような時期に、この村議会の中でも答弁をさせていただいていると思います。 どういう答弁をしたかというのは、はっきりと一字一句を覚えておりませんが、あくまでも弁護士に相談をし、そしてこの問題は処理されたと、処理されたとはいえますか、示談ですね、示談が成立した問題であると思っております。</p>
議 長	5番 高橋弘展議員
5 番	<p>全く回答になってないんですけれども、公の場で言っている部分に対して、お答えをお願いいたします。 報酬以外の部分について、取られると言った責任は、未だ取られていないということでしょうか。</p>

議 長	村長
村 長	今言われまして思い出しましても、報酬以外には、私は取っていないように思います。
議 長	5番 高橋弘展議員
5 番	<p>昨日の長澤議員の質問でも、まだ債務保証請求権であったり、未回収の金額については、すべて解決したわけではないと。その部分について、責任は継続しているはずで。それを回収する義務は会社としてもありますし、会社を率いる社長としては、十分なる責任があると思います。</p> <p>この当時の質問を繰り返す形になりますが、それとは別に、要は、報酬以外とは別にの部分で、何らかか責任を取られるおつもりはあるか、責任を取られると言っていますので、どういった責任を取られるのか、お尋ねします。</p>
議 長	村長
村 長	今においてはですね、そのようなことは考えておりません。
議 長	5番 高橋弘展議員
5 番	<p>ということは、その当時の私の答弁で言われたことは、しない、そこでは取り繕った、そこでは言ったことは、全く私には責任がない。ただ言っただけということです。</p>
議 長	村長
村 長	結果論から言えばですね、そのようなことが言えるのではないかと思います。
議 長	5番 高橋弘展議員
5 番	<p>なぜ、このマフィンの問題、尋ねたかと言いますと、村長、都合が悪くなると、他人事になるんですよ。</p> <p>今回の件に関しても、社長としてその話を承っているのにも関わらず、役員に言われたから、個人の問題にしてくれと言って個人の問題にし、社長としての責任は一切なかったということになっているんじゃないですか。</p> <p>会社は誰が運営しているんですか。</p> <p>このふるさと村所有の物件は、誰が売買の許可をしたんですか、その部分だけお尋ねします。</p>
議 長	村長
村 長	最終的には社長ということになるかと思います。
議 長	5番 高橋弘展議員
5 番	その社長が下した責任の中に、失念があった部分も同時並行で含まれているということでしょうか。
議 長	村長
村 長	理解をちょっとできませんので、もう一度質問をお願いをいたします。
議 長	5番 高橋弘展議員
5 番	<p>こっちが質問します。</p> <p>村長は、今回民民ということの話で、一切この議場で説明をされませんが、本当にこういった解決で、当事者である伊藤ちずる氏が納得されると思いますか。</p>
議 長	村長
村 長	これは、何度も申し上げておりますように、本件の解決のために、私個人で弁護士を委任をしておりますので、そういったところであります。
議 長	5番 高橋弘展議員
5 番	<p>こういったふうに住民がお尋ねしたり、お願いした案件が、最終的に取り合ってもらえずに、そして、代理人という形で、もう直接謝罪を要求する相手に直接話も聞けない。そういった内容になる、この東峰村で本当にいいんですか。</p> <p>個々の問題だからと言って、公の場で回答を逃げられる村長、そしてふるさと村の</p>

	<p>社長、本当にこんな村が今後発展していくんですか。住民とともに、これから復興に向けて頑張らないといけないんじゃないんですか。</p> <p>その被災者である伊藤ちずる氏、河川工事によって立ち退きをしないとけない、そういった方の願いを無視して、その対する失念という部分を、取り扱いを代理人に任せてしまう、村長澁谷博昭氏、社長澁谷博昭氏、あなたにこの村を託せません。誠実にこの問題に、村長としても、社長としても、しっかりと責任を持って対応するように、個人の澁谷博昭氏にお伝えいただけますか。</p>
議 長	<p>時間になっておりますので、答弁を持って最後とします。</p> <p>村長</p>
村 長	<p>伊藤ちずる氏におきましては、本当に失念をしていたことに対して、お詫びを申し上げたいと思っております。</p>
議 長	<p>以上で、一般質問を終了します。</p>
散 会	
議 長	<p>午後からは決算審査特別委員会を開催いたします。</p> <p>13時まで休憩いたします。</p> <p style="text-align: right;">(11時54分)</p>



# 第5回 東峰村議会定例会会議録

令和元年9月13日  
( 第 4 日 )

東 峰 村 議 会

## 令和元年 第5回東峰村議会定例会議事日程

令和元年9月13日開議

- 日程第 1 議案第32号 東峰村印鑑条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 2 議案第33号 東峰村総合計画審議会条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 3 議案第34号 東峰村税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 4 議案第35号 東峰村給水条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 5 議案第36号 東峰村飲料水給水条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 6 議案第37号 村道の路線の認定について
- 日程第 7 議案第38号 村道の路線の認定について
- 日程第 8 議案第39号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第 9 議案第40号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第10 議案第41号 令和元年度東峰村一般会計歳入歳出補正予算（第2号）について
- 日程第11 議案第42号 令和元年度東峰村簡易水道事業特別会計歳入歳出補正予算（第2号）について
- 日程第12 議案第43号 令和元年度東峰村国民健康保険事業特別会計歳入歳出補正予算（第2号）について
- 日程第13 承認第10号 専決処分の承認を求めることについて（専決第7号）
- 日程第14 承認第11号 専決処分の承認を求めることについて（専決第8号）
- 日程第15 承認第12号 専決処分の承認を求めることについて（専決第9号）

- 日程第 16 承認第 13 号 専決処分の承認を求めることについて（専決第 10 号）
- 日程第 17 承認第 14 号 専決処分の承認を求めることについて（専決第 11 号）
- 日程第 18 認定第 1 号 平成 30 年度東峰村一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 19 認定第 2 号 平成 30 年度東峰村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 20 認定第 3 号 平成 30 年度東峰村国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 21 認定第 4 号 平成 30 年度東峰村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 22 報告第 3 号 平成 30 年度株式会社宝珠山ふるさと村決算状況報告について
- 日程第 23 発議第 3 号 「新たな過疎対策法の制定に関する意見書」の提出について
- 日程第 24 請願第 2 号 「少人数学級推進などの定数改善」「義務教育費国庫負担制度 2 分の 1 復元」にかかわる意見書の提出を求める請願書
- 日程第 25 請願第 3 号 「地方財政の充実・強化を求める意見書」の提出を求める請願書
- 追加
- 日程第 1 発議第 4 号 日田彦山線の「鉄道での早期復旧」に全力で取り組む決議について

開 議	
議 長	<p>ただ今の出席議員数は、10名です。 定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。 議事日程は、お手元に配布のとおりであります。</p> <p style="text-align: right;">(10時25分)</p>
議 長	<p>村長より、9月11日の大蔵議員の一般質問で、答弁の修正の申し入れがあつておりますので、これを許可いたします。</p> <p>村長</p>
村 長	<p>一昨日の、大蔵議員の代行司地区公民館建設についての一般質問の答弁におきまして、黒川議員や区長の名前を出し、こちらの考え方を伝えたような答弁をし、地域の方にも伝わっているのではないかと答弁をいたしました。あくまでも私の推測での発言であつたと思っておりますので、黒川議員や区長には大変ご迷惑をおかけいたしましたことを、深く陳謝をいたします。</p> <p>この部分の発言については、代行司地区公民館建設について、黒川議員からいくつかの案を聞きましたが、いろいろな条件の整備があり、話は平行線で終わっています。ということに修正をお願いしたいと思っております。</p>
議 長	これより、各議案の質疑、討論、採決を行います。
日程第1	
議 長	<p>日程第1 議案第32号「東峰村印鑑条例の一部を改正する条例の制定について」を、議題といたします。</p> <p>これより質疑を行います。</p> <p>質疑はありませんか。</p> <p>(質疑なし)</p>
議 長	<p>ないようですから、質疑を終結します。</p> <p>これより討論を行います。</p> <p>討論はありませんか。</p> <p>(討論なし)</p>
議 長	<p>ないようですから、討論を終結いたします。</p> <p>採決します。</p> <p>議案第32号「東峰村印鑑条例の一部を改正する条例の制定について」を、お諮りいたします。</p> <p>本案に賛成の方、挙手でお願いします。</p> <p>(賛成者挙手)</p>
議 長	<p>全員賛成と認めます。</p> <p>よって、本案は、原案どおり可決されました。</p>
日程第2	
議 長	<p>日程第2 議案第33号「東峰村総合計画審議会条例の一部を改正する条例の制定について」を、議題といたします。</p> <p>これより、質疑を行います。</p> <p>質疑はありませんか。</p> <p>5番 高橋弘展議員</p>
5 番	<p>この条例にかかわる部分ですので、お尋ねいたします。</p> <p>本年度この総合計画の実施計画と言いますか、残り5年の分と総合戦略ですね、という部分で、この条例変更もなっているかと思いますが、今年度こういったスケジュールで、この条例変更、改正された後ですね、会議が行われていくのかお尋ねいたします。</p>

議 長	企画政策課係長
企画政策課係長	<p>今後のスケジュールということでございますけれども、審議会条例可決いただきました後ですね、総合計画等推進委員会という組織を作っております。これは、村長、副村長以下で、課長級で構成するものですが、全4回を考えております。</p> <p>それから、総合計画等審議会でございますけれども、総合計画審議会については、全3回を予定しているところでございます。</p> <p>総合計画審議会につきましては、10月に第1回目を開催しまして、第2回目を12月、第3回目を3月上旬に開催をして、年度内で策定をしていくという予定でございます。</p>
議 長	5番 高橋弘展議員
5番	<p>その会議のあり方なんですけれども、この総合計画等審議会という形になった場合に、そもそも総合計画の審議会自体は、かなりいろいろな要職の方が集まって、ある程度案ができ上がった会議だったかと思えます。</p> <p>前回の総合計画を作る際は、かなり住民の方とのワークショップ等重ねて、住民の方の率直な意見等が反映された計画にもなっていたかと思うんですが、その辺は何か行われるのでしょうか。</p>
議 長	企画政策課係長
企画政策課係長	<p>これまで総合計画につきましては、総合計画審議会、16名の委員さんで審議をいただきました。</p> <p>それから、第1期の総合戦略につきましては、総合戦略推進会議という産官学金労言の先生方に入っております。その下に村長以下で組織します創生本部、その下に作業部会という形で作成をしてきたところでございます。</p> <p>今回はですね、総合計画の変更については、災害を受けまして、復旧・復興の視点を追加する必要があるということからですね、令和2年度から5カ年間の後期計画の見直しを行うということをしたところでございます。</p> <p>それから、まち・ひと・しごと総合戦略につきましては、来年度からの5カ年間、第2期総合戦略の策定を行うということになっております。</p> <p>それで、策定する年度が同じということになりましたので、まず、審議会を統一をしまして、その下に、同じく副村長以下で組織する推進委員会といったものを組織します。これは、総合計画、総合戦略、どちらも審議をするところでございます。</p> <p>総合戦略につきましては、その下に、さらに部会を作成いたしまして、その部会のメンバーとしましては、各課から職員を1名ずつ推薦いただいております。</p> <p>それから、8月の中旬に村民の方に公募してございます。その中で3名の方に応募いただきましたので、その3名の方にお入りいただいております。</p> <p>それから、県のほうからふるさと貢献隊という制度を使いまして、1名派遣をしていただくという形にしております。</p> <p>計ですね、各課の職員、それから住民の方3名、県からの職員1名という形で、策定をするという計画にしております。</p>
議 長	5番 高橋弘展議員
5番	<p>最後に、この条例改正の中の第3条第2項の第4号ですね、前号に掲げる者のほか、村長が必要と認める者ということで、よくある村長が認められる方ということなんですけれども、前はこういう項目がなくて、今回増えております。</p> <p>どういった方とか、ここに記載されてない方で、どういった分野とかどういった方面の方が必要でこういった項目を付けられたのか、最後にお尋ねします。</p>
議 長	企画政策課係長
企画政策課係	4号のことでございますけれども、ほとんどがですね、識見を有する方という形で

長	<p>いいのではなかろうかというふうに考えたところでございますが、今回は、総合戦略、総合計画一緒に審議をするということで、総合戦略につきましては産官学金労言士という形で、追加がされております。</p> <p>そういった方がですね、識見を有する方が該当すれば、すべてその識見を有する方という形で処理できますけれども、なかなか難しい点があった場合がございますね、ちょっと困りますので、そういった場合にですね、村長が認める者という形で、委員会の中に入れていただくということで、4号を追加したところでございます。</p>
議長	<p>他に質疑はありませんか。</p> <p>ないようですから、質疑を終結いたします。</p> <p>これより討論を行います。</p> <p>討論はありませんか。</p> <p>(討論なし)</p>
議長	<p>ないようですから、討論を終結いたします。</p> <p>これより採決いたします。</p> <p>議案第33号「東峰村総合計画審議会条例の一部を改正する条例の制定について」を、お諮りいたします。</p> <p>本案に賛成の方、挙手をお願いします。</p> <p>(賛成者挙手)</p>
議長	<p>全員賛成と認めます。</p> <p>よって、本案は、原案どおり可決されました。</p>
日程第3	
議長	<p>日程第3 議案第34号「東峰村税条例の一部を改正する条例の制定について」を、議題といたします。</p> <p>これより質疑を行います。</p> <p>質疑はありませんか。</p> <p>(質疑なし)</p>
議長	<p>ないようですから、質疑を終結いたします。</p> <p>これより討論を行います。</p> <p>討論はありませんか。</p> <p>(討論なし)</p>
議長	<p>ないようですから、討論を終結いたします。</p> <p>採決します。</p> <p>議案第34号「東峰村税条例の一部を改正する条例の制定について」を、お諮りいたします。</p> <p>本案に賛成の方、挙手をお願いします。</p> <p>(賛成者挙手)</p>
議長	<p>全員賛成と認めます。</p> <p>よって、本案は、原案どおり可決されました。</p>
日程第4	
議長	<p>日程第4 議案第35号「東峰村給水条例の一部を改正する条例の制定について」を、議題といたします。</p> <p>これより質疑を行います。</p> <p>質疑はありませんか。</p> <p>(質疑なし)</p>
議長	<p>ないようですから、質疑を終結いたします。</p> <p>これより討論を行います。</p>

	<p>討論はありませんか。 (討論なし)</p>
議 長	<p>ないようですから、討論を終結いたします。 採決します。 議案第35号「東峰村給水条例の一部を改正する条例の制定について」を、お諮りいたします。 本案に賛成の方、挙手でお願いします。 (賛成者挙手)</p>
議 長	<p>全員賛成と認めます。 よって、本案は、原案どおり可決されました。</p>
日程第5	
議 長	<p>日程第5 議案第36号「東峰村飲料水給水条例の一部を改正する条例の制定について」を、議題といたします。 これより質疑を行います。 質疑はありませんか。 (質疑なし)</p>
議 長	<p>ないようですから、質疑を終結いたします。 これから、討論を行います。 討論はありませんか。 (討論なし)</p>
議 長	<p>ないようですから、討論を終結いたします。 採決します。 議案第36号「東峰村飲料水給水条例の一部を改正する条例の制定について」を、お諮りいたします。 本案に賛成の方、挙手でお願いします。 (賛成者挙手)</p>
議 長	<p>全員賛成と認めます。 よって、本案は、原案どおり可決されました。</p>
日程第6	
議 長	<p>日程第6 議案第37号「村道の路線の認定について」を、議題といたします。 これより質疑を行います。 質疑はありませんか。 (質疑なし)</p>
議 長	<p>ないようですから、質疑を終結いたします。 これから、討論を行います。 討論はありませんか。 (討論なし)</p>
議 長	<p>ないようですから、討論を終結いたします。 採決します。 議案第37号「村道の路線の認定について」を、お諮りいたします。 本案に賛成の方、挙手でお願いします。 (賛成者挙手)</p>
議 長	<p>全員賛成と認めます。 よって、本案は、原案どおり可決されました。</p>
日程第7	
議 長	<p>日程第7 議案第38号「村道の路線の認定について」を、議題といたします。</p>

	<p>これより質疑を行います。          質疑はありませんか。          (質疑なし)</p>
議長	<p>ないようですから、質疑を終結いたします。          これより討論を行います。          討論はありませんか。          (討論なし)</p>
議長	<p>ないようですから、討論を終結いたします。          採決します。          議案第38号「村道の路線の認定について」を、お諮りいたします。          本案に賛成の方、挙手でお願いします。          (賛成者挙手)</p>
議長	<p>全員賛成と認めます。          よって、本案は、原案どおり可決されました。</p>
日程第8	
議長	<p>日程第8 議案第39号「人権擁護委員候補者の推薦について」を、議題といたします。          これより質疑を行います。          質疑はありませんか。          (質疑なし)</p>
議長	<p>ないようですから、質疑を終結いたします。          これより討論を行います。          討論はありませんか。          (討論なし)</p>
議長	<p>ないようですから、討論を終結いたします。          採決します。          議案第39号「人権擁護委員候補者の推薦について」を、お諮りいたします。          本案に賛成の方、挙手でお願いします。          (賛成者挙手)</p>
議長	<p>全員賛成と認めます。          よって、本案は、原案どおり可決されました。</p>
日程第9	
議長	<p>日程第9 議案第40号「人権擁護委員候補者の推薦について」を、議題といたします。          これより質疑を行います。          質疑はありませんか。          (質疑なし)</p>
議長	<p>ないようですから、質疑を終結いたします。          これより討論を行います。          討論はありませんか。          (討論なし)</p>
議長	<p>ないようですから、討論を終結いたします。          採決します。          議案第40号「人権擁護委員候補者の推薦について」を、お諮りいたします。          本案に賛成の方、挙手でお願いします。          (賛成者挙手)</p>



議 長	全員賛成と認めます。 よって、本案は、原案どおり可決されました。
日程第10	
議 長	日程第10 議案第41号「令和元年度東峰村一般会計歳入歳出補正予算(第2号)について」を、議題といたします。 これより質疑を行います。 質疑はありませんか。 5番 高橋弘展議員
5 番	51ページをお願いいたします。 10款1項7目スクールバス管理運営費にかかわる部分でお尋ねしたいと思えます。 この会期中にスクールバスの質問が多々出ておるかと思いますが、このスクールバスを運行するにあたってお尋ねしたいんですけれども、旅客運行管理者等の資格、そういったものを保有する必要があるのかどうか、お尋ねいたします。
議 長	教育長
教 育 長	以前このことについて、運輸局に尋ねたことがあります、今言われたような管理者については、本村においては必要ないという回答をいただいております。
議 長	9番 伊藤均議員
9 番	49ページの2款14目電算事務費の関係ですが、これ最初のうちに説明はありました。ちょっと理解に苦しんだので、再度分かりやすく説明をお願いしたいと思います。
議 長	総務課長
総務課長	電算事務費の負担金につきましては、説明の中でJ-LIS等地方自治体情報システム機構だったと思います。 国の外郭団体がございまして、そちらのほうが番号制度等を行う取りまとめのところでございます。これの中間サーバー等ですね、システムについて協議会が行われております。これについて、次期システム等の導入等がですね、業務の中で増えるということで、負担金が単純に増えるという形で、追加の通知があったものです。 それについて、財源といたしましては、160万円の国からの支出金があるということで、具体的にどこまでの業務が増えるかという部分につきましては、ちょっと今手持ちがございませんが、もし必要であれば、また後ほど説明したいと思います。
議 長	9番 伊藤均議員
9 番	この説明時にですね、どこかに払う負担金みたいなことを言ってあったと思うんですよ。なんか横文字の会社みたいなのを。 その辺りのところを、我々が知り得ない会社名等だったんで、その辺りのところもちょっと詳しくお願いしたいと思います
議 長	総務課長
総務課長	先ほど申しましたJ-LIS、略称はジェイリスになります。 名称がですね、地方公共団体情報システム機構ですね、国の外郭団体になります。そういう団体への協議会の負担金になります。以上です。
議 長	6番 高倉寛視議員
6 番	51ページ、スクールバス運営委員会の中で、ちょっとお伺いしたいと思います。 私ちょっと聞き及んだのですが、スクールバス内において、子どもが腕を挟まれた、指を挟まれたというような話を聞き及びましたが、学校とか教育委員会は、このことは把握しておるのでしょうか。
議 長	教育長

教育長	今、議員がおっしゃったことについては、すべてではございませんが、把握しているつもりです。
議長	6番 高倉寛視議員
6番	<p>スクールバスで子どもを挟むというのは、これは、完全な運転手の責任ですよ。そういった運転者がなんで子どもたちを守るバスで運転をされるわけですか。私にはとても理解できない。</p> <p>皆さん言ってるはずですよ。子どもは村の宝、国の宝と。万が一大きな事故になった場合に、そのときに、じゃあ、運転手を辞めさせればいいのか。</p> <p>昔から私は言っている、事が起きてからでないと、教育委員会でも警察とかでもそうですけど、動かないと、いうことを私は度々言ってきました。</p> <p>こういった事例があるというのは、本当に問題なんですよ。私に言わせれば、こうこの時点で、もう運転手辞めていただきたい。それくらいな事案だと、私は考えておりますが、教育長はいかが考えておりますか。</p>
議長	教育長
教育長	<p>おっしゃるとおりだと思います。子どもの安全がまず第一です。</p> <p>これまででもいくつかの事案があって、その度に学校のほうから樋口運送のほうに、社長さんのほうに連絡が行き、また、私のほうにも連絡が来ました。</p> <p>その度に、運転手さんのほうには注意をし、これまで運転手さん自身も反省をさせていただいてですね、改めていただいている姿もこれまで見受けることができましたので、安心しておりましたけれども、今、議員おっしゃったような事案につきましては、ただ冗談とかいたずらでは済まされない、おっしゃるように、場合によってはケガをさせるというようなことにもなりかねませんので、このことについては、今後十分検討していかなきゃいけないと思っております。</p> <p>樋口運送の社長、それから当事者の運転手さんと、それと私とで、また三者しっかり話し合いをしながら、良い方向で結論を出していきたいというふうに思っております。</p>
議長	6番 高倉寛視議員
6番	<p>今、教育長がおっしゃられました。度々あつていと。度々あつていとということが、私は問題なんですよ。</p> <p>もうその時点で、度々の度々ときで本当に辞めていただかないと。ほんとこれ、取り様によっては虐待ですよ。子どもに対してこういうことをするというのは、それも意識的にやっているはずですよ。そうでないと、運転手は、ドア閉めは運転手しかできないんだから。</p> <p>こういうことをやる運転手は、村の子どもを守るはずがないし、託せるわけがないんですよ。</p> <p>だからですね、やはり厳重に処罰していただきたい。そのように私は考えておりますが、いかがですか。</p>
議長	教育長
教育長	<p>学校のほうとも話をしながら、これをいざと取るのかどうかは問題がありますが、当事者と申しますか、被害を受けた子どもさんの話は、私、直接聞きました。</p> <p>まだ運転手さんとは話を全くしておりませんので、先ほど100%知らないというところで申し上げたんですが、運転手さんと当時のことも含めて話しをよく聞いて、そして、先ほど言いましたように、より良い結論を出していきたいというふうに思います。</p>
議長	9番 伊藤均議員
9番	50ページの中ですね、商工費、観光施設管理費の中の15節、山村広場トイレ

	<p>改修等工事ということで1,740万上がっておりますが、トイレについてですね、まず、現況あるトイレの広さなのか、もう少し広くなるのか。</p> <p>それから、このトイレ等ですので、他がどこまで含まれているのかを、ちょっとお聞かせいただきたいんですが。</p>
議長	企画政策課係長
企画政策課係長	<p>山村広場のトイレの改修を具体的にということでございます。</p> <p>山村広場、坂道を上ったところでですね、既存のトイレ、広さが12㎡ございます。これが昭和61年に建てられたものでございますが、その横に岩屋まつりで、受付で使っている建物がございまして、その広さが51㎡ございまして、その中には多目的トイレそれから倉庫、岩屋まつりの備品を入れているもの、それから吹き抜けのスペースということで岩屋まつりの受付をしているスペースがございまして。</p> <p>まずはですね、山村広場も今キャンプ場のトイレとして、山村広場のトイレも使われておりますので、まず、51㎡の建物ですね、をトイレに改修をしたいというふうに考えております。</p> <p>浄化槽等については特に扱う予定はございませんので、トイレの数についてはですね、現状のトイレのままということで、現状が、男性が小が2つ、大が1つ、女性が3つ、それと多目的トイレという内訳になります。</p> <p>まず、51㎡の建物をトイレとして改修しました後に、既存のトイレを改修して、倉庫としたいと思っております。これは、岩屋まつりの備品等を入れる倉庫に活用する予定でございます。</p> <p>それから、岩屋まつりの受付のスペースがなくなるという形になりますので、広場内に炊飯棟がございまして、炊飯棟の入口側の軒をですね、2mから3m出しまして、そこで受け付け等が行えるように改修をしたいと考えておるところでございます。</p>
議長	<p>3回になっておりますが、もう1回だけ認めます。</p> <p>9番 伊藤均議員</p>
9番	<p>これは確認です。</p> <p>そうしますと、今ある中ですよ、受付から倉庫、多目的まで、そのもの全体をトイレにするということではないんですかね。</p>
議長	企画政策課係長
企画政策課係長	そのとおりでございます。
議長	<p>他に質疑はありませんか。</p> <p>5番 高橋弘展議員</p>
5番	<p>49ページをお願いいたします。</p> <p>2款1項5目財産管理費の中の14節、役場仮設庁舎賃借料について、お尋ねしたいと思います。</p> <p>プレハブのことですけれども、このプレハブ、駐車場に出張ってるよう形で、なかなか見通しも悪く、用途的にいつまでこのプレハブを必要とするのか、置いておく必要があるのか、どういった基準で今考えられているか、お尋ねいたします。</p>
議長	総務課長
総務課長	<p>プレハブにつきましては、一応協議については今年度いっぱいという話で、今延長しているところです。</p> <p>ただ、仮設の許可自体を7月末日まで、1年間ごとの更新ということでございますので、7月末日まで、一応今回、最初災害から2年間は災害特例の仮設ということで許可をいただいております。</p> <p>その2年が終わっておりますので、それからあとは1年間ごとの更新、通常の仮設の</p>

	<p>更新ということで、県土整備事務所のほうとの協議をしておりますので、許可については1年ごと、予算については一応3月まで見ております。</p> <p>4月以降については、最大7月までというふうに村としては考えているところですが、使用の状況に応じて来年度を、4、5、6、7をどうするかという部分については、まだ、未定のところでございます。</p>
議 長	5番 高橋弘展議員
5 番	<p>3回目なので最後と思いますが。</p> <p>2款1項5目財産管理費の中の13節委託料ですね、庁舎耐震診断業務ということで、これは、一度以前熊本地震後ですかね、耐震診断が行われているかと思いますが、それで県の提出用で再度していくということなんですが、前回の耐震診断を行ったときに、一度たぶん報告は受けているかと思うんですが、そのときの耐震診断の結果、どういったものだったのか、今一度報告をいただいてもよろしいでしょうか。</p> <p>それで現状の庁舎自体がどういった状況にあるのか、併せてお尋ねいたします。</p>
議 長	総務課長
総務課長	<p>現在の庁舎につきましては、議員ご質問のとおり、28年度耐震診断を行っております。</p> <p>この結果といたしましては、いわゆるS値というのがあるんですが、1、1.25、1.5という基準がございまして、通常の公共施設については1ですね、庁舎等の、市町村の中心的なそういう防災的な建物としては1.25、避難所等ですね。</p> <p>国等の基準で最も高いものとしての中央防災施設としては1.5という、一つの指針の基準がございまして。</p> <p>耐震診断の結果といたしましては、庁舎と期間集落センターを行ったものでございますが、どちらも1.25はクリアしております。部署によっては、階とブロックごとに数字が出るんですけど、平均をすると1.5ちょっとわずかに切っているぐらい。部署によっては大丈夫ということで、庁舎としてはですね、耐震基準はクリアしているということで、報告をいただいているものでございます。</p>
議 長	7番 長澤貞義議員
7 番	<p>今のページで、財産管理費の中で、プレハブの下の庁舎管理用備品で、パソコン70台ですね、これを購入する会社を決定するのは、どういう形で決定をするのでしょうか。</p>
議 長	総務課長
総務課長	<p>品物の決定のプロセスにつきましては、前回、平成25年購入のときは指名競争入札で行いました。</p> <p>ただ、今ですね、非常に品物の在庫、特にCPUという一番中心のものがですね、すごく品薄ということで、ちょっとまだすぐには発注できないんですが、3月までにはですね、一応村の方針としては、指名競争入札において行いたいというふうに考えております。</p>
議 長	<p>他に質疑はありませんか。</p> <p>ないようですから、質疑を終結いたします。</p> <p>これから討論を行います。</p> <p>反対討論はありませんか。</p> <p>(反対討論なし)</p>
議 長	<p>賛成討論はありませんか。</p> <p>(賛成討論なし)</p>
議 長	<p>ないようですから、討論を終結いたします。</p> <p>採決します。</p>

	<p>議案第41号「令和元年度東峰村一般会計歳入歳出補正予算（第2号）について」を、お諮りいたします。</p> <p>本案に賛成の方、挙手をお願いします。</p> <p>（賛成者挙手）</p>
議長	<p>全員賛成と認めます。</p> <p>よって、本案は、原案どおり可決されました。</p>
日程第11	
議長	<p>日程第11 議案第42号「令和元年度東峰村簡易水道事業特別会計歳入歳出補正予算（第2号）について」を、議題といたします。</p> <p>これから、質疑を行います。</p> <p>質疑はありませんか。</p> <p>（質疑なし）</p>
議長	<p>ないようですから、質疑を終結いたします。</p> <p>これから、討論を行います。</p> <p>討論はありませんか。</p> <p>（討論なし）</p>
議長	<p>ないようですから、討論を終結いたします。</p> <p>採決します。</p> <p>議案第42号「令和元年度東峰村簡易水道事業特別会計歳入歳出補正予算（第2号）について」を、お諮りいたします。</p> <p>本案に賛成の方、挙手をお願いします。</p> <p>（賛成者挙手）</p>
議長	<p>全員賛成と認めます。</p> <p>よって、本案は、原案どおり可決されました。</p>
日程第12	
議長	<p>日程第12 議案第43号「令和元年度東峰村国民健康保険事業特別会計歳入歳出補正予算（第2号）について」を、議題といたします。</p> <p>これから、質疑を行います。</p> <p>質疑はありませんか。</p> <p>（質疑なし）</p>
議長	<p>ないようですから、質疑を終結いたします。</p> <p>これから、討論を行います。</p> <p>討論はありませんか。</p> <p>（討論なし）</p>
議長	<p>ないようですから、討論を終結いたします。</p> <p>採決します。</p> <p>議案第43号「令和元年度東峰村国民健康保険事業特別会計歳入歳出補正予算（第2号）について」を、お諮りいたします。</p> <p>本案に賛成の方、挙手をお願いします。</p> <p>（賛成者挙手）</p>
議長	<p>全員賛成と認めます。</p> <p>よって、本案は、原案どおり可決されました。</p>
日程第13	
議長	<p>日程第13 承認第10号「専決処分の承認を求めることについて（専決第7号）」を、議題といたします。</p> <p>これから、質疑を行います。</p>

	<p>質疑はありませんか。 (質疑なし)</p>
議長	<p>ないようですから、質疑を終結いたします。 これから、討論を行います。 討論はありませんか。 (討論なし)</p>
議長	<p>ないようですから、討論を終結いたします。 採決します。 承認第10号「専決処分の承認を求めることについて(専決第7号)」を、お諮りいたします。 本案に賛成の方、挙手でお願いします。 (賛成者挙手)</p>
議長	<p>全員賛成と認めます。 よって、本案は、原案どおり承認されました。</p>
日程第14	
議長	<p>日程第14 承認第11号「専決処分の承認を求めることについて(専決第8号)」を、議題といたします。 これから、質疑を行います。 質疑はありませんか。 (質疑なし)</p>
議長	<p>ないようですから、質疑を終結いたします。 これから、討論を行います。 討論はありませんか。 (討論なし)</p>
議長	<p>ないようですから、討論を終結いたします。 採決します。 承認第11号「専決処分の承認を求めることについて(専決第8号)」を、お諮りいたします。 本案に賛成の方、挙手でお願いします。 (賛成者挙手)</p>
議長	<p>全員賛成と認めます。 よって、本案は、原案どおり承認されました。</p>
日程第15	
議長	<p>日程第15 承認第12号「専決処分の承認を求めることについて(専決第9号)」を、議題といたします。 これから質疑を行います。 質疑はありませんか。 (質疑なし)</p>
議長	<p>ないようですから、質疑を終結いたします。 これより討論を行います。 討論はありませんか。 (討論なし)</p>
議長	<p>ないようですから、討論を終結いたします。 採決します。 承認第12号「専決処分の承認を求めることについて(専決第9号)」を、お諮りいたします。</p>

	<p>本案に賛成の方、挙手でお願いします。 (賛成者挙手)</p>
議 長	<p>全員賛成と認めます。 よって、本案は、原案どおり承認されました。</p>
日程第16	
議 長	<p>日程第16 承認第13号「専決処分の承認を求めることについて(専決第10号)」を、議題といたします。 これから、質疑を行います。 質疑はありませんか。 (質疑なし)</p>
議 長	<p>ないようですから、質疑を終結いたします。 これから、討論を行います。 討論はありませんか。 (討論なし)</p>
議 長	<p>ないようですから、討論を終結いたします。 採決します。 承認第13号「専決処分の承認を求めることについて(専決第10号)」を、お諮りいたします。 本案に賛成の方、挙手でお願いします。 (賛成者挙手)</p>
議 長	<p>全員賛成と認めます。 よって、本案は、原案どおり承認されました。</p>
日程第17	
議 長	<p>日程第17 承認第14号「専決処分の承認を求めることについて(専決第11号)」を、議題といたします。 これから、質疑を行います。 質疑はありませんか。 (質疑なし)</p>
議 長	<p>ないようですから、質疑を終結いたします。 これから、討論を行います。 討論はありませんか。 (討論なし)</p>
議 長	<p>ないようですから、討論を終結いたします。 採決します。 承認第14号「専決処分の承認を求めることについて(専決第11号)」を、お諮りいたします。 本案に賛成の方、挙手でお願いします。 (賛成者挙手)</p>
議 長	<p>全員賛成と認めます。 よって、本案は、原案どおり承認されました。</p>
日程第18～ 日程第21	
議 長	<p>日程第18 認定第1号「平成30年度東峰村一般会計歳入歳出決算の認定について」 日程第19 認定第2号「平成30年度東峰村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について」</p>

	<p>日程第20 認定第3号「平成30年度東峰村国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について」</p> <p>日程第21 認定第4号「平成30年度東峰村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」</p> <p>は、決算審査特別委員会に付託をいたしました。</p> <p>決算審査特別委員会、委員会報告をお手元に配布しております。</p> <p>それでは、決算審査特別委員会の委員長の報告をお願いします。</p> <p>決算審査特別委員会委員長</p>
委員長	<p>決算審査特別委員会委員長の報告をいたします。</p> <p>令和元年第5回東峰村議会定例会、9月10日本会議において、決算審査特別委員会に付託を受けました案件について、会議規則第76条の規定により審査結果を報告いたします。</p> <p>付託を受けた案件は、認定第1号「平成30年度東峰村一般会計歳入歳出決算の認定について」、認定第2号「平成30年度東峰村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について」、認定第3号「平成30年度東峰村国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について」、認定第4号「平成30年度東峰村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」、以上4件でありました。</p> <p>審査期日は、令和元年9月11、12、13日の3日間で、会計ごとに慎重に審査を行いました。</p> <p>審査の結果は、原案どおり認定するものと決定をいたしました。</p> <p>決算審査特別委員会の結果については、委員長名で議長宛に文書で報告を済ませていることも、併せて報告をいたします。</p> <p>以上、付託を受けました案件について、決算審査特別委員会の委員長の報告を終わります。</p>
議長	<p>ただ今、決算審査特別委員会委員長の報告がなされました。</p> <p>これより各号ごとに採決を行います。</p> <p>日程第18 認定第1号「平成30年度東峰村一般会計歳入歳出決算の認定について」</p> <p>採決を行います。</p> <p>委員会報告書のとおり認定することに賛成の方は、挙手をお願いします。</p> <p>(賛成者挙手)</p>
議長	<p>賛成多数。</p> <p>よって、本案は、委員会報告書のとおり認定することに決定いたしました。</p>
議長	<p>日程第19 認定第2号「平成30年度東峰村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について」</p> <p>採決を行います。</p> <p>委員会報告書のとおり認定することに賛成の方は、挙手をお願いします。</p> <p>(賛成者挙手)</p>
議長	<p>全員賛成と認めます。</p> <p>よって、本案は、委員会報告書のとおり認定することに決定いたしました。</p>
議長	<p>日程第20 認定第3号「平成30年度東峰村国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について」</p> <p>採決を行います。</p> <p>委員会報告書のとおり認定することに賛成の方は、挙手をお願いします。</p> <p>(賛成者挙手)</p>
議長	<p>全員賛成と認めます。</p>



	よって、本案は、委員会報告書のとおり認定することに決定いたしました。
議長	<p>日程第21 認定第4号「平成30年度東峰村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」</p> <p>採決を行います。</p> <p>委員会報告書のとおり認定することに賛成の方は、挙手でお願いします。</p> <p>(賛成者挙手)</p>
議長	<p>全員賛成と認めます。</p> <p>よって、本案は、委員会報告書のとおり認定することに決定しました。</p>
日程第22	
議長	<p>日程第22 報告第3号「平成30年度株式会社宝珠山ふるさと村決算状況報告について」を、議題といたします。</p> <p>これより質疑を行います。</p> <p>質疑はありませんか。</p> <p>(質疑なし)</p>
議長	<p>ないようですから、質疑を終結いたします。</p> <p>報告第3号「平成30年度株式会社宝珠山ふるさと村決算状況報告」を、終了します。</p>
日程第23	
議長	<p>日程第23 発議第3号「新たな過疎対策法の制定に関する意見書の提出について」を、議題といたします。</p> <p>補足説明を梶原光春議員に求めます。</p> <p>2番 梶原光春議員</p>
2番	<p>発議第3号「新たな過疎対策法の制定に関する意見書の提出について」の説明につきましては、意見書の朗読をもって代えたいと思います。</p> <p>まず、発議第3号、東峰村議会議長 佐々木紀嘉殿。</p> <p>提出者、東峰村議会議員 梶原光春、賛成者、同じく東峰村議会議員 高橋弘展。</p> <p>「新たな過疎対策法の制定に関する意見書の提出について」</p> <p>上記議案を、別紙のとおり会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出します。</p> <p>理由、現行の「過疎地域自立促進特別措置法」は、令和3年3月末をもって失効することになるので、引き続き過疎地域の振興を図るため、新たな過疎対策法の制定を国に対し強く要望するためです。</p> <p>続きまして、意見書の案を申し上げます。</p> <p>途中は前回と同じ文章でございますので、途中から申し上げますが。</p> <p>新たな過疎対策法の制定に関する意見書</p> <p>過疎対策については、昭和45年に「過疎地域対策緊急措置法」制定以来、4次に渡る特別措置法の制定により、総合的な過疎対策事業が実施され、過疎地域における生活環境の整備や産業の振興など一定の成果を上げたところであります。</p> <p>しかしながら、依然として多くの集落が消滅の危機に瀕し、また、森林管理の放置による森林の荒廃や度重なる豪雨・地震等の発生による林地崩壊、河川の氾濫など、極めて深刻な状況に直面しております。</p> <p>過疎地域は、わが国の国土の過半を占め、豊かな自然や歴史・文化を有するふるさとの地域であり、都市に対する食料・水・エネルギーの供給、国土・自然環境の保全、癒しの場の提供、災害の防止、森林による地球温暖化の防止などに多大な貢献をしております。</p> <p>過疎地域が果たせるこのような多面的・公益的な機能は国民共有の財産であり、そ</p>

	<p>れは過疎地域の住民によって支えられてきたものであります。</p> <p>現行の「過疎地域自立促進特別措置法」は令和3年3月末をもって失効することとなるが、過疎地域が果たしている多面的・公共的機能を今後も維持していくためには、引き続き過疎地域に対して総合的かつ積極的な支援を充実・強化し、住民の暮らしを支えていく政策を確立・推進することが重要であります。</p> <p>過疎地域が、そこに住み続ける住民にとって安心・安全に暮らせる地域として健全に維持されることは、同時に、都市をも含めた国民全体の安心・安全な生活に寄与するものであります。引き続き総合的な過疎対策を充実・強化することが必要であります。</p> <p>よって、新たな過疎対策法の制定を強く希望します。</p> <p>以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。</p> <p>令和元年9月です。提出日は省いております。</p> <p>宛先、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、農林水産大臣、国土交通大臣殿であります。</p> <p>福岡県朝倉郡東峰村議会議長 佐々木紀嘉名で提出したいと思っております。</p>
議長	<p>以上、説明が終わりました。</p> <p>これより質疑を行います。</p> <p>質疑はありませんか。</p> <p>(質疑なし)</p>
議長	<p>ないようですから、質疑を終結いたします。</p> <p>これより討論を行います。</p> <p>討論はありませんか。</p> <p>(討論なし)</p>
議長	<p>ないようですから、討論を終結いたします。</p> <p>採決します。</p> <p>発議第3号「新たな過疎対策法の制定に関する意見書の提出について」を、お諮りいたします。</p> <p>本案に賛成の方、挙手をお願いします。</p> <p>(賛成者挙手)</p>
議長	<p>全員賛成と認めます。</p> <p>よって、本案は、採択することに決定をいたしました。</p> <p>この意見書につきましては、後日関係省庁に提出をいたします。</p>
日程第24	
議長	<p>日程第24 請願第2号『「少人数学級推進などの定数改善」「義務教育費国庫負担制度2分の1の復元」にかかわる意見書の提出を求める請願書』を、議題といたします。</p> <p>紹介議員、黒川隆康議員の説明を求めます。</p> <p>3番 黒川隆康議員</p>
3番	<p>「少人数学級推進などの定数改善」「義務教育費国庫負担制度2分の1の復元」にかかわる意見書の提出を求める請願書であります。</p> <p>請願者は、住所が朝倉市堤1600番地2、福岡県教職員組合朝倉支部 支部長 下田哲士であります。</p> <p>93ページに意見書案として載せておりますので、これを朗読して提案に代えさせていただきます。</p> <p>「少人数学級推進などの定数改善」「義務教育費国庫負担制度2分の1の復元」を求める意見書(案)</p>

	<p>(一) 子どもたちの教育環境改善のために、計画的な教職員定数改善を推進すること。</p> <p>(二) 教育の機会均等と水準の維持向上をはかるため、義務教育費国庫負担制度の負担割合を2分の1に還元すること。</p> <p>中ほどから朗読させていただきます。前文は昨年と同様でありますので。</p> <p>学校現場における課題が複雑化・困難化する中で子どもたちの豊かな学びを実現するためには、教職員が安心して働ける環境が必要です。しかし、文部科学省が公表した2016年度の教員勤務実態調査の結果では、週60時間以上働いている教員の割合は小学校で33%、中学校では57%と半数以上占めています。週60時間以上の労働は、過労死ラインとされる月80時間超の時間外労働に相当します。明日の日本を担う子どもたちを育む学校現場において、教職員が人間らしい働き方ができるためには、長時間労働の是正が必要であり、そのための教職員定数改善も欠かせません。</p> <p>義務教育費国庫負担制度については、三位一体改革の中で国庫負担率が2分の1から3分の1に引き下げられました。いくつかの自治体においては厳しい財政状況の中、独自財源による定数措置等も行われていますが、地方自治体の財政を圧迫しています。国の施策として財源保障をし、子どもたちが全国どこに住んでいても一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請です。国庫負担割合を2分の1に還元することを要請いたします。</p> <p>未来を担う子どもたちを育む教育の役割は重要であり、そのための条件整備が不可欠です。こうした観点から、政府予算編成において上記事項が実現されるよう、意見書を提出いたします。</p> <p>令和元年8月21日、東峰村議会議長名で提出いたします。</p> <p>提出先は、内閣総理大臣、内閣官房長官、文部科学大臣、財務大臣、総務大臣であります。以上でございます。</p>
議長	<p>以上、説明が終わりました。</p> <p>これから、質疑を行います。</p> <p>質疑はありませんか。</p> <p>(質疑なし)</p>
議長	<p>ないようですから、質疑を終結いたします。</p> <p>これより討論を行います。</p> <p>討論はありませんか。</p> <p>(討論なし)</p>
議長	<p>ないようですから、討論を終結いたします。</p> <p>採決します。</p> <p>請願第2号『「少人数学級推進などの定数改善」「義務教育費国庫負担制度2分の1還元」にかかわる意見書の提出を求める請願書』を、お諮りいたします。</p> <p>本案に賛成の方、挙手でお願いします。</p> <p>(賛成者挙手)</p>
議長	<p>全員賛成と認めます。</p> <p>よって、本案は、採択することに決定いたしました。</p> <p>この意見書につきましては、後日関係省庁に提出をいたします。</p>
日程第25	
議長	<p>日程第25 請願第3号『「地方財政の充実・強化を求める意見書」の提出を求める請願書』を、議題といたします。</p> <p>紹介議員、長澤貞義議員の説明を求めます。</p> <p>7番 長澤貞義議員</p>

7 番	<p>請願第3号、「地方財政の充実・強化を求める意見書」の提出を求める請願書の説明につきましては、意見書の朗読をもって代えたいと思います。</p> <p>「地方財政の充実・強化を求める意見書」の提出を求める請願書</p> <p>請願者は、福岡県朝倉郡東峰村大字宝珠山6425、自治労東峰村職員労働組合執行委員長 小島祥二から請願が出されております。</p> <p>それでは、地方財政の充実・強化を求める意見書(案)でございます。</p> <p>2020年度の政府予算と地方財政の検討にあたっては、歳入・歳出を的確に見積もり、人的サービスとしての社会保障予算の充実と地方財政の確立をめざすことが必要です。このため、政府に以下の事項の実現を求めます。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 社会保障、災害対策、環境対策、地域交通対策、人口減少対策など、増大する地方自治体の財政需要を的確に把握し、これに見合う地方一般財源総額の確保をはかること。</li> <li>2. 子ども・子育て支援新制度、地域医療の確保、地域包括ケアシステムの構築、生活困窮者自立支援、介護保険制度や国民健康保険制度の見直しなど、急増する社会保障ニーズへの対応と人材を確保するための社会保障予算の確保及び地方財政措置を的確に行うこと。とりわけ保育の無償化に伴う地方負担分の財源確保を確実にはかること。</li> <li>3. 地方交付税におけるトップランナー方式の導入は、地域によって人口規模・事業規模の差異、各自治体における検討経過や民間産業の展開度合いの違いを無視して経費を算定するものであり、廃止・縮小を含めた検討を行うこと。</li> <li>4. まち・ひと・しごと創生事業費として確保されている1兆円について、引き続き同規模の財源確保をはかること。</li> <li>5. 2020年度から始まる会計年度任用職員の処遇改善のための財源確保をはかると。</li> <li>6. 森林環境譲与税の譲与基準については、地方団体と協議を進め、林業需要の高い自治体への譲与額を増大させるよう見直しを進めること。</li> <li>7. 地域間の財源遍在性の是正のため、遍在性の小さい所得税・消費税を対象に国税から地方税への税源移譲を行うなど、抜本的な解決策の協議を進めること。</li> </ol> <p>同時に、各種税制の廃止、減税を検討する際には、自治体財政に与える影響を十分検証した上で、代替財源の確保をはじめ、財政運営に支障が生じることがないように対応を図ること。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>8. 地方交付税の財源保障機能・財政調整機能の強化をはかり、市町村合併の算定特例の終了を踏まえた新たな財政需要の把握、小規模自治体に配慮した段階補正の強化などの対策を講じること。</li> <li>9. 依然として4兆円規模の財源不足があることから、地方交付税の法定率を引き上げ、臨時財政対策債に頼らない地方財政を確立すること。</li> <li>10. 自治体の基金残高を、地方財政計画や地方交付税に反映させないこと。</li> </ol> <p>以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。という文でございます。</p> <p>東峰村議会議長 佐々木議長宛に、これが出されております。</p> <p>なお、提出先を紹介いたします。</p> <p>内閣総理大臣、内閣官房長官、総務大臣、財務大臣、経済産業大臣、内閣府特命担当大臣(地方創生規制改革担当)、内閣府特命担当大臣(経済財政政策担当)に提出する予定でございます。以上です。</p>
議長	<p>以上で説明が終わりました。</p> <p>これから、質疑を行います。</p>

	<p>質疑はありませんか。 (質疑なし)</p>
議長	<p>ないようですから、質疑を終結いたします。 これから、討論を行います。 討論はありませんか。 (討論なし)</p>
議長	<p>ないようですから、討論を終結いたします。 採決します。 請願第3号『「地方財政の充実・強化を求める意見書」の提出を求める請願書』を、お諮りいたします。 本案に賛成の方、挙手をお願いします。 (賛成者挙手)</p>
議長	<p>全員賛成と認めます。 よって、本案は、採択することに決定をいたしました。 この意見書につきましては、後日関係省庁に提出をいたします。</p>
議長	<p>9番 伊藤議員ほか8名から、発議第4号「日田彦山線の「鉄道での早期復旧」に全力で取り組む決議について」が、提出されております。 お諮りをいたします。 これを日程に追加し、追加日程第1として、議題にしたいと思っております。 ご異議ありませんか。 (異議なし)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。 発議第4号「日田彦山線の「鉄道での早期復旧」に全力で取り組む決議について」を、日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決定をいたしました。</p>
追加日程第1	
議長	<p>追加日程第1 発議第4号「日田彦山線の「鉄道での早期復旧」に全力で取り組む決議について」を、議題といたします。 説明を提出者伊藤均議員に求めます。 9番 伊藤均議員</p>
9番	<p>発議第4号、東峰村議会議長 佐々木紀嘉殿。 「日田彦山線の「鉄道での早期復旧」に全力で取り組む決議について」上記案を、別紙のとおり東峰村議会会議規則第14条1項及び2項の規定により、提出いたします。 令和元年9月13日提出です。 提出者につきましては、東峰村議会議員伊藤均、ほか8名です。 日田彦山線の「鉄道での早期復旧」に全力で取り組む決議 平成29年7月の九州北部豪雨災害から2年余りを経過しているが、JR日田彦山線については、今もなお復旧の時期が見通せない状況である。現在不通となっている添田駅から夜明駅の区間は代行バスを運行しているものの、鉄道を利用していた多くの地元住民は不便と不安を強いられている。 これまで日田彦山線復旧会議においては、JR九州と沿線自治体との復旧方法について議論を重ねてきたが、鉄道での復旧について、JR九州と沿線自治体との考えに大きな隔たりがあり、また有効な対策や具体的な復旧時期は示されないままである。 令和元年8月31日に、日田彦山線鉄道での早期復旧を求める東峰村住民決起大会の決議を受け、東峰村議会は、住民とともに日田彦山線の鉄道での早期復旧に全力で取り組んでいく。</p>

	以上、決議する。 令和元年9月13日、東峰村議会議長です。
議長	以上、説明が終わりました。 これより質疑を行います。 質疑はありませんか。 (質疑なし)
議長	ないようですから、質疑を終結いたします。 討論を行います。 討論はありませんか。 (討論なし)
議長	ないようですから、討論を終結いたします。 採決します。 発議第4号「日田彦山線の「鉄道での早期復旧」に全力で取り組む決議について」を、お諮りいたします。 本案に賛成の方、挙手をお願いします。 (賛成者挙手)
議長	全員賛成と認めます。 よって、本案は、原案どおり可決されました。 (「議長、動議。」の声あり)
議長	5番 高橋弘展議員
5番	発議第5号「東峰村長の不信任決議案について」を、提出いたします。
議長	7番 長澤貞義議員
7番	高橋議員に賛成いたします。
議長	1名の賛成がありますので、動議は成立いたしました。 3番 黒川隆康議員
3番	動議を提出いたします。 休憩の動議を提出したいと思います。
休憩	
議長	11時40分まで休憩をいたします。  (11時29分)
再開	
議長	会議を再開いたします。  (12時15分)
議長	ただ今、高橋議員から、澁谷村長の不信任の決議案が提出されました。 この動議は、1名以上の賛成者がありますので、成立をしました。 本決議案を日程に追加し、追加日程第2として、議題とすることについて採決をします。 この採決は、挙手によって行います。 本決議案を日程に追加し、追加日程第2として、議題とすることに賛成の方の挙手をお願いします。 (賛成者挙手)
議長	賛成少数です。 よって、日程に追加することは、否決をいたしました。 5番 高橋弘展議員
5番	先ほどの動議にて提案したものに関しては、発議の要件を満たしているかと思いません。取り扱いについて、お尋ねいたします。

議 長	この村長の不信任案につきましては、特別決議になっておりますので、今、議会事務局のほうとも検討いたしまして、このような取り扱いになっております。 5番 高橋弘展議員
5 番	案としては提出されたままになっておりますが、その取り扱いは、議事日程に加える以外に、まだ残っていると思うんですが、その議案は、どういったふうに議長として取り扱われるおつもりでしょうか。
議 長	この議案につきましては、日程26の閉会中の継続調査申出書の終了後に、もう一度、皆さん方に議題としてかけます。 それで、再度否決をした場合は、議題としては取り上げないというふうになります。
日程第26	
議 長	日程第26 「閉会中の継続調査申出書」を、議題といたします。 本件につきましては、議会運営委員会・各常任委員会・議会広報特別委員会・地方創生検証特別委員会から閉会中の継続調査申出がなされております。 お諮りをします。 委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに、ご異議ありませんか。 (異議なし)
議 長	異議なしと認めます。 したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定をいたしました。
議 長	再度お諮りをいたします。 澁谷村長の不信任案の決議が提出されております。この決議について、議題として追加することに賛成の方の挙手を求めます。 (賛成者挙手)
議 長	賛成少数です。 よって、日程に追加することは、否決をいたしました。
閉 会	
議 長	以上をもちまして、本定例会に付議されました案件の審議は、すべて終了いたしました。 村長よりあいさつの申し出がっております。 これを許可します。 村長
村 長	閉会にあたりまして、一言お礼を申し上げます。 今月10日から本日まで、第5回東峰村議会定例会を開催し、議員の皆様には慎重審議を賜り、原案どおりご可決をいただきましたことにつきまして、衷心より厚くお礼を申し上げます。 また、審議会の中でいただきました貴重なご意見、ご提案等につきましては、今後の行政運営に生かしていく所存であります。 さて、一昨年九州豪雨による災害復旧は、今後とも最優先で取り組んでまいりますが、日田彦山線の復旧に関しましては、昨日から開催されております福岡県議会の定例会においても、質問等が行われると伺っております。 本年9月5日行われた知事の定例記者会見では、地域の方の思いをJR九州に直接伝えることを繰り返す中で、住民の皆様にとって最善の策は何か、その観点から私どもで十分検討して、この問題を1日でも早く解決し、地域の復旧に繋げていきたいと、知事は、記者からの質問に対しての答弁を行っております。 このことにつきましては、知事本人が先頭に立って解決をしていくのではなく、地域住民とJR九州との話で解決を図るようにと受け取れる発言であると思います。

	<p>いずれにいたしましても、被災をした3自治体の首長、住民の皆様の力を結集し、早期復旧に全力で取り組まなければならないと決意をする次第であります。</p> <p>また、本日13日は、添田町が19時から、JR九州から日田彦山線の復旧について説明を受けることとなっております。</p> <p>また、本日15時から、JR九州の前田副社長が来庁することになっておりますので、昨日の住民決起大会の決議文の趣旨を踏まえ、災害自治体の1.6億円の負担なしでの日田彦山線の早期復旧を、要請をしていきたいと考えているところであります。</p> <p>また、本村におきましても10月2日水曜日に、JR九州からの説明を受けたいとしているところであります。</p> <p>さて、今月15日には東峰学園の運動会、20日には敬老の日が予定されているところです。今後とも本村の継続的な発展並びに地域の活性化にしっかりと取り組んでまいりますので、議員各位の皆様方のご理解とご協力を重ねてお願いし、私の閉会のあいさつといたします。ありがとうございました。</p>
議 長	<p>これもちまして、令和元年第5回東峰村議会定例会の全日程を終了いたします。 (12時25分)</p>
	<p>上記会議の経過を記載し、その相違ないことを証するために署名する。</p> <p style="text-align: center;">議 長</p> <p style="text-align: center;">議 員</p> <p style="text-align: center;">議 員</p>